

農地法関係事務処理の手引き (農地転用関係)

平成20年3月
(令和7年6月一部改訂)

茨城県農林水産部農業政策課

目 次

《事務処理要領編》

第1	許可申請の取扱要領	1
1	各条共通事項	1
2	農地等の転用（法第4条・第5条）	2
第2	農地等転用届出（市街化区域）	4
第3	買受適格証明願の取扱い	13
第4	制限除外の農地移動届の取扱い	19
第5	許可申請取下願（法第4条・第5条）	25
第6	許可（届出受理）証明	29
第7	許可申請書記載事項の変更願	36
第8	許可指令書の訂正願	38
第9	許可申請書の補正	41
第10	現況確認証明	44
第11	非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地転用許可申請の取扱い	49
第12	地域計画内における認定農業者が使用する農業用施設の農地転用許可の取扱い	56
第13	許可処分取消願（法第4条・第5条）	62
第14	違反転用に対する処分等（法第51条）	66
第15	行政不服審査法関係	79

《農地転用審査基準編》

第1	農地等の転用とは	88
1	農地転用の意義	88
2	農地等の転用の制限	88
3	転用許可が不要となる場合	88
第2	許可申請	89
1	許可申請者	89
2	許可権限	90
3	許可申請手続	91
4	許可申請書及び添付書類	92
5	申請書の記載要領（法第4・5条共通）	103
6	許可申請書の処理	105
7	関係法令との調整	107
8	その他	109
第3	許可基準	130
1	許可基準の概要	130
2	立地基準	130
3	一般基準	140
4	転用目的別の許可基準	142
第4	農地転用許可後の転用事業の促進措置	150
1	農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握	150
2	事業実施の指導・催告	150

3 事業実施の催告後の措置	151
第5 許可後の事業計画変更	154
1 該当範囲	154
2 提出書類	154
3 添付書類	154
4 農業委員会の処理	156
5 農業政策課の処理	156
第6 農地転用協議の手続	165
1 法第4条第8項の協議の手続	165
2 法第5条第4項の協議の手続	165
3 農業委員会（知事）の処理	165
4 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整	165

《通知編》

1 一時転用について	175
(1) 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて	175
(2) 「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」の運用について	195
(3) 農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画変更について	204
(4) 「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」並びに「砂利採取計画認可申請 及び変更手続要領」の一部改正に伴う農地転用許可申請の取扱いについて	207
(5) 産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について	216
(6) 農地等の一時転用に係る許可の取扱いについて	218
2 建築基準法と農地転用の調整について	216
(1) 建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可事務の連絡調整について	216
(2) 建築確認申請受付前の市町村農業委員会による地目確認事務の廃止について	217
(3) 建築確認申請受付前の市町村農業委員会による地目確認事務の廃止について	218
3 その他	
(1) 農業振興地域の農用地区域からの除外を伴う農地転用許可申請の取扱いについて	225
(2) 公共用地に係る農地の取得に関する農地転用許可制度上の取扱いについて	229
(3) 農地転用における資材置場等の取扱いについて	232
(4) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて	233
(5) 木くず等の農地への利用に係るガイドライン	234
(6) 農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の 農地転用の取扱いについて（技術的助言）	235
(7) 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について	236
(8) 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」 の制定について	239
(9) 農地における盛土等に関する取扱いについて	272

(参考)

・ 農地転用申請に伴う意見聴取における常設審議委員会への諮問書の記載及び 説明の取扱いについて	281
--	-----

- ・ 農地転用許可基準の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 285
- ・ 農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）様式一覧表・・・・・・・・ 289

《改訂履歴》

平成20年3月全面改訂

平成22年5月一部改訂（平成21年法律改正に伴う改訂）

平成22年8月一部改訂（制限除外の取扱いに係る通知の施行に伴う事務処理要領編第4の補足を追加）

平成23年5月一部改訂（茨城県農地転用制度運用連絡会による決定事項の施行等による改訂）

平成23年6月一部改訂（被災住宅の移転に係る農地法施行規則第33条第4号の取扱いを追加）

平成23年10月一部改訂（農地法施行規則第33条第4号及び第37条第5号の取扱いを補足）

平成24年3月一部改訂（茨城県農地転用制度運用連絡会による決定事項の施行等による改訂）

平成24年5月一部改訂（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴う、農林水産省関係通知の一部改正に伴う改訂）

平成25年2月一部改訂（茨城県農地転用制度運用連絡会による決定事項の施行等による改訂）

平成26年2月一部改訂（茨城県農地転用制度運用連絡会による決定事項の施行等による改訂）

平成27年3月一部改訂（茨城県農地転用制度運用連絡会による決定事項の施行等による改訂）

平成28年3月一部改訂（平成27年法律改正に伴う改訂）

平成29年3月一部改訂（行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）の施行等による改訂）

平成31年4月一部改訂（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成30年7月6日法律第71号）の施行等による改訂）

平成31年4月一部再改訂（建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）の発出等による改訂）

令和2年3月一部改訂（令和元年11月1日付けで、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正されたこと等による改訂）

令和3年3月一部改訂（『「農地法関係事務処理要領の制定について」等の一部改正について』（令和2年4月1日付け元経営第3260号・元農振第3698号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の発出等による改訂）

令和4年3月一部改訂（『「農地法関係事務処理要領の制定について」等の一部改正について』（令和3年4月1日付け2経営第3429号・2農振第3676号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の発出等による改訂）

令和6年3月一部改訂（『「農地法関係事務処理要領の制定について」等の一部改正について』（令和6年3月28日付け5経営第3124号・5農振第3094号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の発出等による改訂）

令和7年6月一部改訂（『「農地法関係事務処理要領の制定について」等の一部改正について』（令和7年3月31日付け6経営第3208号・6農振第2991号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の発出等による改訂）

凡例

＜法令の表示＞ 法令については、次の略称を用いた。

「法」 農地法

「令」 農地法施行令

「則」 農地法施行規則

（用語の表示） 用語については、次の略称を用いた。

「農地」 農地法第2条の農地

「採草放牧地」 農地法第2条の採草放牧地

「農地等」 農地及び採草放牧地

「解約等」 解約の申入れ、合意解約、解除又は更新しない旨の通知

その他の用語については、農地法の定義に従った。

農地法制定の意義

農地法は、わが国の戦後における農地改革が概ね完了した昭和27年に、自作農創設特別措置法および農地調整法を受け継ぐ形で制定されました（昭和27年10月21日施行）。平成21年の改正により、第1条の目的規定が、耕作者の農地取得の促進を基本的な考え方とするものから、農地転用を規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利取得の促進に改正されました。その主な特色は、次のとおりです。

第1に、法第3条により、耕作目的の農地または採草放牧地（以下「農地等」という。）の権利移動に対する許可制度を設け、平成21年の改正により、農地等に対する所有権の取得については厳しい規制を維持し、貸借については、解除条件付き契約の締結により、一般法人や農作業常時従事者以外の個人の参入を容認しております。

農地等の権利移動は本来私人間の法律行為であります。不耕作目的、投機目的等望ましくない目的での農地等の権利移動を規制し、農地等が生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されるように誘導するため、法第3条に基づき農業委員会の許可を受けなければ、当事者間での農地等の権利の設定・移転の効果が発生しないものとなりました。

第2に、法第18条により、原則として都道府県知事の許可を受けなければ、農地等の賃貸借の解除、解約申入れ、合意による解約または更新拒絶の通知を行ってはならないものとし、賃借権に基づき耕作等の事業を行う者の権利を強く保護しております。

第3に、法第4条、第5条の転用規制により、農地等の転用を行う際に都道府県知事の許可を受けなければならぬものとし、食料生産に必要な農地をできる限り維持する仕組みがとられております。

わが国の食料生産・食料自給に欠くことのできない資源である農地等を維持し、かつ、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利取得を促進している、というのが農地法の基本的な考え方であるということが出来ます。

《事務处理要領編》

《事務処理要領編》

第1 許可申請の取扱要領

1 各条共通事項

(1) 許可申請書の記載要領

ア 申請書のうち、番号、数量等を表わす数字は「アラビア数字」とする。

イ 申請農地又は建物の地積を記載する場合の単位は「平方メートル」を用い、その他（耕面積等）については「アール」、「ヘクタール」の単位を用いる。

ウ 「申請当事者の氏名（名称）、住所、職業」の欄の職業は、専業農家では「農業」、主業農家の場合は「農業兼〇〇業」、準主業農家又は副業的農家の場合は「〇〇業兼農業」等と記載し、法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載する。ただし、その法人が市町村、農業協同組合及び農地所有適格法人にあっては、主たる業務の内容は記載しなくてもよい。

エ 「許可を受けようとする土地の表示等」の欄の面積の単位は「平方メートル」を用い、利用状況は田の場合は一毛田、二毛田、蓮田等の別、畑の場合には普通畑、果樹園、桑畑、茶園等の別を、10 アール当たりの普通収穫高は、田は玄米、畑は普通作物（大小麦）の各平年作を10 アール当りに換算する。耕作者（利用者）名は申請時において耕作している者を記載し、所有者氏名は、土地登記事項証明書上の所有者名義と現在の所有者が異なるときは、備考欄に土地登記事項証明書上の所有者を記載する。

オ 申請人又は許可を受けようとする土地の筆数が多く該当欄に記載できないときは、「〇〇〇〇ほか 何名（別紙申請人名簿のとおり）」、「〇〇〇〇ほか何筆（別紙物件目録のとおり）」と表示し、別紙名簿又は目録として記載する。この際、別紙名簿又は目録の最後に記載された氏名又は地番の下に必ず「以下余白」と記載し、さらに申請書の一部であることを、下例により欄外に付記する。

例 「この名簿（物件目録）は（元号） 年 月 日付け農地法第 条の規定による許可申請書の一部である。」

(2) 農業委員会における提案議題の表示

許可申請について農業委員会の審議を経なければならないものについての提案議題は、次例のように表示する。

第〇号議題	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
第〇号議題	農地法第4条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
第〇号議題	農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
第〇号議題	農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
第〇号議題	農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
第〇号議題	農地法第18条の規定による許可申請に対する送付意見決定について

2 農地等の転用（法第4条・第5条）

（1）許可の手続

① 法第4条関係

ア 該当範囲

法に規定する農地を転用する場合で次に該当するもの

（ア）農地の所有者が、その農地を転用する場合（法第18条の許可を要するものは、同時申請とする。）

（イ）所有権以外の権原に基づく農地を、その借受人が転用する場合（所有者の同意があったもの）

（注）上記転用には一時転用を含む。

イ 申請手続

法第4条第1項の許可を受けようとする者は、「農地法第4条の規定による許可申請書」1部を当該農地の所在する農業委員会に提出する。

ただし、同一の事業の目的に供するために4ヘクタールを超える農地を転用する場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地を転用する場合は、「農地法第4条の規定による許可申請書」2部を当該農地の所在する農業委員会を経由して知事に提出する。

② 法第5条関係

ア 該当範囲

法に規定する農地又は採草放牧地を転用する場合（採草放牧地を農地にする場合を除く。）で次に該当するもの

（ア）転用を目的とする所有権の移転

（イ）転用を目的とする賃借権、地上権の設定又は移転

（ウ）転用を目的とする使用貸借による権利の設定又は移転

（エ）転用を目的とするその他一切の権利の設定又は移転

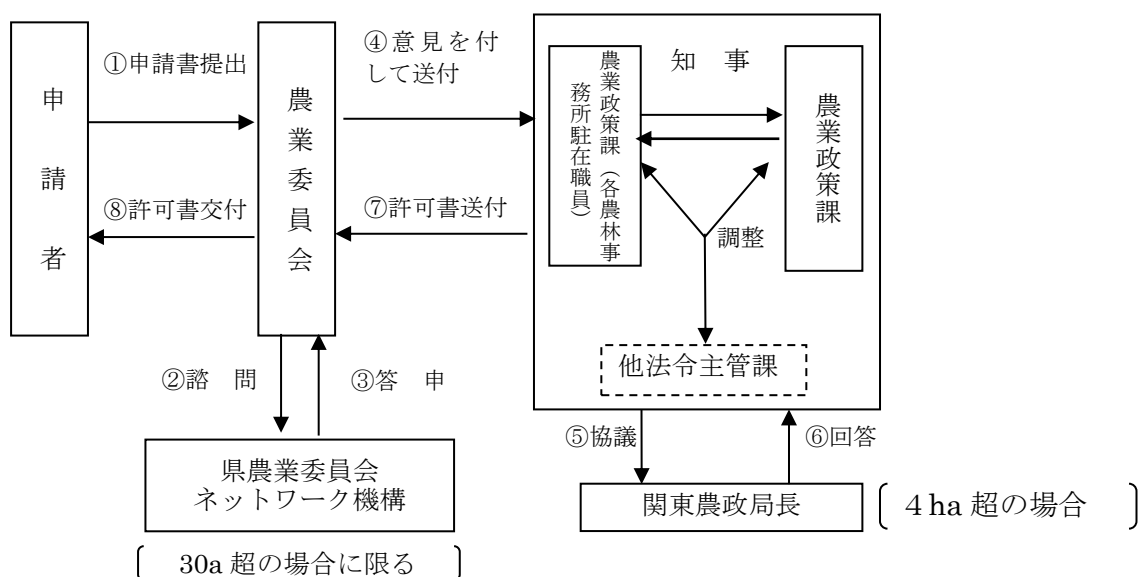
（注）上記転用には一時転用を含む（ただし、（ア）の所有権移転以外のもの）

イ 申請手続

法第5条第1項の許可を受けようとする者は、「農地法第5条の規定による許可申請書」1部を当該農地又は採草放牧地の所在する農業委員会に提出する。

ただし、同一の事業の目的に供するために4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利移動をする場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地若しくは採草放牧地について権利移動をする場合は、「農地法第5条の規定による許可申請書」2部を当該農地等の所在する農業委員会を経由して知事に提出する。

<事務処理のフロー図>



(2) 協議の手続

国、県又は指定市町村（以下、「県等」という。）による学校、社会福祉施設、病院、庁舎宿舍の設置に係る農地転用については、それらの施設を設置しようとする部局と県等の農地転用担当部局との協議（様式第4－1号又は2号による。）が成立することが必要である（法第4条第8項、法第5条第4項）。

① 法第4条第8項の協議の手続

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国又は県等の転用事業担当部局は、農地転用審査基準編第5の(4)の事前調整を行った上で様式第4－1号による協議書を農業委員会に1部提出する。

ただし、同一の事業の目的に供するために4ヘクタールを超える農地を転用する場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地を転用する場合は、協議書の正本を知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））に1部提出するとともに、その写しを農業委員会に1部提出する。

イ 協議書には、農地転用審査基準編第2の4の(2)に掲げる書類を添付する（法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を除く）。

② 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国又は県等の転用事業担当部局は、農地転用審査基準編第5の(4)の事前調整を行った上で様式第4－2号による協議書を農業委員会に1部提出する。

ただし、同一の事業の目的に供するために4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利移動をする場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地若しくは採草放牧地について権利移動をする場合は、協議書の正本を知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））に1部提出するとともに、その写しを農業委員会に1部提出する。

※ 「同一事業目的」とは、同一の事業主体が、「時間」、「空間」を問わず一連の事業計画のもとに転用することをいい、転用面積の判断は、数年間にわたって何回かに分けて転用する場合や、転用農地が連たん接続していない場合でも、一連の事業と認められる場合は全体面積による。

イ 協議書には、農地転用審査基準編第2の4の(2)に掲げる書類を添付する（法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を除く）。

第2 農地等転用届出（市街化区域）

市街化区域内にある農地又は採草放牧地は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより、転用することができます。（法第4条第1項第8号、第5条第1項第7号）

1 法第4条関係

(1) 該当範囲

市街化区域内にある農地を転用する場合、次の各号に該当するもの

ア 農地の所有者がその農地を転用する場合（届出土地が賃貸借の目的となっている場合は届出をしようとする日までに賃貸借の解約を要します。）

イ 所有権以外の権原に基づく農地をその借受人が転用する場合（所有者の同意を要します。）

（注）上記の転用には一時転用を含む。

(2) 提出書類

・ 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書」（様式第2-1号）

・ 添付書類（下記3の書類）

(3) 提出窓口等

農業委員会に提出書類を1部提出します。

(4) 届出書の記載要領

ア 「届出をしようとする土地の表示」欄の面積の単位は「平方メートル」を用い、耕作者氏名は届出時において耕作している者を記載する。

イ 「転用計画」欄の「目的」欄は、「自己住宅」「営業用倉庫」等具体的に記載し、また「事業又は施設の概要」欄は建築物、工作物の名称及び構造の別に記載し農地以外の土地をあわせて利用する場合には、その旨（地目及び地積）を記載する。

ウ 「転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要」欄には被害がない場合は、「どのような理由、環境によって被害を及ぼさない」旨、また、被害のおそれがある場合には、その理由、範囲、防除施設の設置計画について記載する。

エ 「添付書類その他の参考となるべき事項」欄には、他の法令等に関連する場合の概要等及び添付書類について記載する。

2 法第5条関係

(1) 該当範囲

市街化区域内にある農地及び採草放牧地を転用する場合（採草放牧地を農地に転用するものを除く。）で次の各号に該当するもの

ア 所有権を移転する場合

イ 地上権、賃借権、使用貸借による権利の設定及び移転（一時転用を含む。）をする場合

(2) 提出書類

・ 「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書」（様式第2-2号）

・ 添付書類（下記3の書類）

※ 譲受人（賃借人）が1人で、譲渡人（賃貸人）が2人以上ある場合には、届出書の届出者氏名を譲受人（賃借人）何某とし、譲渡人（賃貸人）何某ほか何名「別紙記載のとおり」と記載して届出をすることができます。その別紙は、様式第2-3号です。

(3) 提出窓口等

農業委員会に提出書類を1部提出します。

(4) 届出書の記載要領

法第4条の場合とほぼ同様であるが、特に次の点に留意する。

「権利を設定、移転しようとする契約の内容」欄の権利の設定、移転の時期は、農業委員会に届出書を提出する日の後であること。

3 添付書類（法第4条・第5条共通）

(1) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）（届出者が真正な権利者であることが確認できない場合は戸籍謄本、除籍謄本等を提出してもらいます。）

(2) 位置図（縮尺 1/25,000～1/10,000 程度）

(3) 届出土地が賃貸借の目的になっている場合には、賃貸借が解約されることを証する書面等

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に規定により、農地法に基づく申請書を提出する場合に添付する「登記事項証明書」（土地・法人）については、農業委員会及び農地転用許可権者が登記事項証明書に係る情報を入手し、又は参照することができる場合は、登記事項証明書に代わり「照会番号」を添付することで、登記事項証明書の添付を省略することができる。

4 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは「農地転用届出整理簿」（様式第 2－4 号）に記載し、届出書に受付印を押して受付の日を明らかにする。
- (2) 農業委員会は、届出があったときは直ちに届出者に対し、法第 4 条第 1 項第 8 号又は第 5 条第 1 項第 7 号の届出は農業委員会において適法に受理されるまで届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまで転用行為に着手しないよう指導する。
- (3) 農業委員会は、届出書の提出があったときは直ちに受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進める。
- (4) 農業委員会は、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。
- (5) 農業委員会は、受理又は不受理を決定するにあたっては次の項目を審査する。
 - ア 届出書の記載事項が記載されているかどうか。
 - イ 届出に係る農地等が市街化区域内かどうか。
 - ウ 届出者が届出に係る農地等について権原を有しているかどうか。
 - エ 届出書に添付すべき書類が添付されているかどうか。
- (6) 農業委員会は届出に対して受理又は不受理を決定したときは、受理にあつては様式第 2－5 号の「受理通知書」を届出者に速やかに交付し、不受理にあつては「不受理通知書」（様式第 2－6 号）により理由を付して速やかに届出者に交付する。
- (7) 農業委員会は、受理通知書又は不受理通知書を交付したときは、「農地転用届出整理簿」（様式第 2－4 号）に記載する。
- (8) 専決処理した届出については、直後の農業委員会総会（又は部会）に報告する。
- (9) 農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出通知書」（様式第 2－8 号）又は「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出通知書」（様式第 2－9 号）により当該土地改良区に通知する。

様式第2-1号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

届出者 氏名

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

記

1 届出者の住所等、職業	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕作（利用）者	
			登記簿	現 況	(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	筆 ㎡ (田 筆 ㎡、畑 筆 ㎡)							
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期		工事着工時期						
工事完了時期									
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要									
5 添付書類、その他の参考となるべき事項	(1) 土地の位置を示す図面 (2) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） (3) 登記名義人と届出者が異なる場合は真正な権利者であることを証する書面 (4) 届出農地が賃貸借の目的となっている場合には当該賃貸借が解約されたことを証する書面等								

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式第 2 - 2 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し、移転したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によって届け出ます。

1 当事者の 住所等	当事者の別	氏 名		住 所					
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地の所有者		耕 作 者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
	計	筆 ㎡ (田 筆 ㎡ 畑 筆 ㎡ 採草放牧地 筆 ㎡)							
3 権利を設定、 移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期		権利の存続期間		その他	
4 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用すること によって生ずる 付近の農地、作物等の被害の防 除施設の概要									

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が 2 人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の 1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、様式第 2 - 3 号のとおりとします。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式第 2－3 号

届出書 1 の欄 届出当事者の氏名、住所等及び職業

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人 (借受人)		
譲 渡 人 (貸付人)		
〃		
〃		
〃		

届出書 2 の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏 名	住 所	氏名	住 所
計 筆		㎡ (田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)				

(記載要領) 本表は、譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式第 2－4 号

農 地 転 用 届 出 整 理 簿

受付 番号	受付 年月 日	届出者氏名		土地の表示					委員 会審 議年 月日	受理 (不受 理) 月 日	交付 年月 日	備考
		譲 受 人 (借 受 人)	譲 渡 人 (貸付人)	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)				

受 理 通 知 書

〇〇農委発 番 号
(元号) 年 月 日

届出者名 殿

〇〇農業委員会会長 氏名 印

(元号) 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号(第5条第1項第6号)の規定による届出についてはこれを受理し、(元号) 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項(第10条第2項)の規定により通知します。

1 届出者の氏名、住所	氏 名		住 所		
2 土地の所在、地番、 地目及び面積並びに権利 の種類及び設定又は移転 の別	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
	権利の種類及び設定 又は移転の別				
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の 目的					

(記載注意)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

不 受 理 通 知 書

〇〇農委発 番 号
(元号) 年 月 日

殿

〇〇農業委員会会長 氏名 印

(元号) 年 月 日付けで提出のありました農地法第4条第1項第8号(第5条第1項第7号)の規定による届出については、次の理由により受理できません。よって、農地法施行令第3条第2項(第10条第2項)の規定により通知します。

受理できない理由

- (1) 届出に係る農地(採草放牧地)は、市街化区域外である。
- (2) 届出に係る農地等につきなんらの権原も有していない。
- (3) 届出に添付すべき書類の添付がない。

(教示)

- 1 この処分に対する不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。)。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出通知書

(元号) 年 月 日

○ ○土地改良区理事長 殿

○ ○農業委員会会長 氏名 印

下記の土地改良区の受益地である土地について、農地転用を行う旨の届出がなされたので通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所						
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地の所有者		耕作(利用)者	
			登記簿	現 況		氏名	住所	氏名	住所
3 届出書の提出年月日	(元号) 年 月 日								
4 転用の時期又は権利の設定・移転の時期	(元号) 年 月 日頃 (転用 設定 移転)								
5 転用の目的									

(注) 土地の所在・地目・面積、転用の時期又は権利の設定移転の時期については必ず記入すること。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出通知書

(元号) 年 月 日

○ ○土地改良区理事長 殿

○ ○農業委員会会長 氏名 印

下記の土地改良区の受益地である土地について、農地転用を行う旨の届出がなされたので通知します。

記

1 当事者の氏名等	当事者	氏 名		住 所					
	譲受人 (借受人)								
	譲渡人 (貸付人)								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地の所有者		耕作(利用)者	
			登記簿	現 況		氏名	住所	氏名	住所
3 届出書の提出年月日	(元号) 年 月 日								
4 転用の時期又は権利の設定・移転の時期	(元号) 年 月 日頃 (転用 設定 移転)								
5 転用の目的									

(注) 土地の所在・地目・面積、転用の時期又は権利の設定移転の時期については必ず記入すること。

第3 買受適格証明願の取扱い

競売又は公売に係る土地が農地等である場合は、執行裁判所等から下記買受適格証明書を求められることがあります。

- ・農地等（市街化区域内にある農地等を除く）を転用目的で取得する場合・・・5条の買受適格証明
- ・市街化区域内にある農地等を転用目的で取得する場合・・・5条届出の買受適格証明

1 該当範囲

- (1) 民事執行法による農地等の競売に参加しようとするとき。
- (2) 国税滞納処分(国税徴収法)又は国税滞納処分の例による処分（地方税法その他の法律によるもの。）による差押え農地の公売又は随意契約による売却に参加しようとするとき。

2 願出手続

- (1) 法第5条第1項の規定による許可又は法第5条第1項第7号の規定による届出を要する農地等についての証明願は、様式第3－1号により、次に掲げる区分に従って当該許可の証明庁に2通（証明庁が知事である場合は農業委員会を経由して3通）提出します。

	区分	経由行政庁	証明庁
法第5条第1項の規定による許可	① 4ヘクタールを超える農地について権利移動をする場合	農業委員会	知事 （農業政策課（各農林事務所駐在職員経由））
	② 4ヘクタールを超える農地と併せて採草放牧地について権利移動をする場合		
	③ 2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地について権利移動をする場合		
	④ ①～③以外		農業委員会
法第5条第1項第7号の規定による届出の受理			農業委員会

- (2) 証明願には、それぞれの許可申請又は届出の際に添付する書類を添付してください。（資金証明書等の各種証明書を含む）
- (3) 公売の場合は、様式中「競売」を「公売」に改める。
- (4) 落札後、実際に許可申請又は届出をする場合には、許可申請書又は届出書に添付すべき書面で当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書又は届出書の末尾に買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して省略することができます。
また、申請書又は届出書には、買受人であることを証する書面（競売の場合は、期間入札調書の謄本（抄本）。公売の場合は、売却決定通知書の写し）を添付してください。
- (5) 一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されていなくても、農地部分と非農地部分とが、土地の権利者の合意により、地積測量図などによって明確に特定されていれば、証明の対象とすることにします。

3 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会が証明するもの（処分が農業委員会の権限に属するもの）
 - ア 証明願出書の提出を受けたときは「買受適格証明願整理簿」（様式第3－3号）に所定の事項を記載する。
 - イ 審査は許可の申請又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により行い、速やかに農業委員会総会（又は部会）で審議する等迅速な事務処理体制を整備する。
 - ウ 審議の結果、願出人に買受適格があると認められるときは、願出書のうちの1通に、上記願出のとおり証明する旨奥書して証明し、願出人に交付する。
 - エ 審議の結果、願出人に買受適格があると認められないときは、「買受適格証明不交付通知書」（様式第3－4号）により願出人に通知する。

- オ 処理の終わった証明願については、整理簿にその結果等を記載した後、編てつ保管する。
- カ 買受人が決定したときは、速やかに許可申請書又は届出書を提出するよう指導する。
- (2) 知事が証明するもの（処分が知事の権限に属するもの）
- ア 農業委員会は、証明願を受理したときは、「買受適格証明願整理簿」（許可申請整理簿に準じて作成）に記載する。
- イ 証明願の意見決定（審議）については、農地、採草放牧地の権利移動（法第3条及び第5条）の許可申請の場合に準じて処理する。
- ウ 農業委員会の審議を了したものについては、証明願2通に「意見書」（様式第3－2号）1通を添付して2（1）の表に準じて知事（各農林事務所駐在職員）に提出する。
- エ 知事から買受適格証明書又は買受適格証明不交付通知書が送付されたときは、「証明願整理簿」に結果を記載し、願出人に交付する。
- (3) 留意事項
- 農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して県知事に送付するための議決をなす際には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書又は届出書を提出した場合において、許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して県知事に進達して差し支えない旨の議決をしておくものとする。ただし、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときは、再度審議するものとする。
- 4 農業政策課（各農林事務所駐在職員）の処理**
- ア 農業委員会から関係書類の送付を受けたときは、「買受適格証明願整理簿」（様式第3－3号）に所定の事項を記載する。
- イ 買受適格証明書又は買受適格証明不交付通知書は、農業委員会を経由して願出人に交付するほかは3の（1）に準じて行う。

買 受 適 格 証 明 願

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

住所
願出人
氏名 (名称)

農地法第 条第 項第 号による転用許可を要する下記農地の（競売・公売）に参加したいので買受人として適格であることを証明願います。

(元号) 年 月 日

記

1 競売に付される土地の所有者の住所、氏名 (名称)

2 競売によって所有権を取得しようとする土地 (願出地) の表示等

市町村	大字	字	地番	登記地目	面積 (㎡)	耕作者氏名

3 願出地における転用目的 (用途)

4 願出地を転用する理由及び必要性についての詳細

5 願出地を転用する場合に必要な資格、資金計画等の詳細

6 願出地を転用する場合に必要な他法令又は条例の適用の有無及び協議状況

7 その他参考となる事項

競売の期日 (元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで

買受適格証明願に係る意見書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏 名 印

1 願出人（氏名又は名称）																																											
2 本案決定のあった委員会開催月日及び賛否の数 (元号) 年 月 日 賛成 反対																																											
3 意見 結論 理由																																											
4 反対意見の要旨																																											
5 願出人の世帯状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th colspan="2">自作</th> <th colspan="2">借入</th> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">貸付地</th> <th rowspan="2">世帯員 従業者</th> <th rowspan="2">農外収入</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">家族 人 従農 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												氏名	自作		借入		計		貸付地		世帯員 従業者	農外収入	備考	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑										家族 人 従農 人		
氏名	自作		借入		計		貸付地		世帯員 従業者	農外収入	備考																																
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑																																			
									家族 人 従農 人																																		
6 競売の原因、内容及び金額																																											
7 債権者の住所、氏名（名称）及び職業																																											
8 競売期日 (元号) 年 月 日																																											
9 その他参考となる事項																																											

買受適格証明願整理簿

受理番号	提出月日	願出月日	願出人住所・氏名(名称)	所有者住所・氏名(名称)	願出土地						処理			発送月日	
					市町村	大字	字	地番	地目	面積(m ²)	処理	月日	番号		

記号 第 号
(元号) 年 月 日

殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

買受適格証明不交付通知書

(元号) 年 月 日付けで願出のあった買受適格証明は、下記の理由により交付できないので通知する。

記

理由

第4 制限除外の農地移動届の取扱い

農地等を転用するものであっても、次の場合許可が不要ですが、届出を提出願います。

1 該当範囲

(1) 法4条関係

- 法4条第1項第2号
- 法4条第1項第3号
- 法4条第1項第4号
- 法4条第1項第5号
- 法4条第1項第6号
- 法4条第1項第8号（規則第29条1号～21号）

(2) 法5条関係

- 法5条第1項第1号
- 法5条第1項第2号
- 法5条第1項第3号
- 法5条第1項第4号
- 法5条第1項第5号
- 法5条第1項第7号（規則第53条1号～20号）

2 届出の手續

- (1) 「制限除外の農地の移動届」（様式第4－1号）を当該届出に係る農地又は採草放牧地の所在する市町村の農業委員会に1部（4ヘクタールを超える農地を転用する場合、4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利移動をする場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地若しくは採草放牧地について転用若しくは権利移動をする場合（以下「4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合」という。）は2部）提出します。
- (2) 添付書類として、当該農地又は採草放牧地の位置を示す図面、制限除外事由に該当することを証する書類を添付してください。

3 農業委員会の処理

- (1) 届出書の提出を受けたときは、制限除外の事由に該当するかどうか審査し、該当する場合は「制限除外整理簿」（様式第4－2号）に届出の内容を記載して整理保管する（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合においては、他の1部は農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。）。
また、審査の結果、制限除外の事由に該当しない場合は法第4条又は法第5条の許可申請又は届出の手續きをとるように指導する。
- (2) 届出に係る農地又は採草放牧地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に定められた農用地区域内に所在する場合は、農用地区域からの除外手續きをとるように指導する。

4 農業政策課（各農林事務所駐在職員）の処理（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合のみ）

農業政策課は農業委員会から届出書の送付があったときは制限除外の事由に該当することを確認し、「制限除外整理簿」（様式第4－2号）に届出の内容を記載して整理する。

制限除外の農地の移動届

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

住所

届出人

氏名

下記農地（採草放牧地）を下記目的のために転用したいので届け出ます。

記

- 1 転用目的
- 2 権利の設定、移転の概要
- 3 制限除外の根拠条項
- 4 その他参考となる事項

転用する（権利移動する）土地の表示等

所在			地番	地目	面積 (㎡)	所有者氏名	耕作者氏名	備考
市町村	大字	字						
合計			田 筆 ㎡	畑 筆 ㎡	計 筆 ㎡	採草放牧地 筆 ㎡		

制 限 除 外 整 理 簿

受理 番号	受理 月日	届出 月日	届出人 (事業計 画者)	土地の所在	届出面積 (㎡)			転用目的	備考
					田				
					畑				
					田				
					畑				
					田				
					畑				
					田				
					畑				
					田				
					畑				
					田				
					畑				
					田				
					畑				

第4（補足） 電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に伴う農地移動届の取扱いについて

農地の制限除外の取扱いは第4のとおりですが、則第29条第13号及び第53条第11号により電気事業者が送電用の施設等を設置する場合、則第29条第16号及び第53条第14号により認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合は、転用許可は不要ですが、制限除外の農地移動届を次の手続により提出願います。

なお、電気事業者及び認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）が設置する工作物に関連する施設等の取扱いは、次のとおりです。

＜制限除外該当＞

- 1 送電用又は配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。以下「送配電用施設」という。）の設置に係るもの
 - ①施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）
 - ②工事の敷地（仮設鉄板、足場、杭打機、掘削機、クレーン、支保工材、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、台棒、支線、ボーリングマシン等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
 - ③工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、工事の敷地と一体不可分なもの）
- 2 送電用又は配電用の電線等（以下「電線等」という。）の架線に係るもの
 - ①架線に係る装置及び工事の敷地（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチ、ワイヤー捲取機、仮設鉄板、架線足場、防護足場等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
 - ②架線に係る装置及び工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、架線に係る装置及び工事の敷地と一体不可分なもの）
- 3 送配電用施設の設置及び電線等の架線に必要な道路又は索道の敷地（搬入路、モノレール、モノレール基地、キャリア、キャリア基地等）

1 農業上の土地利用調整について

電気事業者及び認定電気通信事業者は、事業に係る用地の取得等前に、（様式第4－3号）に定める事業計画書（1部）を農業委員会に提出し、その事業計画について説明を行い農業上の土地利用調整を行ってください。また、添付資料として次の書類を添付してください。

書類の種類	内 容	備 考
位置図	縮尺 1/25,000 程度	
土地利用計画図	縮尺 1/300 から 1/600 程度	
求積図	1 枚の中に一筆の全体が表示された上で転用区域が明示されるように記載	※一筆の一部を転用する場合に限る
認定書や登録書の写し		

2 届出の手続

1により調整を了した後に、次により農業委員会に届出の手続を行ってください。

- (1) 「制限除外の農地の移動届」（様式第4－1号）を当該届出に係る農地又は採草放牧地の所在する市町村の農業委員会に1部提出してください。
- (2) 添付書類として次の書類を添付してください。

書類の種類	内 容	備 考
1 土地登記事項証明の写し		※全部事項証明に限る。
2 公図の写し	縮尺 1/500 程度で、事業区域がわかるように色枠で表示	
3 委任状		※事業者以外が持参する場合

		に限る。
--	--	------

3 農業委員会の処理

- (1) 1により農業上の土地利用調整を受けたときは、制限除外の事由に該当するかどうか、事業計画書の内容に不備等がないかどうか審査する。審査の結果、制限除外の事由に該当しない場合は法第4条又は法第5条の許可申請の手続きをとるよう指導する。
- (2) 審査の結果特に問題がなければ、届出書の提出を求める。
- (3) 届出書を受領し、「制限除外整理簿」（様式第4－2号）に届出の内容を記載して整理する。

電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に伴う 農地移動届の質疑応答集

(Q1)

以前に制限除外の農地移動届を行っている施設に変更（機器の設置等）を行う場合、再度、制限除外の農地移動届を行う必要があるか。

(A1)

以前に届出を行っている場合は、届出を行った農地は既に農地ではないため、再度、届出を行う必要はない。

(Q2)

以前に制限除外の農地移動届を行っている施設を交換する場合、再度、制限除外の農地移動届を行う必要があるか。

(A2)

以前に届出を行った区域の範囲内で交換を行う場合は、農地以外の土地内での工事であるため、届出を行う必要はない。

一方、以前に届出を行った区域外に拡張して交換を行う場合は、拡張部分について届出を行う必要がある。

(Q3)

届出を行おうとする農地について、登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）を確認する書面が必要か。

(A3)

届出は、転用許可とは異なり、その行為によって私人の権利関係を有効にするものではないため、不要である。

事業計画書

年 月 日
事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要

(1) 所在

(2) 面積 (ha)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計

- 5 計画に係る土地改良事業の状況
- (1) 事業主体
 - (2) 施行面積
 - (3) 事業の種類
 - (4) 施行の時期
 - (5) 計画地に関係する面積
 - (6) 土地改良区との調整状況

- 6 計画に係る農業振興地域整備計画との調整状況

第5 許可申請取下願（法第4条・第5条）

許可申請後に事業を行わない等、許可を受ける前に申請どおりに実施することができなくなった場合、申請を取り下げることができます。

1 提出書類

許可申請者が処分前において当該許可申請を取り下げる場合、「農地法第 条の規定による許可申請の取下願」（様式第5－1号）を1部農業委員会に提出します。ただし、当該許可が知事処分のもを取り下げる場合は、2部、農業委員会を経由して知事に提出します。

2 農業委員会の処理

ア 受付

農業委員会は、「許可申請整理簿」（様式第1－2号）の備考欄に取下願のあった旨及び受付の日付け等を記載する。

イ 審査等については、農業委員会の許可権限に係るものに準ずる。

ウ 知事への送付（知事あての取下願の提出があった場合のみ）

農業政策課（各農林事務所駐在職員）へ1部送付する。この場合、すでに知事から農業委員会に対して申請書が返戻等されているときは、許可申請書も併せて送付するものとする。なお、許可申請について知事に送付する前に取下願の提出があった場合についても許可申請書と取下願を農業政策課（各農林事務所駐在職員）へ送付する。

エ 受理通知書等の交付

取下願出者に「受理通知書」（様式第5－2号）を交付し、許可申請書を返戻する。ただし、取下願が一方取下げである場合は、許可申請書は返戻せず、願出者でない一方について「却下指令書」（様式第5－3号）を交付する。

また、「受理通知書」等を交付したときは、許可申請整理簿の備考欄に「取下げ」及び受理通知書交付日を記載する。

知事あての取下願の提出があった場合において、知事から「受理通知書」（様式第5－2号）又は「却下指令書」（様式5－3号）の送付があった場合は、許可申請整理簿の備考欄に受理又は却下処分の指令年月日番号等を記載し願出人に交付する。

3 知事の処理（知事あての取下願の提出があった場合のみ）

ア 農業委員会から取下願の提出があったときは、「許可申請整理簿」（様式第1－2号）の備考欄に取下願のあった旨及び受付の日付け等を記載する。

イ 取下願出者に「受理通知書」を交付し、許可申請書を返戻する。ただし、取下願が一方取下げである場合は、許可申請書は返戻せず、願出者でない一方について「却下指令書」を交付する。「受理通知書」の交付等は農業委員会を経由して行う。

ウ 「受理通知書」等を交付したときは、許可申請整理簿の備考欄に「取下げ」及び受理通知書交付日を記載する。

農地法第 条の規定による許可申請の取下願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

(願出人*)
(譲受人・借受人)
住所(所在地)

氏名(名称)

(譲渡人・貸付人)
住所(所在地)

氏名(名称)

(元号) 年 月 日付けで提出した下記土地に係る許可申請は取下げます。

記

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

2 理由

3 その他

* 農地法第 4 条の場合は、譲渡人欄に記入すること。

記号 第 号
(元号) 年 月 日

(願出人＊)

(譲受人・借受人)

住所(所在地)

氏名(名称)

殿

(譲渡人・貸付人)

住所(所在地)

氏名(名称)

殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

農地法第 条の規定による許可申請の取下げについて

(元号) 年 月 日付けで提出された下記土地に係る許可申請について、(元号) 年 月 日付けで提出された取下願は、(元号) 年 月 日付けで受理したから通知する。

記

土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

＊ 農地法第4条の場合は、譲渡人欄に記入すること。

〇〇指令第 号

申請人 (住所)
(氏名)(名称)

(元号) 年 月 日付けの農地法第 条第 1 項の規定による申請は、下記により却下する。

(元号) 年 月 日
〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

記

1 申請を却下する土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

2 用途

3 却下理由

(元号) 年 月 日付けで申請人〇〇〇〇より許可申請の取下げがあり、農地法施行規則第 10 条第 1 項（準用条項を含む。）の申請要件を欠くこととなったため。

(教示)
(教示文は、第 15 行政不服審査法関係を参照)

第6 許可（届出受理）証明

農地法第4条及び第5条の許可（届出受理）証明を行っています。願出人は、許可（届出受理）を受けた者、現在の土地所有者もしくはそのいずれかの者から委任を受けた者に限ります。ただし、願出人がそれらの者の相続人等であるときは、そのことが確認できる戸籍謄本等を添付してください。

1 該当範囲

(1) 許可（届出受理）があったことの証明

ア 法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可を受けた後、当該許可指令書を紛失又破損等した場合

イ 法第4条第1項第7号、第5条第1項第6号の規定による届出受理後、当該届出受理通知書を紛失又は破損等した場合

(2) 許可を取消されていないことの証明

法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可を受けた後、許可処分後1年以上経過し登記申請等を行う場合

2 証明 庁

(1) 許可（届出受理）があったことの証明

ア 農業委員会（法第4条第1項、法第5条第1項の証明のうち、4haを超える農地等について転用又は権利移動をする場合で知事が処分庁であったもの及び大臣が処分庁であったものについては農業政策課）

イ 1の（1）のイにあっては届出のあった土地の所在する農業委員会

(2) 許可を取消されていないことの証明

許可を受けた土地の所在する農業委員会

(3) 許可があったこと及び許可を取消していないことの証明（同時証明）

農業委員会（法第4条第1項、法第5条第1項の証明のうち、4haを超える農地等について転用又は権利移動をする場合で知事が処分庁であったもの及び大臣が処分庁であったものについては農業政策課）

3 証明願の手続

(1) 許可（届出受理）があったことの証明

証明を受けようとする者は、「農地法第4・5条第1項の規定による許可の証明願」（様式第6－1号）又は「農地法第 条第 項第 号の規定による届出受理の証明願」（様式第6－2号）2部を農業委員会に提出する。

ただし、法第4条第1項、法第5条第1項の証明のうち、4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合で知事が処分庁であったもの及び大臣が処分庁であったものについては、「農地法第4・5条第1項の規定による許可の証明願」（様式第6－1号）を2部、農業委員会を経由して知事あて（農業政策課各農林事務所駐在職員）に提出する。

(2) 許可を取消されていないことの証明

証明を受けようとする者は、「農地法第 条第1項の規定による許可を取消されていないことの証明願」（様式第6－3号）2部を農地転用の許可指令書を添えて農業委員会に提出する。

注 1. 証明願に添付する農地転用許可指令書は、願出人に交付されたもののみでよい。

2. 所有権移転登記手続きには、譲渡人、譲受人双方の農地転用許可指令書が必要であるので、一方の農地転用許可指令書を紛失又は破損した場合は、許可があったこと及び取り消されていないことの証明を受ける。

(3) 許可があったこと及び許可を取消していないことの証明（同時証明）

証明を受けようとする者は、「農地法第 条第1項の規定による許可があったこと及び許可を取消していないことの証明願」（様式第6－4号）2部を農業委員会に提出する。

ただし、法第4条第1項、法第5条第1項の証明のうち、4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合で知事が処分庁であったもの及び大臣が処分庁であったものについては、「農地法第 条第1項の規定による許可があったこと及び許可を取消していないことの証明願」（様式第6－4号）を2部、農業委員会を経由して知事あて（農業政策課各農林事務所駐在職員）に提出する。

(4) (1)～(3)について、願出人が、許可（届出受理）を受けたものと異なるときは委任状を、又、相続人であるときは戸籍謄本や登記事項証明書等を添付する。

4 農業委員会の処理

農業委員会は「許可の証明願」「届出受理の証明願」「許可を取消されていないことの証明願」「許可があったこと及び許可を取消していないことの証明願」が提出された場合、許可（届出受理）の事実について調査し、受付押印し、「許可（届出受理）及び取消されていない旨の証明願整理簿」（様式第6－5号）に記載の上次により処理する。

(1) 「許可の証明」「届出受理の証明」「許可があったこと及び許可を取消していないことの証明」の処理

ア 提出された願出事項について、土地の表示、目的、添付書類を確認する。

イ 確認の結果、願出事項が許可事実に相違ないもの（農業委員会の証明に係るものに限る。）又は届出受理の事実と相違ないものについては願出書に奥書き証明し、「証明願整理簿」に記載し願出人に交付する。また、知事の証明に係るものについては許可申請書の写し又は「許可申請整理簿」等の写しを添え2部を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。

農業委員会の議事録、台帳等で地番、地積等が確認できるもの以外は証明できないので、新たに許可申請（届出）の手続きを指導する。

ウ 知事の証明に係るものについて農業政策課から証明書の送付があった場合、「証明願整理簿」に記載し願出人に交付する。

(2) 許可を取消されていないことの証明

ア 提出された願出事項について調査し、取り消していないかどうか確認する。

イ 確認の結果、取り消していないものである場合には、願出書に奥書き証明し「証明願整理簿」に記載し願出人に交付する。

5 農業政策課の処理（知事あての証明願の提出があった場合のみ）

農業委員会から証明願が送付されたときは、次により処理する。

ア 提出された願出事項について「農地転用許可申請書」「農地転用許可申請整理簿」により許可の事実、取消していないかどうかについて確認する。

イ 昭和55年以降許可（届出受理）されたものについて証明を行い、それ以前のものについては農業委員会の議事録、台帳等で地番・地積等が確認できるもの以外は証明できないので、新たに許可申請（届出）の手続きを指導する。

ウ 証明可能なものについては、願出書に奥書き証明し「証明願整理簿」に記載し農業委員会を經由し願出人に交付する。

農地法第 4 ・ 5 条第 1 項の規定による許可の証明願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

住所
願出人
氏名

(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもって許可を受けましたが、許可指令書
紛失
を したので、下記のとおり許可があったことを証明してください。
棄損

記

1 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

	氏 名	住 所
譲受人（借受人）		
譲渡人（貸付人）		

（4 条にあっては譲受人欄に記載し、譲渡人欄を一線により抹消）

2 許可を受けた土地（許可指令書に記載されたもの）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

3 許可を受けた転用目的

4 許可を受けた権利の設定又は移転の別

5 許可に付された条件

6 証明を必要とする理由

（証明庁記載欄）

願いのとおり証明する。
(元号) 年 月 日

記号 第 号

〇〇農業委員会会長
(茨城県知事

氏 名 印
氏 名 印)

農地法第 条第 項第 号の規定による届出受理の証明願

(元号) 年 月 日

○ ○農業委員会会長 殿

住所
願出人
氏名

(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもって届出を受理されましたが、受理通

紛失
知書を したので、下記のとおり届出が受理されたことを証明してください。
棄損

記

1 届出人の氏名、住所（届出受理通知書に記載されたもの）

	氏 名	住 所
譲受人（借受人）		
譲渡人（貸付人）		

(4条にあつては譲受人欄に記載し、譲渡人欄を一線により抹消)

2 届出に係る土地（届出受理通知書に記載されたもの）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

3 届出に係る転用の目的

4 届出に係る権利の設定又は移転の別

5 証明を必要とする理由

(証明庁記載欄)

記号 第 号

願いのとおり証明する。

(元号) 年 月 日

○○農業委員会会長 氏 名 印

農地法第 条第 1 項の規定による許可を取消されていないことの証明願

(元号) 年 月 日

○ ○農業委員会会長 殿

住所
願出人
氏名

下記の土地について、(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもって許可を受けましたが、当該許可が取消されていないことを証明してください。

記

1 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

	氏 名	住 所
譲受人（借受人）		
譲渡人（貸付人）		

（4 条にあつては譲受人欄に記載し、譲渡人欄を一線により抹消）

2 許可に係る土地（許可指令書に記載されたもの）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

3 許可を受けた転用目的

4 証明を必要とする理由

5 添付書類 許可指令書

（証明庁記載欄）

記号 第 号

願いのとおり証明する。

(元号) 年 月 日

○○農業委員会会長 氏 名 印

農地法第 条第1項の規定による許可があったこと及び
許可を取消していないことの証明願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

住所
願出人
氏名

下記の土地について、(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもって許可を受け
紛失
ましたが、指令書を したので、下記のとおり許可があったこと及び当該許可を取消してい
棄損
ないことを証明してください。

記

1 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

	氏 名	住 所
譲受人（借受人）		
譲渡人（貸付人）		

（4条にあっては譲受人欄に記載し、譲渡人欄を一線により抹消）

2 許可に係る土地（許可指令書に記載されたもの）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

3 許可を受けた転用目的

4 許可を受けた権利の設定又は移転の別

5 証明を必要とする理由

(証明庁記載欄)

記号 第 号
願出のとおり許可したことに相違なく、また取消していないことを証明する。
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

許可（届出受理）及び取消されていない旨の証明願整理簿

4・5条の別	許可・届出の別	願出人		許可・届出受理年月日番号	証明の別		受付年月日	送付年月日	証明年月日	交付年月日	特記すべき証明事項	備考
		譲受人 (借受人)	譲渡人 (貸付人)		許可 (届出受理)	取消されていない証明						

特記すべき証明事項欄は必要がある場合のみ記載

第7 許可申請書記載事項の変更願

法第4条及び第5条の規定による許可申請書の記載事項に変更の必要性を生じた場合は次により処理するものとする。

1 変更願手続

「農地法第 条の規定による許可申請書記載事項変更願」（様式第7－1号）を農業委員会に1部（当該許可が知事処分のものである場合は2部）提出する。

2 適用範囲

- (1) 譲受人（賃借人）又は譲渡人（賃貸人）の住所に変更を生じた場合
- (2) 面積の縮小の必要を生じた場合（法第4、5条）
- (3) 転用目的が一部変更される場合（法第4、5条）（例）店舗兼住宅→店舗
- (4) 処分庁の指導により権利の変更がされる場合（例）使用貸借→贈与
- (5) 処分庁の指導により申請人の一部が変更される場合（親族間に限る。）
（例）譲受人が親子連名申請→子のみの申請
- (6) 恒久転用が一時転用に変更される場合（法第4、5条）
- (7) 社会福祉法人等設立の場合の代表者からの申請について、社会福祉法人等の設立認可がなされた場合
- (8) その他錯誤による訂正

3 添付書類

住民票、土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)、配置図、社会福祉法人等の設立認可書の写し等必要と認められるもの

4 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は変更願の提出があったときは、その記載に誤りがないか、また変更願で対処できるものであるかどうか確認し次により処理する。
- (2) 変更願が本人の意思であることを確認する。
- (3) 農業委員会は変更事項を、許可申請書又は許可申請書控（当該許可が知事処分のもの）並びに「許可申請整理簿」に記載し朱書で訂正する。なお、変更願は、許可申請書又は許可申請書控に添付する。
- (4) (3)が完了した後、知事処分のものについては変更願を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。

5 知事の処理（知事あての変更願の提出があった場合のみ）

農業政策課は農業委員会から変更願の送付があったときは、前記4(1)及び(2)に準じた処理を行い、変更事項について、許可申請書並びに「許可申請整理簿」に記載し朱書で訂正する。

様式第7-1号

農地法第 条の規定による許可申請書記載事項変更願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

住所
譲受人 氏名
(借受人)

住所
譲渡人 氏名
(貸付人)

(元号) 年 月 日付けで提出した許可申請書の記載事項を下記のとおり変更願います。

1 許可を受けようとする土地の表示及び転用目的

土地の表示 (地目・面積を含む)	
転用目的	

2 変更を要する箇所

変更前	
変更後	

3 変更を要する理由

4 添付書類

第8 許可指令書の訂正願

許可指令書の交付を受けた後、名称や地番が誤っていたなど許可指令書の記載の訂正が必要であると認められる場合は、次により訂正処理を行います。

1 訂正願手続

- ア 「許可指令書の訂正願」（様式第8－1号）を農業委員会に1部（当該許可が知事処分のものである場合は2部）提出する。
- イ 上記アの訂正願には、訂正をするために必要な書類（例、住民票、戸籍謄本等）及び当該許可指令書を添付する。

2 農業委員会の処理

- ア 農業委員会は、訂正願の提出があったときは、記載に誤りがないかどうか、添付書類の添付の有無を確認の上受付する。
- イ 農業委員会は、当該許可指令書が訂正を要するものであるかどうか、添付された書類等により確認し、訂正を要するものであるときは、次により処理するものとする。なお、先に交付した許可指令書は再交付するので、許可者から必ず返還させるものとする。
- ウ 農業委員会は訂正事項を「許可指令書訂正事項整理簿」（様式第8－2号）に朱書きし、備考欄に変更日を記載する。許可指令書を再作成の上、願出人及び願出人以外の許可者にそれぞれ交付する。ただし、当該許可が知事処分のものであるときは、「許可申請整理簿」に記載の上訂正願を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。
- エ 農業委員会は、当該許可が知事処分のものである場合に、知事から訂正済指令書の送付を受けたときは、「許可申請整理簿」に訂正事項を朱書き願出人に交付する。

3 知事の処理（知事あての訂正願の提出があった場合のみ）

- ア 農業委員会から許可指令書の訂正願の送付があったときは、前記2ア、イの農業委員会の処理に準じて処理を行う。
- イ 「訂正事項整理簿」に記載し、「許可申請整理簿」に訂正事項を朱書きし、備考欄に変更日を記載する。許可指令書を再作成の上、農業委員会を経由し、願出人及び願出人以外の許可者にそれぞれ交付する。

農地法第 条の規定による許可指令書の訂正願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

住所
願出人
氏名

(元号) 年 月 日付け 指令第 号をもって許可を受けましたが、下記のとおり訂正を要する箇所がありますので許可指令書を訂正願います。

記

1 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

	氏名	住所
譲受人 (借受人)		
譲渡人 (貸付人)		

2 訂正を要する箇所

正	
誤	

3 添付書類

訂正をするために必要な書類 () 1通
許可指令書 1通

許可指令書訂正事項整理簿

4・5 条の別	譲受人 (借受人)	譲渡人 (貸付人)	許 可 年月日 指令番号	受付 年月日	送付 年月日	訂正 年月日	交付 年月日	訂正事項	受領印	備考

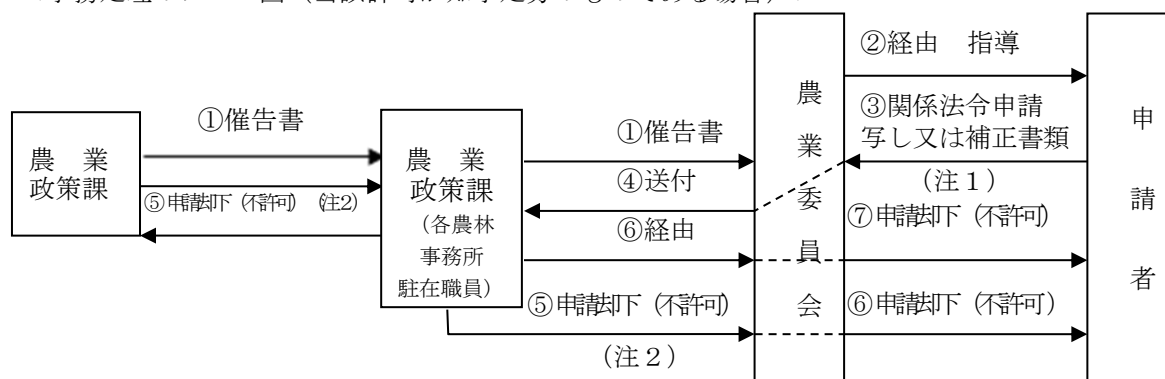
第9 許可申請書の補正

1 補正手続

法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請が、関係法令等手続き未了、書類不備等のため処分を保留される場合は、申請者に対し手続き及び書類補正の催告を行います。

なお、催告後3か月を経過しても手続き、書類補正等がされない場合は、許可申請を却下（不許可）とします。

＜事務処理のフロー図（当該許可が知事処分のものである場合）＞



(注1) 関係法令申請の写し、補正書類等を送付する場合、催告書の写しと合わせて農業委員会を経由して農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。

(注2) ⑤の申請却下（不許可）は、関係法令等の手続き、書類等の補正がされないものについて行う。申請書の形式要件が整わない場合は却下し、その他の場合は不許可とする。

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、許可申請が、関係法令等の手続きが未了のもの及び不備書類の補正等を必要とする場合は、「農地法第 条第1項の規定に基づく許可申請に係る不備書類等の補正について（催告）」（様式第9－1号）により、申請者に対し催告を行う。

また、当該許可が知事処分のものである場合において、知事（農林水産部長）から催告書の送付があったときは、内容等について指導し申請者に催告書を交付する。

(2) 農業委員会は、申請者から補正書類又は関係法令申請書の写しの提出があったときは、催告書で要求しているものと適合するものであるか審査を行い、適合しない場合には、申請者を指導し、適合したものに補正させる。

ただし、当該許可が知事処分のものである場合においては、催告書で要求されているものと適合する場合には速やかに農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付し、適合しない場合には、申請者を指導し、適合したものに補正させた上速やかに農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。

(3) 農業委員会は、催告後3か月を経過しても、内容等について補正されない場合は、申請の却下又は不許可の処分をし、「許可申請整理簿」（様式第1－2号）の備考欄に所要事項を記載の上、指令書を申請者に交付する。（農地法第5条の場合は、申請人双方に交付する。）

また、当該許可が知事処分のものである場合において、知事から却下（不許可）指令書の送付を受けたときは、「許可申請整理簿」（様式第1－2号）の備考欄に所要事項を記載した後、申請者に交付する。

(4) 申請却下（不許可）処分以前に、申請者が事業を中止する場合や、補正の催告後3か月以内に申請書の補正の見込みがない場合は、申請者に許可申請の取下願いを提出するように指導する。申請却下（不許可）処分の場合は提出書類は返還しないので、申請書添付書類の還付を希望する場合は、許可申請の取下願によることとなる。

3 知事（農業政策課）の処理（知事あての申請書の提出があった場合のみ）

- (1) 知事（農林水産部長）は、許可申請が、関係法令等の手続きが未了のもの及び不備書類の補正等を必要とする場合は、「農地法第 条第 1 項の規定に基づく許可申請に係る不備書類等の補正について（催告）」（様式第 9－1 号）により、農業委員会を経由し、申請者に対し催告を行う。
- (2) 知事（農林水産部長）は、農業委員会から補正書類又は関係法令申請書写し等の進達があったときは、催告書で要求しているものと適合するものであるか審査を行う。
- (3) 知事は、催告後 3 か月を経過しても、内容等について補正されない場合は、申請の却下又は不許可の処分をし、指令書を農業委員会を経由の上、申請者に交付する。（農地法第 5 条の場合は、申請人双方に交付する。）

記号 第 号
(元号) 年 月 日

(申 請 者) 殿

〇〇農業委員会会長 印
(茨城県農林水産部長 印)

農地法第 条第1項の規定に基づく許可申請に係る不備書類等の補正に
ついて（催告）

(元号) 年 月 日付けで申請された下記の土地に係る農地転用許可申請は、
書 類 不 備
関係法令等未申請 のため処分が保留されておりますので、速やかに下記事項を補正の上、
提出してください。
なお、この催告から3か月を経過しても、不備書類等の補正がされないときは、当該許可申請を却下
(不許可) とする場合もありますので了承願います。

記

- 1 土地の表示
- 2 申請目的
- 3 不備書類及び関係法令申請書写し等の補正事項
 - (1)
 - (2)

※ 知事処分の場合にあつては、上記本文に「所轄農業委員会を経由の上、」を追加する。

第 10 現況確認証明

1 証明願出手続

証明を受けようとする者は次の区分により、当該土地の所在する農業委員会に証明願を 2 部提出する。

- (1) 下記 2 の(1) 非農地証明の場合は様式第 10－1 号
- (2) 下記 2 の(2) 転用事実証明(法により許可又は届出受理済のもの、転用の制限の例外に該当するもの)の場合は様式第 10－2 号

2 証明の範囲

(1) 非農地証明

① 農地調整法改正法施行（昭和 21 年 11 月 22 日）前の、昭和 21 年 11 月 21 日以前から法第 2 条に定める農地でないもの

② 天災等の自然災害により非農地になったもので農地に復元が困難なもの

③ 耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するもの。

ただし、対象地が違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。）に限る。（違反転用の場合は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を行わないこととなっている。）

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

④ 非農地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けてないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む）

ただし、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行わない。

また、上記の場合で、一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されていなくても、農地部分と非農地部分とが、土地の権利者の合意により、地積測量図などによって明確に特定されていれば、証明の対象とする。

※ 非農地判断及び非農地判断した土地の地目変更登記については、令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3505 号及び、令和 3 年 6 月 11 日付け 3 経営第 882 号の農林水産省経営局農地政策課長通知に留意すること。

(2) 転用事実証明

① 法の許可を受けたもの又は届出受理済のものであって次の現況のとき（一時転用の許可等のものは含めないものとする。）

ア 自己住宅、農家住宅、貸家、店舗、事務所、工場、保育所、病院等の建築物を目的としたものについては、許可申請書の事業計画どおりに事業の行われていること。

イ 駐車場、運動場、テニスコート等建築物を伴わないものであるときは、許可申請書の事業計画にしたがって造成（切土、盛土、砂利敷、コンクリート敷等）が完了し、申請目的利用に供することができることとなっていること。

なお、資材置場、野天作業所、展示場等については、上記の外申請目的どおり使用されていること。

ウ 建売住宅については、許可申請書の事業計画にしたがって事業が完了していること。

エ 山林転用の場合は、樹木の種類にかかわらず、植林後、許可申請書の事業計画書どおりに山林の様相を呈していること。

オ 上記アからエ以外のものについては、全て許可申請書の事業計画にしたがって事業が完了し、目的どおり使用されていること。

- ② 法第4条及び第5条に定める転用の制限の例外（制限除外）に該当する場合で、目的どおり使用されていること。

3 農業委員会の処理

農業委員会は願出人から証明願が提出された場合は「現況確認証明願整理簿」（様式第10－3号）に記載し、次により処理する。

- (1) 写真の添付にかかわらず原則として農業委員3人以上と農業委員会事務局職員により、必ず現地確認を実施する。
- (2) 現地確認の結果2の証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会総会（又は部会）で議決し、証明願に奥書き証明を行い、整理簿に発行年月日、番号を記載し願出人に交付する。

ただし、転用許可（又は届出受理）を受けた自己住宅、店舗等建築物の建築を目的とする転用事業であって事業計画どおり供しているものについては、農業委員会事務局長の専決処分により交付できるものとし、次の農業委員会総会（又は部会）でその旨を報告する。

- (3) (1) 及び (2) の調査の結果2の証明範囲に該当しないものについては証明願を願出人に返還するとともに許可申請、是正指導等必要な指導を行う。
- (4) 都市計画法第29条又は同法附則第4項の規定による開発許可を受けた案件については、同法第36条第2項に規定する検査済証の添付により地目変更登記が可能であることからその旨願出人を指導する。（「都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発区域内における農地等の地目変更について」（昭和47年4月11日農林省農地局長通知）、「都市計画法附則第4項の規定による許可を受けた開発区域内における農地等の地目変更について」（昭和51年3月1日農林省構造改善局長通知））

証 明 願

〇〇農業委員会会長 殿

住所
願出人
氏名

下記土地については、農地法第 2 条の農地でないことを証明願います。

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	登記簿地目	面積 (㎡)	所有者	利用状況及び 経過年数

2 現在の利用状況

3 非農地となった時期及び証明を必要とする理由

添付書面等

- ア 非農地となったことが客観的に証明できる公的証明等（家屋登記事項証明書、課税証明等）
- イ 現況写真
- ウ 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- エ 願出書土地の公図の写し
- オ 必要に応じ、航空写真、建物の登記事項証明書（申請地に建物がある場合。）等の公的機関が発行した書面等、非農地となっている現況及びその時点が確認可能なもの

（奥 書 き 証 明）

記号第 号

上記願出のとおり農地法第 2 条の農地でないことを証明する。

（元号） 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏 名 印

注：証明願の末尾に上記の奥書き証明をする。

(元号) 年 月 日

証 明 願

〇〇農業委員会会長 殿

住所
願出人
氏名

(元号) 年 月 日付け 指令第 号により許可（届出受理）を受けた下記農地については目的どおり（ ）に転用したことを証明願います。

1 許可を受けた土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	許可の目的
				登記簿	現況		

2 証明願を必要とする理由

(奥 書 き 証 明)

記号第 号

上記願出のとおり（ ）に転用されたことを証明する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏 名 印

注：証明願の末尾に上記の奥書き証明をする。

※（ ）内は（資材置場、駐車場、住宅用地、物置、山林等）許可の目的を記載する。

現 況 確 認 証 明 願 整 理 簿

受付年月日	願出年月日	願出人		土地の表示						許可 (届出受理) 年 月 日	昭和21年11月より 非農地であつたもの	転用目的	調査年月日	委員会年月日	証明		交付年月日	不証明の場合の 返還年月日
		住所	氏名	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)						年月日	番号		
							登記簿	現況										

第 1 1 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地転用許可申請の取扱い

非農用地区域の設定を伴う土地改良事業について、国営・県営及び団体営事業ごとに調整が行われ、調整を了して定められた非農用地区域に係る農地等について、土地改良事業計画に定められた用途に供するため、換地処分前において当該農地等を転用する場合には次によるものとする。

なお、当該転用は当該転用に係る部分を含む一時利用地の指定について、不服申立てがないとき、又は不服申立てがあった場合において、そのすべてについて決定又は裁決が行われ、当該不服申立てに係る問題について所要の調整を了したときに限り、次のとおり取り扱うものとする。

1 農地転用許可申請者等

(1) 法第 4 条の許可申請者

ア 土地改良法第 53 条の 2 第 1 項（同条同項を準用する場合を含む。）の規定により、換地を非農用地区域内に定めるべき土地として事前指定された土地（以下「異種目換地事前指定地」という。）に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地の転用については、当該土地の一時利用地の指定を受けた者

イ 土地改良法第 53 条の 3 第 1 項及び第 53 条の 3 の 2 第 1 項（同条同項を準用する場合を含む。）の規定による創設換地の予定地（以下「創設換地予定地」という。）で事業主体の管理に係る農地の転用については当該事業主体

(2) 法第 5 条の許可申請者等

ア 異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地等の転用についての申請の一方の当事者は、異種目換地事前指定地の所有者

イ 創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地の転用についての申請の一方の当事者は、当該事業主体

この場合において、事業計画に定められている取得予定者が、当該事業主体以外の者であるときは、他方の当事者は当該取得予定者に限るものとし、また申請書に記載すべき権利の種類は所有権以外の権利とする。

2 農地転用許可申請手続

(1) 許可申請すべき農地等の表示について

ア 異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地等の転用の場合は、当該異種目換地事前指定地及び当該一時利用地の土地を表示するものとする。

なお、許可申請書（審査基準編の様式第 1－1 号又は様式第 1－2 号－(1)）のうち「許可を受けようとする土地の表示等」欄の記載方法は次のとおりである。すなわち一時利用地地番等を上段に記載し、下段に事前指定地地番等を朱書・かっこ書きする。

さらに、備考欄に「一時利用地」「事前指定地」と明記する。

土地の所在		地番	地目		面積 (㎡)
郡市町村 大字	字		登記簿	現況	
一時利用地地番等					
(事前指定地地番等)					
※朱書・かっこ書き					
以下余白					

イ 創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地等の転用の場合は、当該創設換地予定地の土地を表示する。

(2) 許可申請書の添付書類

許可申請に当たっては、審査基準編の様式第 1－1 号、様式第 1－2 号－(1)の許可申請書の様

式によるが、この申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

ア 異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地等の転用の場合

- (7) 土地改良法第 53 条の 5 第 3 項（同条同項を準用する場合を含む。）の規定による一時利用地の指定通知書の写し（様式第 11－1 号）
- (4) 土地改良法第 53 条の 2（同条を準用する場合を含む。）の規定による異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し（様式第 11－2 号）
- (7) 換地計画において、当該一時利用地をそのまま当該一時利用地の従前の土地の換地として定める旨の事業主体の確約書（様式第 11－3 号）
- (エ) 当該農地等の転用許可申請に係る用途が、事業計画に基づく換地計画において定められた、又は定められるべき用途である旨の事業主体の証明書（様式第 11－4 号）

イ 創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地等の転用の場合

当該農地等が創設換地予定地であり、かつ、当該農地等の転用許可申請に係る用途（事業計画において定められている取得予定者が事業主体以外の者である農地等の法第 5 条の規定による申請にあっては、当該転用申請に係る用途及び取得予定者）が、事業計画に基づく換地計画において定められている、又は定められるべき用途（事業計画において定められている取得予定者が事業主体以外の者である農地等の法第 5 条の規定による申請にあっては、事業計画に基づく換地計画において定められている、又は定められるべき用途及び取得予定者）である旨の事業主体の証明書（様式第 11－5 号）。なお、事業主体が自ら転用申請をする場合は、様式第 11－6 号による。

一 時 利 用 地 指 定 通 知 書

第 号
(元号) 年 月 日

住所
氏名 殿

(事業主体名及び代表者名)

土地改良法第 53 条の 5 第 1 項の規定に基づき、下記により一時利用地の指定をしたので通知いたします。

なお、これにより指定された一時利用地は、換地計画の決定又は変更及び工事の施工のため変更することがありますから、念のため申し添えます。

また、この一時利用地の指定について異議があるときは、この指定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に事業主体に対して異議の申立てができます。

記

- 1 一時利用地の使用収益開始（従前の土地についての使用収益停止）の日
(元号) 年 月 日
- 2 使用収益を停止する従前の土地及びこれに代わり指定した一時利用地
別紙のとおり

※ 土地改良区営の場合の様式例

(別紙)

一時利用地の指定を受ける者の住所及び氏名又は名称															
従前の土地							一時利用地								
大字	字	地番	地目	用途	地積	権利の種類	大字	字	仮地番	地目	用途	地積	権利の種類	他の権利者	
所有者の用途別合計				計			所有者の用途別合計				計				
耕作地計 (自作地+借受地)							耕作地計 (自作地+借受地)								

- (注) (1) 権利の種類欄には、標記の者が有する権利名(所有権、永小作権、質権、賃借権等)を記載する。
(2) 一時利用欄の他の権利者欄には、標記の者が貸主であるときは借受者の氏名、また標記の者が借受者であるときは貸主の氏名を「借受者○
○」のごとく記載する。
(3) 備考欄には一時利用地の指定に伴う損失の補償及び利益の徴収を行う場合にその関係事項を記載する。
(4) 一時利用地の仮地番が指定者の不明の場合が多いから、集落ごとに説明するか、又は事業主体の事務所に地図を備えつけてそれぞれ照合できる旨を、通知書に記載すること。

異 種 目 換 地 指 定 通 知 書

第 号
(元号) 年 月 日

住所
氏名 殿

(事業主体名及び代表者名)

土地改良法第 53 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴殿が()を有する下記の土地
を非農用地区域内に換地する土地として指定したので、通知する。

記

市町村	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	摘要

(注) (1) 本文の () 内には権利名を記載する。

(2) 記の摘要欄には、非農用地区域の位置 (字名程度) 等について記載する。

※ 土地改良区営の場合の様式例

確 約 願

(元号) 年 月 日

(事業主体名及び代表者名) 殿

一時利用者

住所

氏名

下記の土地は、一時利用地であるが、換地処分においても当該土地である旨の確約をしてください。

記

所在地				地目	用途	地積 (㎡)	一時利用者		備考
市町村	大字	字	地番				住所	氏名	

上記の土地は、土地改良法にもとづく一時利用地として指定した土地であり、換地処分の際においても当該土地をもって処分することを確約する。

(元号) 年 月 日

(事業主体名及び代表者名)

(注) ① 所在地は仮地番であり、地目は予定地目を記入。

② 2部提出、1部事業主体の控。

証 明 願

(元号) 年 月 日

(事業主体名及び代表者名) 殿

取得予定者

住所

氏名

下記の土地は、異種目換地予定地である旨を証明してください。

記

所在地				地目	用途	地積 (㎡)	取得予定者		備考
市町村	大字	字	地番				住所	氏名	

上記の土地は、土地改良法にもとづく換地計画における異種目換地事前指定地に代わるべき土地であることを証明する。

(元号) 年 月 日

(事業主体名及び代表者名)

(注) ① 換地原案又は事業計画によって検討した場合は、「換地計画」を「換地原案」又は「事業計画」に改めること。

② 所在地は仮地番であり、地目は予定地目を記入。

③ 2部提出、1部事業主体の控。

証 明 願

(元号) 年 月 日

(事業主体名及び代表者名) 殿

取得予定者
住所
氏名

下記の土地は、土地改良事業〇〇地区〇〇区の創設換地予定地であり、私がある取得予定者である旨等を証明してください。

所在地				地目	用途	地積 (㎡)	取得予定者		備考
市町村	大字	字	地番				住所	氏名	

上記の土地は、土地改良法にもとづく換地計画に定められた非農用地区域の用途及び取得予定者であることを証明する。

(元号) 年 月 日
(事業主体名及び代表者名)

- (注) ① 換地原案又は事業計画によって検討した場合は、「換地計画」を「換地原案」又は「事業計画」に改めること。
② 所在地は仮地番であり、地目は予定地目を記入。
③ 2部提出、1部事業主体の控。

証 明 書

下記の土地は、土地改良法のもとづく換地計画に定められた非農用地区域の用途及び当事業主体がある取得予定者であることを証明する。

所在地				地目	用途	地積 (㎡)	取得予定者		備考
市町村	大字	字	地番				住所	氏名	

(元号) 年 月 日
(事業主体名及び代表者名)

- (注) ① 換地原案又は事業計画によって検討した場合は、「換地計画」を「換地原案」又は「事業計画」に改めること。
② 所在地は仮地番であり、地目は予定地目を記入。

第12 地域計画内における認定農業者が使用する農業用施設の農地転用許可の取扱い

則第29条第4号及び第53条第4号の規定による農地転用許可を不要とする特例については、次のとおり取り扱うものとする。

1 農地転用許可申請等

(1) 則第29条第4号及び第53条第4号の規定による農地転用許可を不要とする特例（以下「本特例」という。）の適用を受けようとする者（以下「申出者」という。）には、様式第12-1による申出書を農業委員会に提出させる。

なお、申出書には、次の書類を添付させることとする。

ア 農業経営改善計画認定書の写し

イ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

ウ 転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

エ その他参考となるべき書類

(2) 農業委員会の処理

ア 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行うこととし、確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとする。

また、申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）には、許可をすることができないものとする。

なお、「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉋煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合などが該当するものとする。

(ア) 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

(イ) 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(ウ) 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

イ 確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、その旨を様式第12-2により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項による地域計画をいう。以下同じ。）に記載するために必要な手続を行うよう連絡することとする。

また、本特例が適用されないと判断した場合は、理由を付してその旨を申出者に通知することとする。

(3) 農業振興地域制度担当部局との一体的な処理

本特例のほか、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第2号の規定による開発行為の許可を不要とする特例も措置されていることから、申出に係る農地が農用地区域内である場合は、県知事又は市町村農業振興地域制度担当部局と法令・法手続等を確認しながら一体的な処理を行うものとする。

なお、地方自治法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定による開発行為の許可に係る事務を処理することとされている市町村である場合に限り、都道府県への意見聴取を要さないこととする。

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書

年 月 日

〇〇市町村長

殿

〇〇農業委員会会長

申出者 氏名

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたくその旨を申し出ます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続についても併せてお願いします。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	氏 名		住 所		農業経営改善計画 認定年月日			
					年 月 日			
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	氏 名		住 所					
3 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
	郡 町 市 村				m ²			
	計		m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)					
4 転用計画	(1) 転用事由の詳細		農業用施設の名称				事由の詳細	
			(農業経営基盤強化促進法施行規則 第13条の2該当箇所： 号)					
	(2) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要		工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで				
				名称	棟数	建築面積	所要面積	
			土 地 造 成				m ²	
			建 築 物			m ²		
			小 計					
			工 作 物					
小 計								
計								
5 権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間	その他	
		設定 移転						
	土地所有者の同意の有無							
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要								
7 その他参考となるべき事項								

(記載要領)

- 1 権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。その他、権利を設定又は移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、_____部分の「及び」は「並びに」変更して記載してください。
- 2 農業用施設を設置する者(＝申出者)が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法 による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、() 内に該当する号・番号を記載してください。
- 5 「権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定又は移転して転用する場合に記載してください。

検 討 結 果 通 知 書

申出者名

番 号
年 月 日
〇 〇 市 町 村 長
〇〇農業委員会会長

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって提出があった農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について検討した結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないことを通知します。

当該農業用施設の利用を通じて、地域計画の達成に資するよう特段のご尽力をお願いします。

1 農業用施設を設置する者の 氏名等	氏 名		住 所			
2 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	
			登記簿	現 況		
					m ²	
	権利の種類及び設定又は移転の別					
3 転用に係る農業用施設の名 称	(農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条の 2 該当箇所： 号)					

(ご留意いただきたい事項)

- 1 都市計画法に基づく開発許可その他の法令に基づく許認可が必要となる場合がありますので、確認の上事業を進めてください。
- 2 申出書の記載と異なる転用事業を行った場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを認めていないため、当該規定に係る許可不要の適用外となり、農地法第 51 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3に基づく原状回復等の措置命令の対象となります。
中止する場合も含めて計画どおりに転用事業を行うことが困難となった場合は、速やかに農業委員会（市町村）に申し出て必要な指示を受けてください。
- 3 転用事業が完了したときは、その旨を農業委員会（市町村）にご連絡願います。

(記載要領)

権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討結果に対する意見聴取について

年 月 日
番 号

〇〇都道府県知事 殿

〇 〇 市 町 村 長
〇〇農業委員会会長

別添のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書の提出があり、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないものと判断されますので、この適否について意見を伺います。

（記載要領）

権利を設定又は移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

第13 許可処分取消願（法第4条・第5条）

農地法の規定による許可処分の取消しを求める場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号により、許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされたものについては、不利益処分に該当しないため、申請者が取消願書を許可権者に提出の上、許可権者は提出された取消願書の取消理由等について審査し、これが妥当であると判断した場合には、これを取消することとする。

1 取消願手続

「農地法第 条の規定による許可の取消願」（様式第13-1号）を農業委員会に1部（当該許可が知事処分のものである場合は2部）提出する。

2 適用範囲

許可後、転用行為着手前に転用事由が消滅した（転用事業者の死亡など）場合など、農地の区画形質の変更が行われておらず、法第5条許可においては許可後に権利移転等がなされておらず、許可前の状態と変わらないと認められる場合には、申請による取消は可能となる。

その際、具体には次の要件を満たすものについて行う。

- ア 許可を受けた者（農地法第5条の規定による許可については譲渡人、譲受人双方）からの願い出であること。
- イ 現況が農地の区画形質の変更等が行われておらず、登記簿地目も含めて、許可前と変わらないこと。
- ウ 許可前と比較して、登記簿情報（土地所有者）に変更がないこと。
- エ 許可権限庁の公文書にて許可内容が確認できること。（許可権者の文書保存期限内であること。）

3 添付書類

農地転用許可書（原本）及び土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）を添付するものとする。

4 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は取消願の提出があったときは、その記載に誤りがないか、また取消願で対処できるものであるかどうか確認し次により処理する。
- (2) 取消願が本人の意思であることを確認する。
- (3) 農業委員会は、取消事項を「農地法第 条処理一覧表」（様式第1-7号、様式第1-8号）に記載し朱書で修正する。なお、取消願は、許可申請書又は許可申請書控に添付する。
- (4) (3)が完了した後、知事処分のものについては取消願を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に送付する。

5 知事の処理（知事あての取消願の提出があった場合のみ）

農業政策課は農業委員会から取消願の送付があったときは、前記4(1)及び(2)に準じた処理を行い、必要事項について、「農地法第 条処理一覧表」（様式第1-7号、様式第1-8号）に記載し朱書で修正し、様式第13-3号により、農業委員会へ通知する。

農地法第 条の規定による許可の取消願

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

(願出人*)
(譲受人・借受人)
住所(所在地)
氏名(名称)
(譲渡人・貸付人)
住所(所在地)
氏名(名称)

(元号) 年 月 日付けであった下記土地に係る許可を取消願います。

記

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

2 理由

3 許可処分の取消しを受けようとする土地の利用状況及び今後の土地利用計画

- (添付書類)
- 1 農地転用許可書
 - 2 土地登記事項証明書

記号 第 号
(元号) 年 月 日

(願出人*)
(譲受人・借受人)
住所(所在地)
氏名(名称) 殿
(譲渡人・貸付人)
住所(所在地)
氏名(名称) 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

農地法第 条の規定による許可の取消について

(元号) 年 月 日付けであった下記土地に係る許可について、(元号) 年 月 日付けで提出された取消願により、これを取消す。

記

土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
				登記簿	現況		

* 農地法第4条の場合は、譲渡人欄に記入すること。

様式第 13－3 号

記号 第 号
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員長 殿

茨城県農林水産部長

農地法第 条の規定による許可の取消について

(元号) 年 月 日付け記号第 号により許可をした標記のことについて、(元号) 年 月 日
付け記号第 号により取消をしましたので通知します。

※ 様式第 13－2 号の写しを添付する。

第14 違反転用に対する処分等（法第51条）

1 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、法第51条第1項各号の一に該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、次により処理するものとする。

ただし、4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの、4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せてする採草放牧地の権利移動に係るもの又は2以上の市町村の区域にわたる農地若しくは採草放牧地の転用若しくは権利移動に係るもの（以下「4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るもの」という。）について違反転用事案を知ったときの処理については、(2)によるものとする。

- ア 農業委員会は、違反転用事案を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく工事中止等の是正指導をなし（必要に応じ「農地転用違反是正について」（様式第14-2号）による指導を行う。）、是正指導に従わない場合は、勧告書「農地転用違反是正について」（様式第14-3号）により工事中止等を勧告するものとする。

なお、法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は、含まれないものと解される。

- イ 農業委員会は、違反転用者等がアによる勧告に従わない場合、速やかに違反の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合において、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域内の土地である場合は、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことを決定するものとする。

その他、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を考量して特に必要があると認めるときは、これらの処分又は命令を行うこととする。

- ウ 農業委員会が処分又は命令を行おうとするとき、行政手続法の規定に基づき弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを取るものとし、これを通知書（様式第14-4号）又は（様式第14-5号）により違反転用者等に通知する。

- エ 農業委員会は、ウに基づき弁明があったとき又は聴聞を行ったときは、弁明の内容（弁明書写）又は聴聞の内容（聴聞調書写）をそれぞれに通知する。

- オ 農業委員会が処分又は命令を行うときは指令書（様式第14-6号又は第14-7号）により行う。

- カ 農業委員会が必要な処分をし又は措置を命ずる場合の教示については、農地転用申請に対し不許可処分をする場合の教示を準用する。

- キ 農業委員会は、違反転用者等に対して、アによる指導若しくは勧告又はオによる処分若しくは命令の履行を完了したときは遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。

- ク 農業委員会は、違反転用者等がアによる指導若しくは勧告又はオによる処分若しくは命令の履行を遅延していると認められる場合（違反転用者等が原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けているときには、履行期限までに措置を完了することができなかった場合）には、直ちに、その理由及び履行状況を報告すべきことを文書をもって督促し、漫然と日時を経過させないよう留意するものとする。

- ケ 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに一連の書類を合綴し、整理番号を付する。

- コ 農業委員会は、違反転用者等が命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、農地法第51条第3項の規定に基づき、様式第14-8により当該違反転用事案に関する情報の公表すること検

討するものとする。

- (2) 農業委員会は、4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものについて違反転用事案を知ったときは、次により処理するものとする。

ア 農業委員会は、違反転用事案を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく工事中止等の是正指導をなすとともに「違反転用事案報告書」（様式第14-1号）を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に提出する。（農業委員会は、報告書の写しを保管する。）

また、必要に応じ「農地転用違反是正について」（様式第14-2号）による指導を行う。

なお、法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は、含まれないものと解される。

また、違反転用の状況からみて早急に処分又は命令を行う必要があると認められる場合は、「違反転用事案報告書」（様式第14-1号）の報告と併せて法第52条の4の規定による要請を行うこととする。

イ 農業委員会は、2の(3)による知事の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

ウ 農業委員会は、違反転用者等に対して、アによる指導、2の(1)による勧告又は2の(5)による処分若しくは命令の履行を完了したときは遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、2部とする。

エ 農業委員会はウによる届出があったときは、その旨を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に報告する。

オ 農業委員会は、違反転用者等が1の(2)アによる指導、2の(1)による勧告又は2の(5)による処分若しくは命令の履行を遅延していると認められる場合には、直ちに、その理由及び履行状況を報告すべきことを文書をもって督促し、漫然と日時を経過させないよう留意するものとし、その処理経過を農業政策課（各農林事務所駐在職員）に報告する。（農業委員会は、報告した書面の写しを保管する。）

カ 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに一連の書類を合綴し、整理番号を付する。

2 知事の処理（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るもののみ）

- (1) 知事は、1の(2)アによる農業委員会からの報告書の提出があった場合は、速やかに必要な審査を行い、遅滞なく勧告書「農地転用違反是正について」（様式第14-3号）により工事中止等を勧告するものとする。

- (2) 知事は、速やかに違反の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合において、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域内の土地である場合は、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことを決定するものとする。

その他、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を考量して特に必要があると認めるときは、これらの処分又は命令を行うこととする。

- (3) 知事が処分又は命令を行おうとするとき、行政手続法の規定に基づき弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを取るものとし、これを通知書（様式第14-4号）又は（様式第14-5号）により、農業委員会を経由して違反転用者等に通知する。

- (4) 農業政策課は(3)に基づき弁明があったとき又は聴聞を行ったときは、弁明の内容（弁明書写）又は聴聞の内容（聴聞調書写）をそれぞれに通知する。

- (5) 知事が処分又は命令を行うときは指令書（様式第 14－6 号又は第 14－7 号）により行う。
- (6) 知事が必要な処分をし又は措置を命ずる場合の教示については、農地転用申請に対し不許可処分をする場合の教示を準用する。
- (7) 知事は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに一連の書類を合綴し、整理番号を付する。
- (8) 知事は、違反転用者等が命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、農業委員会からの「違反転用事案報告書」（様式第 14－1 号）等の報告内容も勘案し、農地法第 51 条第 3 項の規定に基づき、様式第 14－8 により当該違反転用事案に関する情報の公表することを検討するものとする。

3 違反転用に対する行政代執行

(1) 法第51条第3項による公告

農業委員会（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものである場合、知事）は、法第51条第4項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

(2) 事前準備

農業委員会（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものである場合、知事）は、法第51条第4項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備を行うこととする。

ア 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執るものとする。

イ 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成する。

ウ 行政代執行に係る工事業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局と調整する。

(3) 行政代執行の実施

農業委員会（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものである場合、知事）は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すこととする。

また、農業委員会（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものである場合、知事）は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させるものとする。

(4) 行政代執行に要する費用の徴収

農業委員会（4ヘクタールを超える農地等の転用又は権利移動に係るものである場合、知事）が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずるものとする。

なお、当該文書における教示文については、農地転用申請に対し不許可処分をする場合の教示文を準用する。

違反転用事案報告書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日		(元号) 年 月 日		違反転用発生年月日		(元号) 年 月 日	
1 内 容							
2 土 地 の 所 在 等	土地の所在	地番	地 目		面積		
			登記簿	現況	(㎡)		
3 違 反 転 用 者 関 連	区分	氏名又は名称	住 所		職業	備考	
	土地所有者						
	違反転用者						
	一般承継人						
	工事請負人						
	工事下請人						
4 転 用 許 可 処 分 の 内 容	許 可 年 月 日						
	許 可 権 者						
	許 可 に 係 る 転 用 目 的						
	許可に付した条件						
	許可を受けた転用 事業者の氏名、住 所 及 び 職 業	氏 名	住 所	職 業			

裏面につづく

(裏面)

5 違反転用 に至るまで の経過					
6 付近の農林 水産業又は生 活環境への被 害の状況					
7 他法令の 許可状況					
8 土地利用計画 関連	ア 都市計画区域 (□内・□外) イ 用途区域 (種類:) ウ 市街化調整区域 (□内・□外) エ 農業振興地域 (□内・□外) オ 農用地区域 (□内・□外) カ その他の土地利用計画				
9 特定地改良 事業等の実施 状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する 面積	施行時期
10 の関係 内事係 容業者 聴か 取ら	(年月日) (内 容)				
11 取農 つ業 た委 措員 置会 の	(年月日) (相手方) (内 容)				
12 会農 の業 意委 見員	現状回復・追認指導・その他 ()				
12 参 考 事 項					

(添付書類)

- 1 土地登記事項証明書
- 2 位置図及び周辺状況図

記号 第 号
(元号) 年 月 日

土地所有者
違反転用者
一般承継人
工事請負人
工事下請人

氏名 (名称) 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印

農地転用違反是正について

貴殿は、次のとおり「農地法第 51 条第 号」に該当しているので、〇年〇月〇日までに工事及びその他の行為を停止し、原状回復その他違反の是正計画及び状況を農業委員会あてに報告されたい。

	土地の所在	地 目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現 況		
違反行為に係る土地 の所在、地目、面積					
農地法第 5 1 条に該 当する内容その理由	(内容)				
	(理由)				

記号 第 号
(元号) 年 月 日

土地所有者
違反転用者
一般承継人
工事請負人
工事下請人

氏名 (名称) 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

農地転用違反是正について

貴殿は、次のとおり「農地法第 51 条第 号」に該当しているので、〇年〇月〇日までに工事及びその他の行為を停止されたい。(又は、原状回復その他違反を是正するために必要な措置をされたい。)

なお、期限までにこれに応じない場合は、同条による処分(命令)をする方針である。

	土地の所在	地 目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現 況		
違反行為に係る土地 の所在、地目、面積					
農地法第 5 1 条に該 当する内容その理由	(内容)				
	(理由)				

記号 第 号
(元号) 年 月 日

違反転用者又はその一般承継人
許可条件違反者
工事請負人又は下請人
不正な手段で許可を受けた者

} 氏名 (名称) 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印
(茨城県知事 氏 名 印)

聴 聞 通 知 書

農地法関係法令違反に対する行政処分につき行政手続法第 13 条第 1 項の規定による不利益処分に係る聴聞を下記により行いますので、出頭願います。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
農地法第 51 条の規定による転用許可取消処分 (例)
- 2 不利益処分の原因となる事実
〇〇郡△△町大字□□字××地内における転用許可条件に違反していること (例)
- 3 聴聞の期日及び場所
(元号) 年 月 日 時から
〇〇市町村役場 △階会議室
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
名 称 〇〇農業委員会
所在地 茨城県〇〇市 (町村) 〇〇町△番地
電 話 △△△－△△△－△△△△

教示 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類その他の証拠物 (以下、「証拠書類等」という。) を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

備考 その他聴聞に関しての留意事項は別紙のとおりです。

(別紙)

聴聞についての留意事項

1 聴聞の方法

聴聞の主宰者	所属 職名 氏名 連絡先
聴聞公開の有無	

- 2 あなたは、聴聞につき一切の行為をすることができる代理人を選任できますので、代理人を選任する場合は、聴聞の件名、あなたの氏名・住所、代理人の氏名・住所及び当該代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面（委任状等）を〇〇農業委員会会長（茨城県知事（農業政策課扱い、以下同じ））に提出してください。
 - 3 あなた及び代理人が、災害、病気その他のやむをえない理由により聴聞の期日に出頭できない場合には、あらかじめ理由を付した書面（聴聞期日変更申出書）により、聴聞の期日の変更を〇〇農業委員会会長（茨城県知事）に申し出ることができます。
 - 4 当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求する場合には、聴聞の件名、閲覧請求者の氏名・住所、閲覧しようとする資料の名称又は内容を記載した書面（関係資料閲覧請求書）を、〇〇農業委員会会長（茨城県知事）に提出して承認を受けてください。
 - 5 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、あなたの住所・氏名、補佐人の氏名・住所、あなたと補佐人の関係及び補佐させる事項を記載した書面（補佐人出頭許可申請書）を、聴聞の期日の4日前までに聴聞の主宰者に提出し、許可を受けてください。
- * なお、代理人委任状、聴聞期日変更申出書、関係資料閲覧請求書、補佐人出頭許可申請書については、様式は特に定めておりませんので、任意の様式で所要事項を記載の上、提出してください。

記号 第 号
(元号) 年 月 日

違反転用者又はその一般承継人
許可条件違反者
工事請負人又は下請人
不正な手段で許可を受けた者

} 氏名 (名称) 殿

〇〇農業委員会会長 氏 名 印

弁 明 手 続 通 知 書

農地法関係法令違反に対する行政処分につき行政手続法第 13 条第 1 項の規定による不利益処分に係る弁明の機会を付与しますので、下記により弁明書を提出願います。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
農地法第 51 条の規定による原状回復命令 (例)
- 2 不利益処分の原因となる事実
〇〇郡△△町大字□□字××地内における無断転用 (例)
- 3 弁明書の提出先及び提出期限
提出先 〇〇農業委員会
所在地 茨城県〇〇市 (町村) 〇〇町△番地
電話 △△△-△△△-△△△△
提出期限 (元号) 年 月 日 ()

備考 1 弁明書の提出に代えて、口頭による弁明を希望する場合は、提出期限の 4 日前までに〇〇農業委員会会長 (茨城県知事 (農業政策課扱い、以下同じ)) に申し出て承認を受けてください。

2 弁明するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

3 弁明につき一切の行為をすることができる代理人を選任できますので、代理人を選任する場合は、弁明の件名、あなたの氏名・住所、代理人の氏名・住所及び当該代理人に弁明に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面 (委任状等) を〇〇農業委員会会長 (茨城県知事) に提出してください。

様式第14-6号

〇〇指令第 号

住所 『違反転用者』

氏名 (名称)

処分書

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

農業委員会会長 氏名 印

(茨城県知事 氏名 印)

記

処 分 の 内 容	
処分を行う理由	

(教示) (教示文は、第15行政不服審査法関係を参照)

(注) 処分の内容により、文章は適宜変更すること。

〇〇指令第 号

住所 『違反転用者』

氏名 (名称)

命 令 書

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

農業委員会会長 氏名 印

(茨城県知事 氏名 印)

記

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により（農業委員会を経由して）当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を（農業委員会を経由して）当職あて提出してください。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかったときは、農地法第51条第3項の規定により「命令に従わなかった旨」、「命令に係る違反転用に係る土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)」について公表することがあります。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第4項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(教示) (教示文は、第15行政不服審査法関係を参照)

(注) 処分の内容により、文章は適宜変更すること。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

農地法第 51 条第 3 項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

年 月 日
都道府県知事又は市町村長

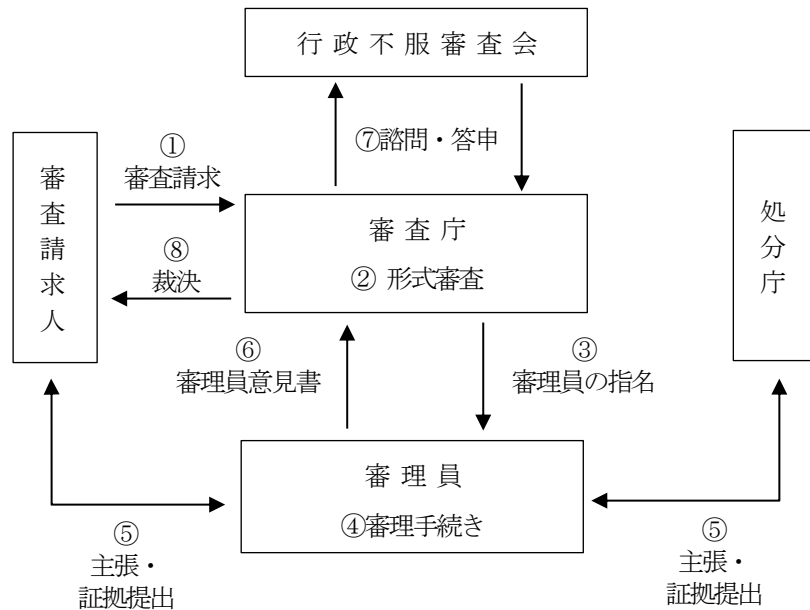
農地法第 51 条第 1 項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったため、同条第 3 項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

命令に係る違反転用に 関係する土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
命令に係る違反転用の 内容					
命令の内容等	命令を行った日	年 月 日			
	履 行 期 限	年 月 日			
	命令を行った原状回復等の 措置の内容				
命令を受けた者の 氏名					

(記載要領)

命令を受けた者が法人である場合には、「命令を受けた者の氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。

第15 行政不服審査法関係



I 不服申立てとは、処分を受けた者が処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に当該処分の取消しを請求するといったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に行政上の不服申立て（以下、「不服申立て」という。）という。

行政不服審査法（以下「行審法」という。）は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられた制度である。

II 行政不服申立ての原則は、「審査請求」である（行審法第2条、第3条）が、処分についての不服申立てに関しては、例外的に個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対して行う「再調査の請求」や審査請求の後に更に別の行政庁に対して行う「再審査請求」をすることができる（行審法第5条、第6条）。

III 行審法に基づく不服申立ては、原則として全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となる（行審法第2条、第3条）。ここでいう「処分」とは、いわゆる行政処分のほか、人の収容や物の留置など、公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれる（行審法第1条第2項）。

ただし、法に定める一般的な規定を適用することになじまない処分等については、対象外とされているほか（行審法第7条）、処分の根拠等を定める個々の法律（以下「個別法」という。）に基づく不服申立制度の対象外とする旨の規定が置かれている場合がある。

IV 処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」（行審法第2条）がすることができる。この「不服がある者」とは、行政庁の違法又は不当な処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法第9条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一である。

不作為についての審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」（行審法第3条）、すなわち、当該不作為に係る申請をした者のみがすることができる。

V 処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（再調査の請求の決定を経た場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）以内にしなければならない（行審法第18条第1項）。ただし、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、審査請求が認められる。

不作為についての審査請求は、申請から相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

不服申立ては、原則として次の事項を記載した書面で提起することになっている。

処分に係る審査請求の記載事項(行審法第19条第2項)	不作為についての審査請求に係る記載事項(行審法第19条第3項)
①審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ②審査請求に係る処分の内容 ③審査請求に係る処分があったことを知った年月日 ④審査請求の趣旨及び理由 ⑤処分庁の教示の有無及びその内容 ⑥審査請求の年月日	①審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ②当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日 ③審査請求の年月日

1 行政不服申立てについて

(1) 不服申立てができる処分等

- ・ 不服申立てをすることができる処分及びその種類を例示すれば別表第1のとおりである。
- ・ 不服申立てをすることができる行政庁の不作為事項及びその種類を例示すれば別表第2のとおりである。

(2) 不服申立てを審理する行政庁

①自治事務に係る不服申立ての審査庁

- ア 農業委員会の不作為にあつては農業委員会
- イ 知事のする処分又はその不作為にあつては知事
- ウ 農地転用の権限の移譲を受けた農業委員会の処分又は不作為にあつては農業委員会

② 法定受託事務に係る不服申立ての審査庁

- ア 農業委員会のする処分又はその不作為にあつては知事
- イ 知事のする処分又はその不作為にあつては農林水産大臣

農地法に規定する主な行政処分に係る行政不服審査

農地法	事務の種類	行政庁	不服申立の種類	審査庁 (平成28年4月1日時点)	備考
3条(法律上 農業委員会処分)	法定受託事務1号	農業委員会	審査請求	知事	
18条	法定受託事務1号	知事	審査請求	農林水産大臣 (地方農政局)	
	法定受託事務1号	農業委員会 (権限移譲市町村に限る。)	審査請求	知事	再審査庁 農林水産大臣(地方農政局)
4、5条許可(4ha超)	法定受託事務1号	知事	審査請求	農林水産大臣 (地方農政局)	
		指定市町村の長	審査請求	知事	
4、5条許可(4ha以下)	自治事務	知事	審査請求	知事	
〃 (〃)	自治事務	指定市町村の長	審査請求	指定市町村の長	
	自治事務	農業委員会 (権限移譲市町村に限る。)	審査請求	農業委員会	
4、5条届出(4ha超)	法定受託事務1号	農業委員会	審査請求	知事	
4、5条届出(4ha以下)	〃 2号	〃	〃	〃	

2 教示について

(1) 教示すべき行政処分

・ 教示は行審法第82条第1項の規定により、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立ての対象となる処分について行わなければならない。行政機関たる国及び地方公共団体が行う権力的な処分、即ち、認可、許可、免許、承認、認定、指定、命令、登録、物の検査、法人の役員の解任等の行為はいうまでもなくこの処分に該当するが、このほかいわゆる公法人についても、公権力の行使であると見なされるものについては、不服申立ての対象となるから教示の義務が生ずると解される。

・ 次に教示の方法についてであるが、行審法第82条第1項は書面をもって教示を行うべき旨を規定している。

また、行審法第82条第2項では、利害関係人は行政庁に対し、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをする行政庁及びその期間について教示を求めることができ、この場合には、行政庁は当然教示をしなければならないが、更にこの教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面によらなければならないことになっている。

・ 行審法第82条第1項は広範な処分行為について行政庁に教示の義務を課しているが、処分のうちには、その性格上教示を要しないものがあり、これを例示すれば、おおむね次のとおりである。

ア 申請に対する容認の処分(ただし、容認の処分であっても制限的な内容を有する付款を付されたものについては、教示を必要とする。)

イ 公法人の事業計画、予算、資金計画等についての農林水産大臣の許可、認可、承認等の処分

・ 以上述べてきたように行政不服審査法には教示制度が規定されていたが、行政事件訴訟法に教示規定はなかった。このため、平成 16 年の行政事件訴訟法の改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）により、行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に教示制度が規定された。

・ 行政庁は、取消訴訟を提起することのできる行政処分をする場合には、これまでの「不服申立ができる等」旨の教示に加えて、その相手方に対して、「①取消訴訟の被告とすべき者、②取消訴訟の出訴期間、③不服申立前置義務が定められているときその旨」を、書面で教示しなければならないこととなった。（行政事件訴訟法第 46 条第 1 項）。なお、処分・裁決の相手方以外の第三者については、教示義務は定められていない。

(2) 教示の方式

行審法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の教示の方式は、その処分の書式に応じて、適宜修正を要するものであるが、要するにその教示の内容は同項のとおり①不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間、④取消訴訟の被告とすべき者、⑤取消訴訟の出訴期間である。

(3) 許可指令書等の教示の様式例

処分庁は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は申請内容を制限する付款を付して許可処分をするときは、指令書の末尾に（教示）を付するものとする。（教示）の内容は必要に応じて、適宜修正を要する場合がある。

（3 条許可に係る審査請求の教示文）

（教 示）

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(4ヘクタール以下の転用許可に係る審査請求の教示文 県用)

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として（訴訟において県を代表する者は茨城県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(4ヘクタール以下の転用許可に係る審査請求の教示文 農業委員会用)

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇農業委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市町村を被告として（訴訟において〇〇市町村を代表する者は、農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を

ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(4ヘクター超の転用許可に係る審査請求の教示文)

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書は、茨城県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館関東農政局長に提出して下さい。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として（訴訟において県を代表する者は茨城県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(18条許可に係る審査請求の教示文)

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書は、茨城県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館関東農政局長に提出して下さい。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として（訴訟において県を代表する者は茨城県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記1の審

査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（3条第1項第13号、3条の3、4条第1項第7号、5条第1項第6号、18条第1項第4号の届出不受理通知書等に係る審査請求の教示文）

（教 示）

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表第1（不服申立てをすることができる処分及びその種類）

処 分 名	不服申立ての種類
1 農地法関係 第3条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 農業委員会の許可又は受理に関するもの	審査請求
第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関する処分 農業委員会の許可の取消しに関するもの	審査請求
第4条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 (1) 農業委員会の受理に関するもの (2) 農業委員会の許可に関するもの（4ha以下のもの） (3) 指定市町村の長の許可に関するもの (4) 知事の許可に関するもの (5) 鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの	審査請求 審査請求 審査請求 審査請求 裁定の申請（第53条第2項）

第5条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 (1) 農業委員会の受理に関するもの (2) 農業委員会の許可に関するもの（4ha 以下のもの） (3) 指定市町村の長の許可に関するもの (4) 知事の許可に関するもの (5) 鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの	審査請求 審査請求 審査請求 審査請求 裁定の申請（第53条第2項）
第18条第1項の規定による許可又は同条第1項第4号及び第5号の届出に関する処分	審査請求、再審査請求
第49条第1項の規定による立入調査で継続性を有するもの (1) 知事が立入調査をさせるもの（4ha 以下の知事処分に係るもの） (2) " （4ha を超える知事処分に係るもの）	審査請求 審査請求
第51条第1項の規定による違反転用に対する処分 (1) 農業委員会の行ったもの（4ha以下の農業委員会処分に係るもの） (2) 指定市町村の長の行ったもの (3) 知事の行ったもの	審査請求 審査請求 審査請求
2 農地法施行令関係 第23条第2号の規定による指定に関する処分	審査請求

別表第2（不服申立てをすることができる行政庁の不作为事項及びその種類）

不作為事項名	不作為事項に係る申請	不作為庁
1 農地法関係 第3条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 第4条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 第5条第1項の規定による許可又は届出に関する処分 第18条第1項の規定による許可又は同条第1項第4号及び第5号の規定による届出に関する処分	第3条第1項の規定による許可の申請又は届出 第4条第1項の規定による許可の申請又は届出 第5条第1項の規定による許可の申請又は届出 第18条第1項の規定による許可又は同条第1項第4号及び第5号の規定による届出の申請	農業委員会 知事、指定市町村の長又は農業委員会 同上 知事又は権限移譲を受けた農業委員会等

《農地転用審査基準編》

《農地転用審査基準編》

第1 農地等の転用とは

1 農地転用の意義

農地転用とは、「農地を農地以外のものにすること」であり、すなわち、耕作の目的に供される土地を耕作の目的に供される土地以外の土地にする行為をいう。

具体的には、農地に区画形質の変更を加えて、住宅、店舗、工場、道路等の用地にする場合の他、農地の形質に変更を加えない場合でも、例えば、危険物取扱場所の周囲を保安敷地とする場合、道路沿いの農地をそのまま資材置場にする場合等には、人の意思によって農地を耕作の目的に供されない状態にすることから農地転用に該当する。

また、農地を土砂等で埋立て等を行う行為は、効率的な耕作を行うために農地を造成する場合であっても一時的な農地転用に該当する。

さらに、土地区画整理事業の施行により農地において宅地を造成し、又は公共施設を建設することは、農地転用に該当する。

(参考)

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法（以下「法」という。）第2条第1項前段）。

「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう。

「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていないけれども耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地・不耕作地）を含む。

「肥培管理」とは、作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、かんがい、施肥、除草等の一連の作業をいう。

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地をいう（法第2条第1項後段）。

〔注〕農地法にいう農地又は採草放牧地であるかどうかは、土地の現況によって区分するのであって土地登記簿の地目によって区分するのではない（現況主義）。

「土砂等」……土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。

2 農地等の転用の制限

農地又は採草放牧地を転用しようとする場合には、農地法の規定に基づき知事等（都道府県知事又は指定市町村の長をいう。以下同じ。）の許可が必要である。

(1) 法第4条の許可

農地を農地以外のものにする場合。

(2) 法第5条の許可

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合。

〔注〕採草放牧地については、所有者等が自分で転用する場合には規制がないが、転用を目的として権利の設定・移転をする場合には許可を要する。

3 転用許可が不要となる場合（法第4条第1項、農地法施行規則（以下「規則」という。）第29条各号、法第5条第1項、規則第53条各号参照）

主なものは次のとおり。

- (1) 国又は県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍以外の施設を設置するために転用する場合（法第4条第1項第2号、法第5条第1項第1号）。
- (2) 土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその目的に供するために転用する場合（法第4条第1項第6号、法第5条第1項第5号。）
- (3) 都市計画法の市街化区域内の農地をあらかじめ届け出て転用する場合（法第4条第1項第7号、法第

- 5条第1項第6号)。
- (4) 市町村が農業経営基盤強化促進法第19条第1項により指定する地域計画に同条第2項第4号の措置として認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合において、当該認定農業者がその農地を当該農業用施設に供する場合(当該農業用施設用地を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)(規則第29条第4号、規則第53条第4号)。
- (5) 土地改良法に基づく土地改良事業により農地を転用する場合(規則第29条第5号、規則第53条第5号)。
- (6) 土地区画整理事業の施行により道路、公園等公共施設を建設するため転用する場合(規則第29条第6号)。
- (7) 市町村等の地方公共団体が、道路、公園等収用対象事業(土地収用法第3条各号(学校、社会福祉施設、病院、市役所・町村役場庁舎を除く))に係る施設の敷地に供するため、その行政区域内の農地を転用する場合(規則第29条第7号、規則第53条第6号)。
- (8) 道路整備特別措置法に規定する会社、独立行政法人水資源機構や電気事業者等がその業務として、道路、水路等の施設の敷地に供するため農地を転用する場合(規則第29条第8号・第9号・第14号、規則第53条第7号・第8号・第12号等)。

第2 許可申請

1 許可申請者

- (1) 法第4条の許可申請者……農地を転用しようとする者
- (2) 法第5条の許可申請者……農地又は採草放牧地の所有者等(譲渡人等)
転用するため所有権等の権利を取得しようとする者(譲受人等)
申請は両者の連署による(共同申請)

ただし、次の場合は許可を受けようとする者が単独で申請できる(規則第10条第1項、規則第57条の4第1項)。

ア 競売、公売又は遺贈等の単独行為による場合。

イ 判決の確定、裁判上の和解若しくは請求の認諾による場合。

ウ 民事調停法による調停の成立、家事事件手続法による審判の確定若しくは調停の成立による場合。

[注1] 制限行為能力者による申請について(民法第4条～第18条等を参照)

制限行為能力者とは、①未成年者 ②成年被後見人 ③被保佐人 ④被補助人を指し、単独でした法律行為の効果が制限されることから、これらの者が申請当事者となる場合には、次により申請書を作成させるものとする。

ア 未成年者の場合

未成年者の氏名を親権者又は後見人が記入し、あわせて親権者又は後見人が本人のためにすることを示して、自署する。また、親権者又は後見人であることを確認できる証明書等を添付する。

記入例:「A親権者B」、共同親権(未成年者)A親権者 父B、母C

イ 成年被後見人の場合

成年被後見人の氏名を成年後見人が記入し、あわせて成年後見人が本人のためにすることを示して、自署する。また、成年後見人であることを確認できる証明書等を添付する。

記入例:「A成年後見人B」

ウ 被保佐人・被補助人の場合

被保佐人・被補助人が自署する。また、保佐人・補助人の同意書及び保佐人・補助人であることを確認できる証明書等を添付する。

[注2] 委任に基づく代理申請の場合(民法第99条、第100条等を参照。)

委任者の氏名を代理人が記入し、併せて代理人が本人のためにすることを示して、自署する。また、委任状を添付する。

記入例:「A代理人B」

[注3] 自己契約・双方代理の禁止と特則

民法第108条(自己契約及び双方代理等)、第826条(利益相反行為)、第860条(同左)、第851条第4号(後見監督人の職務)、第866条(被後見人の財産等の譲受けの取消し)等を参照。

2 許可権限

法第4・5条の許可に係る許可権限の区分は、次のとおりである。

なお、「同一事業目的」とは、同一の事業主体が、「時間」、「空間」を問わず一連の事業計画のもとに転用することをいい、転用面積の判断は、数年間にわたって何回に分けて転用する場合や、転用農地が連たん接続していない場合でも、一連の事業と認められる場合は全体面積による。

区 分		許可権者等		分 類
第4条	許可	知事	農業政策課	(1) 同一事業目的の4ヘクタールを超える農地〔注1〕 (2) 同一事業目的の4ヘクタール以下の農地のうち、2以上の市町村の区域にわたる農地
		権限移譲市町村の長〔注3〕		同一事業目的の4ヘクタール以下の農地〔注2〕
	届出	農業委員会		市街化区域内の農地
第5条	許可	知事	農業政策課	(1) 同一事業目的の4ヘクタールを超える農地〔注1〕 (2) (1) + 採草放牧地 (3) 同一事業目的の4ヘクタール以下の農地のうち、2以上の市町村の区域にわたる農地 (4) (3) + 採草放牧地 (5) 2以上の市町村の区域にわたる採草放牧地
		権限移譲市町村の長〔注3〕		(1) 同一事業目的の4ヘクタール以下の農地〔注2〕 (2) 採草放牧地〔注2〕 (3) (1) + (2)
	届出	農業委員会		(1) 市街化区域内の農地 (2) 市街化区域内の採草放牧地 (3) (1) + (2)

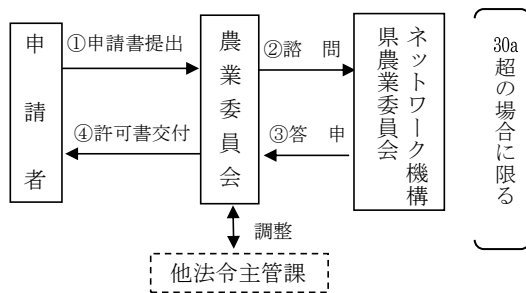
〔注1〕 法附則第2項により、当分の間、あらかじめ関東農政局長に協議しなければならない。

〔注2〕 2以上の市町村の区域にわたる場合は除く。

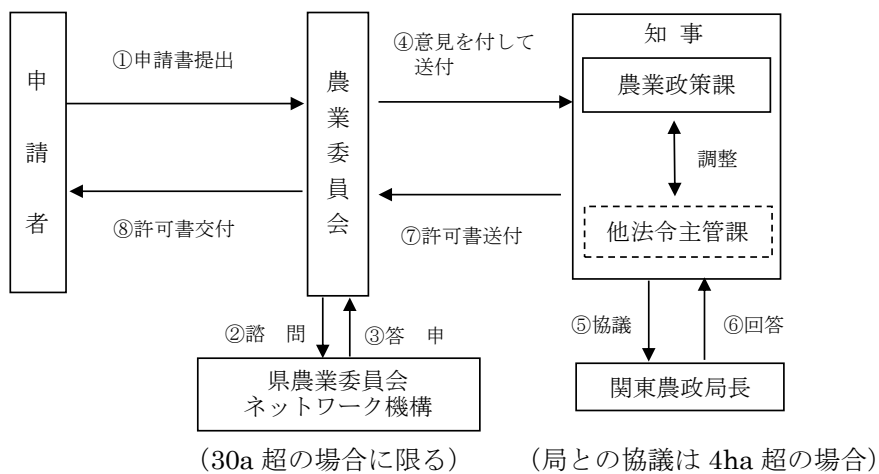
〔注3〕 「権限移譲市町村の長」とは「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により移譲した市町村の長のことであり、移譲市町村の長が農業委員会に許可権限を委任する場合には「農業委員会」と読むものとする。なお、本県では県内の全ての市町村に法第4・5条の許可に係る許可権限を移譲済み。

3 許可申請手続

- (1) 農業委員会会長あてに1部提出する。
- (2) 許可申請から許可までの手順は、次の図のとおりである。



<参考> 知事の許可



4 許可申請書及び添付書類

(1) 許可申請書（様式第 1－1 号又は様式第 1－2 号）

(2) 添付書類（証明書類は、申請前 3 か月以内（証明期間が記載されているものはその期間）の原本とする。）

① 一般（共通）

書類の内容	書類の種類	備 考
1 転用申請地の状況等に関する書面	1 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票等を添付
	2 土地所有者の同意書	所有権以外の権原を有する者が当該農地等を転用又は貸付けする場合
	3 法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を有する者等の同意書	法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定がされている場合、転用許可までに法第 18 条の解約をする旨の同意書
2 申請者の行為能力等に関する書面	1 法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し（法第 5 条第 1 項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要がある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみ）	法人申請の場合
	2 登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面	法定相続情報一覧図、相続関係図、戸籍・除籍謄本、相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
	3 事業運営に必要となる免許等	東京電力株式会社等の 10 電力会社については、電気事業の免許を受けていることを証する文書の添付を不要とする。
3 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	1 位置図	最寄りの駅、役場、インターチェンジその他の公共施設からの位置がわかるもので縮尺を明記（縮尺 1/25,000 程度）
	2 公図の写し	①縮尺 500 分の 1 程度で周辺土地の地番・面積・地目・土地所有者・申請地については耕作者名を記載 ②事業区域がわかるよう色枠で表示
	3 周辺農地付近状況図	申請地を中心にして周辺の土地利用がわかる図面で縮尺を明記（縮尺 1/2,000 程度）
4 事業計画に関する書面	1 事業計画書(農地の埋立事業については、《通知編》様式第 1 号を参照)	事業が必要になった理由を詳細に記入 ア 計画施設内容（事業を行う理由等） イ 候補地の検討 ○ 事業の目的、必要性 ・ 事業の目的 ・ 事業の必要性 ○ 当該地を選定した理由 （事業の目的に合った条件の中で候補地を検討すること（面積、環境等）） ○ 候補地（申請地を含む。）として選定した土地の概要及び検討結果 ・ 候補地として選定した要件（条件）

書類の内容	書類の種類	備 考
		(例) 事業目的を達成する上で必要な条件として以下のことを満たしている土地において候補地を選定した。 ① 必要最小限の面積を確保できること。 ② 〇〇法の〇〇基準を満たすこと。 ③ 周辺農地に支障がないこと 等 候補地とした土地の概要及び結果 【候補A】 ① 土地の所在 〇〇市〇〇 ② 土地の面積 全体面積 m² うち農地面積 m² ③ 農振法との関係 農業振興地域 内・外 農用地区域 内・外 ④ 都市計画との関係 都市計画区域 内・外 地域区域の種類 (土地の状況) (周辺農地への影響) (検討結果) ○ 添付書類 候補地位置図は、別添「〇〇」のとおりです。 ウ 地目別面積 エ 申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利の取得見込み オ 用水・排水・調整池計画 カ 防災計画（工事中・施工後） キ 周辺農地の営農条件への被害防除対策（農業用排水施設、日照、通風への影響、土砂流出防止等） ク 隣地農地所有者・耕作者への説明状況等（農地転用申請に係る隣地農地所有者・耕作者の同意書の提出は不要です） ケ 一時転用期間の説明…必要最小限度の期間であることの説明 コ その他（離農措置等）事業が必要になった理由を詳細に記入
	2 土地利用計画図（配置図）	縮尺 300 分の 1 から 600 分の 1 で、土地利用計画を詳細に記入し位置・隣接境界・施設間の距離・道路（種別・幅員等）を明記
	3 埋立て等事業計画書・計画図	転用事業が県及び市町村の土砂埋立条例（残土条例）に該当する場合に添付し、土砂により埋立する場合は、当該採取区域の認可申請書（写）も添付する。
	4 建物等施設の平面図	縮尺 200 分の 1 から 300 分の 1
	5 取排水計画図	給水施設を明示（給水管、井戸等） 排水施設の構造、放流先を明示 〔注〕「2 土地利用計画図（配置図）」内に記載しても良い。

書類の内容	書類の種類	備 考
5 資金計画に関する書面	1 資金計画書	
	2 資力を証する書面（全ての案件について添付すること。ただし、②については、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに申請者本人の原本証明を付したものであること。また、融資（見込み）証明書については、次の全ての要件を満たしているものであること。 ①融資を行う機関からの証明であること。②融資を受ける者及び融資額が明記されていること。）	①預貯金残高証明書 ②預貯金口座の通帳の写し（許可を申請する者又はその者の居住若しくは生計を一にする親族のものに限る。） ③融資（見込み）証明書 ④補助金の内示通知書 等
	3 見積書	
6 農業上の土地利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書(様式1－5号)	申請地が土地改良区の区域内にある場合 ただし意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合には、その事由を記載した書面
	2 水利権者等の同意書	取水・排水について水路管理者等の同意を必要とする場合は、水利権者、漁業権者の同意書を添付
	3 農用地区域変更申出に対する農業振興地域整備計画の変更見込みに係る市町村長の通知書（除外見込み通知書）	農用地区域からの除外を伴う場合
	4 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさない旨の通知書	農用地区域内における一時転用の場合
7 その他	1 公有財産管理者の同意	道路・水路の占有使用許可等
	2 他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況の説明した書面	他法令の許認可等が必要な場合に添付 ※別紙参照
	3 地積測量図	一筆の一部を転用する場合に添付 〔注〕1枚（A4・A3判）の中に1筆の全体が表示された上で、転用区域が明示されるように記載すること
	4 農地復元工事工程表	一時転用の場合
	5 開発土地一覧表	農地以外の土地を含む開発土地の一覧表
	6 その他知事、移譲市の長又は農業委員会が必要と認める書類	

農地転用許可申請等に係る参考

法 令	規制対象地域	規 制 内 容	主な適用除外
茨城県県土利用の調整に関する基本要綱 S49.12.24	全 区 域	開発区域で 5ha 以上。ただし農地については 4ha 以上、土採取にあっては 3ha 以上又は 150,000 m ³ 以上は他法令等の許可前に知事と事前協議	土採取にあって市町村土取り条例により取り扱われるものを除く
国土利用計画法 S49.6.25	市街化区域	2,000 m ² 以上	農地法第 3 条の許可を受ける場合、民事調停法に基づく場合、当該の一方又は双方が国又は地方公共団体の場合
	市街化調整区域及びその他の都市計画区域	5,000 m ² 以上 土地に関する権利移転等の許可又は届出	
	上記以外	10,000 m ² 以上	
農業振興地域の整備に関する法律 S44.7.1	農用地区域	農地等の転用制限 農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。	
都 市 計 画 法 S43.6.15	市街化区域	1,000 m ² 以上開発許可	農林漁業用の一定の建築物、公益上必要な建築物 国、都道府県が行う開発行為 都市計画事業、土地区画整理事業 非常災害の応急措置
	市街化調整区域	開発許可	
	非線引都市計画区域 準都市計画区域	3,000 m ² 以上開発許可	
	上記以外の区域	1ha 以上開発許可	
		※〔開発行為〕とは主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
建築基準法 S25.5.24	全 区 域	建築物の建築等確認申請及び建築物の許可	都市計画区域外…特殊建築物以外は不要（用途、構造、規模） 防火地域、準防火地域外は床面積 10 m ² 以内の増改築文化財保護法…原形の再現
森林法 S26.6.26	地域森林計画対象 民有林（保安林を除く）	1haを超える開発の場合（太陽光発電設備を設置する場合は 0.5haを超える開発の場合）は許可	
	地域森林計画対象 民有林	森林の土地の所有者となった旨の事後の届出	
	地域森林計画対象 民有林（保安林を除く）	1ha 以下の開発の場合（太陽光発電設備を設置する場合は 0.5ha 以下の開発の場合）は届出	
	保安林	保安林の解除申請	

法 令	規制対象地域	規 制 内 容	主な適用除外
茨城県水源地域 保全条例 H24.10.3	指定地域	水源地域の土地の所有権等の 移転等の事前の届出	
茨城県土砂等による土地の埋立 等の規制に関する条例 H15.10.1	全 域	一定規模以上の土地の埋立て 等（当該埋立て等の区域の面積が 5,000 m ² 以上）は許可	・土地の造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て ・国又は地方公共団体、公共的団体が行う埋立て等
		埋立て等の区域の面積が 5,000 m ² 未満で、市町村条例に基づく許可が不要な場合は届出	・場内の切り盛りのみで完結する埋立て等 ・公共事業として行う埋立て等
大気汚染防止法 S43.6.10	全 域	ばい煙発生施設等の設置届出等	
水質汚濁防止法 S45.12.15	全 域	特定施設の設置届出 等	
騒 音 規 制 法 S43.6.10	指 定 地 域	特定施設の設置届出 等	
振 動 規 制 法 S51.6.10	指 定 地 域	特定施設の設置届出 等	
砂 利 採 取 法 S43.8.29	全地域(河川敷を除く)	採取計画の認可（2ha 超の場合 2 年以内） 陸砂利 1 年以内 山砂利 3 年以内 洗浄施設 3 年以内 堀削深 原則 10m（特例 15m）	
河 川 法 S39.7.10	河 川 区 域 河 川 保 全 区 域	土地の占用許可 土砂等の採取許可（砂利採取） 工作物の新築等の許可 土地の掘さく等の許可	国が行う事業－河川管理者と協議成立（第 95 条）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 S45.12.25	全 地 域	廃棄物処理施設の設置（変更）に関する許可	
茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱 S48.4.2	全 地 域	開発面積が 10,000 m ² 以上（土採取は、10,000 m ² 以上又は 20,000m ³ 以上は事前に知事の設計承認－区画形質の変更、建築物なくとも適用）	市町村土取り条例により取扱われるものを除く
茨城県生活環境の保全等に関する条例 S17.3.24	全 域	各種特定施設（ばい煙、粉じん、排水、揚水、騒音、振動、悪臭）の設置届出 等	

法 令	規制対象地域	規 制 内 容	主な適用除外
墓地、埋葬等に関する法律 S23.5.31		墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可…市町村長 (変更、廃止…同様)	
医 療 法 S23.7.30	全 区 域	病院開設の許可	
茨城県霞ヶ浦水質保全条例 S56.12.21	霞 ヶ 浦 流 域	指定施設の設置届出 等	
湖沼水質保全特別措置法 S59.7.27	霞 ヶ 浦 流 域	指定施設の設置届出 等	
ダイオキシン類対策特別措置法 H11.7.16	全 域	特定施設の設置届出 等	
風俗営業取締法 S23.7.10	(指 定 地 域)	営業許可 県風俗営業取締法施行条例 制限地域 (1)学校等から 100 m 以内 (2) 住居地域等	
学 校 教 育 法 S22.3.31		学校の範囲…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、設置廃止等の認可…監督庁(第4条)	
自 然 公 園 法 S32.6.1 茨城県立自然公園条例 S37.3.30	特 別 地 域 特 別 保 護 地 区 普 通 地 域 特 別 地 域 普 通 地 域	国定公園及び県立自然公園の規制特別地域及び特別保護地区 …一定の行為につき県知事許可 普通地域 …一定の行為につき県知事への届出	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令(県規則)で定めるもの
宅地造成及び特定盛土等規制法 S36.11.7	特定盛土等規制区域 宅地造成等工事規制区域	一定規模の盛土等を行う場合、県知事への届出又は県知事の許可	通常の営農行為
その他	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン、土地区画整理法、国有財産法、火薬取締法、高圧ガス取締法、ガス事業法、倉庫業法、市町村土取り条例、大規模小売店舗立地法、自然環境保全法、茨城県自然環境保全条例、市町村残土条例、文化財保護法、宅地建物取引業法等		

②用途別

書類の内容	書類の種類	備 考
1 建売分譲住宅	1 事業経歴書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記
	2 宅地建物取引業免許証の写し	
2 農家住宅、農業用施設	1 農業を営む者の証明	(様式第1－13号)
	2 都市計画法施行規則第60条証明書	市街化調整区域内での申請の場合
3 資材置場 駐車場	1 既存施設利用状況の説明書(土地利用状況図)	既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法を具体的に記載
	2 位置関係図	申請地、事業所、既存施設を記載
	3 事業経歴書	事業経歴を明記
	4 事業実績書	資材置場の場合
	5 数量(品目、台数)算定根拠説明書	
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合
4 貸資材置場	1 資材置場の添付書類の他申請者と貸付先の関係がわかる書類	5条申請に係るものは原則許可しないが、例外的に許可できるものに該当する場合は、貸付先の事業者について、上記3資材置場の添付書類に加えて、申請者と貸付先の関係が明確にわかる書類を添付
5 貸駐車場	1 駐車場の添付書類の他需要説明書	周辺住民・企業からの要望がある場合には、要望書をもって説明書とするが、不特定多数の者を対象とする場合には、事業者側からの需要見込みを説明した書面等
6 駐車スペースを伴う事業	1 台数算定根拠説明書	店舗・事務所等に併設して、20台分以上の駐車場を設ける場合に添付
7 砂利・土・岩石採取事業に係る一時転用	1 登録業者通知書、土地目録、見取図、平面図及び縦横断図	砂利採取法、土採取条例、採石法による認可申請書に添付した書類でも可(平面図及び縦横断図は、申請地が掘削区域内にある場合)
8 産業廃棄物処理施設	1 産業廃棄物処理施設設置等事前協議終了通知書の写し	既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法を具体的に記載
	2 搬入経路図	
	3 平面図	
	4 縦横断図	最終処分場の場合
	5 事業経歴書	事業経歴を明記し転用許可済地がある場合はその履行状況も明記
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合
9 土砂等による農地埋立	1 事業経歴書及び事業計画書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記し、《通知編》1(1)様式第1号を添付
	2 埋立等計画平面図	

書類の内容	書類の種類	備 考
	3 現況及び計画縦横断面図	掘削深及び覆土高がわかるもの
	4 作付け計画書	《通知編》1（1）様式第2号
	5 土砂等の発生・埋立等のフローシート	《通知編》1（1）様式第3号
	6 契約書写し	目的、施行計画、農地復元が明記されているもの
	7 工事工程表	《記載例については、《通知編》（例）を参照》
	8 建設発生土による埋立等を行う場合は、発生土証明書	《通知編》1（1）様式第4号
	9 市町村長の意見書	農振農用地区域内の場合
	10 農地以外の土地の所有者等の同意書	開発区域のうち農地以外の土地の所有者及び当該土地に関し使用収益に係る権利をもつ者の同意書又はその写し（他法令の許可を要する場合で当該法令において同意を得ている場合）
	11 その他	申請受付後、申請目的実現の確実性の審査のために必要な書類（耕作者の耕作実態、農家経営実態等）の提出を求めることがある。
10 再生可能エネルギー発電設備	1 電気事業者から発行された接続の同意を証する書類の写し ①接続契約のご案内 ②電力需給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書	①又は②のいずれかを添付
	2 経済産業省又は(一社)太陽光発電協会の事業計画認定通知の写し、事業計画認定申請した事実を証明するもの（申請画面の写し）	再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合
11 営農型太陽光発電	1 営農計画書等	営農型太陽光発電ガイドラインに記載の別紙様式例第1～6号
	2 一時転用面積算定図	転用面積の詳細を確認
	3 下部の農地の面積算定図	
12 家畜の死体の埋却予定地	1 家畜伝染病予防法施行規則第21条の5第5号又は第7号に掲げる書類の写し	

事業経歴書（建売住宅）（農地法第4条・第5条申請書添付参考資料）

申請者 住所：_____
氏名：_____

1 事業内容等

主な事業：_____
従業員数：_____名

2 申請地の利用計画

建築戸数：_____
通路等の共有部分を除く面積：_____㎡
駐車台数：1戸当たり_____台
取排水方式：給水：_____
雨水処理：_____
汚水処理：_____
雑排水処理：_____

3 過去3年間の建売住宅を目的とした農地転用許可済み地に係る建売住宅実績

（別表）

＊過去3年間に建売住宅目的に農地転用許可を受けた申請者の場合

許可 年月日	土地の所在	転用許可 面積 (㎡)	事業進捗状況		事業進捗が当初計画 より遅延している場合 ① その理由 ② 今後の進捗計画
			許可棟数 (棟)	建築完了棟 数 (棟)	

4 本計画についてその他参考となる事項

記載例

事業経歴書（建売住宅）（農地法第4条・第5条申請書添付参考資料）

申請者 住所：〇〇市〇×字×△1111番
氏名：（株）〇〇不動産（代）〇× 〇〇

1 事業内容等

主な事業：不動産売買・賃貸・仲介、住宅設計・施工・管理
従業員数：8名

2 申請地の利用計画

建築戸数：7棟
通路等の共有部分を除く面積：2,750 m²
駐車台数：1戸当たり2台
取排水方式：給水：井戸
雨水処理：敷地内浸透処理
汚水処理：合併処理浄化槽による敷地内処理
雑排水処理：同上

3 過去3年間の建売住宅を目的とした農地転用許可済み地に係る建売住宅実績
（別表） *過去3年間に建売住宅目的に農地転用許可を受けた申請者の場合

許可 年月日	土地の所在	転用許可 面積 (m ²)	事業進捗状況		事業進捗が当初計画 より遅延している場合 ① その理由 ② 今後の進捗計画
			許可棟数 (棟)	建築完了棟 数 (棟)	
H〇.〇.×	〇〇市〇×字×△ 1 2 3 4 外3筆	1,234 m ²	4 棟	2 棟	① 詳細設計見直し等 により、1 棟建築 中、1 区画造成中。 ② （元号）〇.〇月ま でに完了予定。

4 本計画についてその他参考となる事項

開発許可について、建築指導課担当（〇〇主事）と（元号）〇年〇月〇日事前打合せ済み。

事業経歴書（資材置場）（農地法第4条・第5条申請書添付参考資料）

申請者 住所：〇〇市〇×字×△1111番

氏名：（株）〇〇建設（代）〇× 〇〇

1 事業内容等

① 主な事業：土木建築業・舗装工事業・電気工事業

② 従業員数：約40名

③ 主な支店等：〇〇支店：〇〇市〇〇222番、〇〇事業所、〇〇市□△345番
〇〇支店：〇〇市〇〇567

④ 営業区域：旧〇〇・〇〇郡及び周辺

⑤ 過去1年の主な事業実績（取引相手先、工事の種類及び金額）
〇〇市〇〇幼稚園 外構・駐車場等工事 5,000千円
〇〇市（株）〇〇本店事務所新築工事 36,000千円⑥ 現在の資材置場等（含む倉庫、駐車場）の場所、面積、建材の種類・数量、配置図
〇〇市〇×1113番 2,300㎡ 山砂等 50m³、足場材等 2,000枚
大型トラック 8台、ユンボ等 6台⑦ 新たに計画している事業拡大の内容
〇〇市〇〇地区開発工事（道水路、地区センター等）等に伴う受注増⑧ 申請地選定の理由
事業拡大を図る〇〇地区に近接し、土地の間口が広く大型車輛の出入りも容易な場所であるため。

2 申請地の利用計画

① 申請地に置く全ての資材等の種類・数量・仕入れ先
山砂・砂利・砕石等 40m³（有）〇〇建材（〇〇市〇〇）
足場材等 500枚（自社所有）
大型トラック 3台、中型ユンボ 2台（自社所有）② 整地・土盛・土留め等の方法
全面砕石敷き後転圧。周囲ブロック2段積み。すりつけ処理後芝張り。③ 管理方法及び使用期間
周囲をネットフェンスで囲い、門扉施錠。工事完了後〇年間使用予定。

3 過去3年間の資材置場を目的とした農地転用許可済み地の利用実績

（別表） ＊過去3年間に資材置場を目的に農地転用許可を受けた申請者の場合

許可 年月日	土地の所在	転用許可 面積（㎡）	利用状況	利用状況が当初計画と異なる場合、その理由
（元号） 〇.〇.×	〇〇市〇×字×△ 1113外3筆	2,300㎡	利用中	

4 本計画についてその他参考となる事項

※配置図添付

5 申請書の記載要領（法第4・5条共通）

(1) 申請者の記名

申請書には記名するものとする。

また、5条申請において、権利の取得が共有である場合、各譲受人の持分を記載させるものとする。

※委任に基づく代理申請の場合は、P83を参照すること。

(2) 「申請者の氏名、住所、職業」欄の職業は、例えば専業農家では「農業」、主業農家の場合は「農業兼〇〇業」、準主業農家又は副業的農家の場合は「〇〇兼農業」、その他の職業の場合は「会社員」「公務員」（教員、自衛官、市町村職員等）「理容師」「自動車整備士」「調理師」「医師」「看護師」等具体的に記載し、法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載し、職業は主たる業務の内容「建築工事請負業」「建材業」「砂利採取業」「土木建築業」「宅地建物取引業」「自動車修理販売業」「卸売業」等を記載する。

(3) 「権利の設定欄」は、所有権の移転、賃借権の設定、使用貸借権の設定等と記入する。

(4) 「用途」欄は、農家住宅、自己住宅、建売住宅、貸家住宅、倉庫、作業所（〇〇）、工場（〇〇）、店舗（〇〇）、店舗（〇〇）兼住宅、資材置場、砂利採取等と具体的に記載する。

(5) 「許可を受けようとする土地の表示等」欄の備考欄には土地登記事項証明書上の所有者名義と現在の所有者が異なるときに、土地登記事項証明書上の所有者を記載する（相続未登記の場合）。

また、所有権以外の権原に基づく農地の場合、備考欄に合意解約年月日、法第18条の許可申請年月日を、所有者と耕作者が同一世帯のときは世帯関係又は親族関係を記入する。

なお、申請人、申請筆数が多く本欄以内において記入できない場合、様式1-2号-（2）（3）により別紙記入する。

(6) 「転用事由の概要」欄は、その事業を行うために申請土地を必要とするに至った理由及び経過、申請面積を必要とする理由等を記載する。

（譲受人の例）

ア 現在申請住所地において（敷地面積〇〇〇㎡、建築面積〇〇㎡）居住しているが、昭和（明治・大正等）〇〇年に建築したため老朽化したので取りこわし改築するにつき家族も〇人と多く現在敷地面積では増築できないので隣接農地〇〇㎡にあわせて増改築するため。

イ 現在住宅敷地〇〇〇㎡で農業（〇〇業）をしているが、農業用機械倉庫がなく（現在豚舎改造地に格納等）不便であるので隣接農地を購入し、機械格納庫兼自動車倉庫を建築する。（なお、現在の豚舎は改築し鶏舎として使用する。）

ウ 現在の住宅敷地が市道〇〇線拡幅により買収され（別紙買取図面参照）建物（居宅）を裏側に移転しなければならないので隣接地〇〇㎡を買い受け改築する。

エ 現在〇〇会社の自動車修理工をしているが、自家より通勤も困難な状況のため、自家近くに自動車修理工場を作りたい。……事業計画書は別紙のとおり。なお、申請地は〇〇道〇〇線鉛いで周辺には約〇〇戸の民家もあり、同業者がない状況で近隣の人からも要望されているため。

(7) 「転用計画」欄の工事着手時期は、申請月日から処理期間を考慮して記載する。「事業又は施設の概要」欄は、建築物、工作物の名称及び構造の別に記載する。所要面積は、申請土地とあわせて利用する農地以外の土地も含めて記載し、備考欄にその地目及び面積を表示する。

(8) 「権利を移転（設定）しようとする契約の内容」欄は、売買、交換、贈与、賃借、使用貸借等、契約形態を記載し、契約内容については、売買の場合は1㎡当りの単価及び総額を記載すること。

交換の場合は、交換により相手方に譲り渡す土地の所在、地目、面積及び交換土地の面積が相違する場合はそれを相当とする理由を記載すること。賃貸借の場合は、1㎡当りの年額及び総額を記載すること。

また、対価、地代の支払い時期、方法、交換譲渡土地の登記及び引渡時期等を記載する。

一時転用を目的とする契約の場合は、その契約期間満了後の現状回復の時期、方法及び義務者、費用の負担区分等を記載する。

（所有権移転の場合の例）

ア 売買 1㎡当り〇〇〇〇円×〇〇〇㎡=〇〇〇〇〇〇〇円

支払期日……許可後10日以内

土地の引き渡し日は所有権移転登記を了した日

イ 贈与 無償（土地の引渡しは所有権移転登記の日）

市

ウ 交換 〇〇町大字〇〇 ××番地の 畑（田、宅地、山林等）

村

〇〇〇㎡と交換

(土地の引渡しは本件許可と第3条の許可両方の許可書を受領し所有権移転の登記が完了した日)

(賃貸借の場合の例)

賃貸借 賃料 1 ㎡当り年〇〇〇円×〇〇〇㎡=〇〇〇〇円

(賃料は許可の日より 10 日以内)

契約予定期間 許可の日から 〇〇年間(土地の引渡し許可のあった日)

※砂利採取、土採取については耕作休耕に対する補償と地下資源料に区分して記載する。

(使用貸借の場合の例)

使用貸借 無償

契約予定期間 許可の日から 〇〇年間

- (9)「資金調達についての計画」欄は、必要資金として、土地購入（賃借料）代金〇〇万円、建物又は工作物の建築費〇〇万円、施設費〇〇万円、その他の〇〇経費〇〇万円、合計〇〇万円と、また資金調達として、〇〇銀行から借入れ〇〇万円（別紙融資証明書のとおりに）、自己資金〇〇万円（別紙残高証明書のとおりに）、合計〇〇万円と具体的に記載する。
- (10)「転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害の有無及び防除施設の概要」欄は、被害がない場合には「どのような環境理由によって被害を及ぼさない」旨を、また被害のおそれがある場合には、その理由、範囲、防除方法、防除施設の設置計画等を記載する。特に排水計画については、汚水雑排水等に区分してそれぞれの処理方法、放流先（河川放流の場合その河川管理者の意見書添付のこと）等を具体的に記載する。
- (11)「その他参考となるべき事項」欄は、他の条項及び他の法令等に関連する場合は、その法令等の名称及び申請書の提出年月日等を記載する。また、事業又は施設の操業・利用期間が5年以内の場合は原状回復措置について記載する。

6 許可申請書の処理

(1) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請者から許可申請書が提出されたときは、次により処理する。なお、知事あての申請書の処理については、イのとおりとする。

(ア) 受付

「許可申請整理簿」（様式第 1－11 号）に記載し、申請書に受付日を記入し、受付の日を明らかにするとともに、整理番号を記載する。なお、原則として提出された申請書は全て受け付けをし、受付後不備事項の補正を「第 9 許可申請書の補正」に準じて指導する。

(イ) 審査

申請内容を「農地法第 4 条審査表」（様式第 1－12 号－（1））又は「農地法第 5 条審査表」（様式第 1－12 号－（2））により審査し、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は現地調査を行い、農地転用審査基準に定めるところにより許可、不許可、却下を決定し次により処理する。処理結果は「許可申請整理簿」（様式第 1－11 号）に記載し、「農地法第 4 条処理一覧表」（様式第 1－7 号）又は「農地法第 5 条処理一覧表」（様式第 1－8 号）を作成し保管する。

a 許可をするにあたっては、以下の内容の条件を付す。

- ① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ② 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその一年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
- ③ 申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。

留意事項：③については、農地の転用目的が一時的な利用の場合に条件を付すとともに、併せて許可期限を明記する。

なお、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないものに対して恒久転用の許可を行う場合には、原則として以下の内容の条件を付す。

- ④ 工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること

留意事項：④の報告を受けた時には、必要に応じて現地確認を行うものとする。

※詳細は令和 6 年 3 月 28 日付け 5 農振第 3179 号農林水産省農村振興局長通知を参照

b 関係法令等手続き未了、書類不備等のため許可処分を保留される案件については、申請者に対し手続き及び書類補正の催告を行う。

なお、催告後 3 か月を経過しても手続き、書類補正等がされない場合は、許可申請を却下（不許可と）する。

(ウ) 指令書の交付

「許可指令書」（様式第 1－5 号－（1））又は「不許可指令書」（様式第 1－5 号－（2））若しくは「却下指令書」（様式第 1－5 号－（3））は、申請人双方（農地法第 4 条申請若しくは単独申請の場合を除く。）に交付する。

イ 農業委員会は、申請者から知事あての申請書が提出されたときは、次により処理する。

(ア) 受付

ア（ア）に準じる。

(イ) 審議

送付意見決定にあたっては、現地調査を行い、「農地法第 4、5 条の規定による許可申請調査及び審査表」（様式第 1－4 号－（2））を作成し、次のことについて検討する。

- A 申請書記載事項は事実に即しているかどうか。
- B 農振法の農用地区域外かどうか。
- C 農地転用許可基準に基づく農地区分はどうか。
- D 農地転用目的の必要性及び実現性はどうか。
- E 申請者の資力及び信用はどうか。
- F 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているか。
- G 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みはあるか。
- H 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等（国土利用計画法、森林法、自然公園法、都市計画法、墓地埋葬に関する法律、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によるもの）の処分やその見込みはどうか、またそれらとの調整はどうか。
- I 農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みはあるか。

- J 農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められるか。
- K 事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的としていないか（ただし、則第47条第5号ただし書きの場合は除く。）
- L 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれはないか。
- M 農業用用水排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないか。
- N 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないか。
- O 一時転用（事業又は施設の操業・利用期間が5年以内のもの）の場合、原状回復の措置は適切か。
- P 一時転用の場合において、所有権が取得されることがないか。（法第5条の場合のみ）
- Q 農地を採草放牧地にする場合において、法第3条第2項に該当していないか。（法第5条の場合のみ）

（ウ）送付の処理

- ① 送付意見が決定されたとき、許可申請書に「農地法第4、5条の規定による許可申請送付意見書」（様式第1-4号-（1））及び「農地法第4、5条の規定による許可申請調査及び審査表」（様式第1-4号-（2））を添付し、第2の2の表に従い知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））あて送付する。
- ② 知事へ進達しようとする事案のうち、30アール超の事案については、あらかじめ県農業委員会ネットワーク機構に諮問する。
- ③ その他、農業委員会が必要であると認めるときは、県農業委員会ネットワーク機構に諮問することができる。

（エ）許可指令書の処理

- ① 知事から指令書の送付があったときは、「許可申請整理簿」に指令番号、年月日を記載し、申請人双方（農地法第4条申請若しくは単独申請の場合を除く）に交付する。

（2）知事の処理

知事（農業政策課）は、農業委員会から許可申請書の送付があったときは、「許可申請整理簿」（様式第1-11号）に記載し、(1)ア（イ）に準じて審査する。

「許可指令書」（様式第1-5号-（1））又は「不許可指令書」（様式第1-5号-（2））若しくは「却下指令書」（様式第1-5号-（3））は、農業委員会を経由して、申請人双方（農地法第4条申請若しくは単独申請の場合を除く）に交付する。

指令書の農業委員会への送付は、「送付書」（様式第1-9号）を添付する。

なお、申請農地の面積が4ヘクタールを超えるとき又はその4ヘクタールを超える農地とあわせて採草放牧地を転用しようとするときは、「農地法附則第2項第 号に基づく協議に係る事案の概要書」（様式第1-14号）により関東農政局長に協議する。

7 関係法令との調整

- (1) 「茨城県県土利用の調整に関する基本要綱」の適用のある場合における農地転用許可申請の取扱いは、次によるものとする。

ア 知事との協議

農地転用の申請をしようとする者は、4ヘクタールを超える農地の転用を行う場合、区域面積5ヘクタール以上の開発を行う場合又は3ヘクタール以上若しくは150,000m³以上の土採取事業（市町村土取り条例の適用を受けるものを除く。）を行う場合にあっては、農地の面積の多少にかかわらず基本要綱第5条による知事との協議を行い、承認を受けてから農地転用許可申請をする。

イ 農地転用許可申請の記載要領

- ① 「農地法第4条の許可申請書」（様式第1-1号）の「7 その他参考となるべき事項」欄に知事との協議に係る承認年月日、番号を記載する。
- ② 「農地法第5条の許可申請書」（様式第1-2号-（1））の「8 その他参考となるべき事項」欄に法第4条の場合と同様に記載する。

ウ 農業委員会の処理

許可申請書を受け付けする場合は、イの記載要領により記載されているかどうか審査し、また承認を必要とするにもかかわらず承認を受けていない場合は、承認後に許可申請をするよう指導する。

エ 知事（農業政策課）の処理

許可申請地が基本要綱の適用区域内である場合は地番を確認の上、処理する。

- (2) 都市計画法の適用される場合における農地転用事務の取扱い

都市計画法（以下「都計法」という。）第29条の開発許可、同法第43条の建築許可を伴う場合は1から6までのほか次の取扱いによるものとする。

ア 申請書の記載要領

- ① 「農地法第4条許可申請書」（様式第1-1号）の「7 その他参考となるべき事項」欄に次の事項を記載する。
 - A 都計法第29条の開発許可申請書の提出年月日
 - B 都計法第43条の建築許可申請書提出年月日（市街化調整区域の場合に限る。）
 - C 都市計画法施行規則第60条証明に係る案件については、開発許可案件の処理に準じて行う。
- ② 「農地法第5条許可申請書」（様式第1-2号-（1））の「8 その他参考となるべき事項」欄に①の場合と同様に記載する。

イ 農業委員会の処理

許可申請書を受け付けする場合は、都計法に基づく開発許可申請書等の写しの有無及びアの申請書の記載要領により記載されているかどうかを確認して受け付ける。

許可に当たっては、都計法による開発許可又は建築許可と同時処理するものとする。

ウ 知事（農業政策課）の処理（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）

都計法による開発許可又は建築許可と同時処理するものとする。

- (3) 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の適用される場合における農地転用事務の取扱い

指導要綱が適用される場合における農地転用許可申請の取扱いについては1から6までのほかに次により取り扱うものとする。

ア 申請書の記載要領

- ① 「農地法第4条許可申請書」（様式第1-1号）の「7 その他参考となるべき事項」欄に次の事項を記載する。
 - A 指導要綱第9の設計承認申請書の提出年月日
 - B 指導要綱第3の規定により適用除外されるものについては、その旨及び該当号
- ② 「農地法第5条許可申請書」（様式第1-2号-（1））の「8 その他参考となるべき事項」欄に①の場合と同様に記載する。

イ 農業委員会の処理

許可申請書を受け付けする場合は、前項アの記載要領により記載されているかどうか、また、添付書類の有無を確認して受け付ける。

許可に当たっては、原則として指導要綱による設計承認申請と同時処理するものとする。

ウ 知事（農業政策課）の処理（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）

原則として指導要綱による設計承認申請と同時処理するものとする。

(4) 砂利採取法の適用される場合における農地転用事務の取扱い

砂利採取法第 16 条の採取計画認可、同法第 20 条の採取計画変更認可を伴う場合は、1 から 6 までのほか次の取扱いによるものとする。

ア 申請書の記載要領

①「農地法第 4 条許可申請書」（様式第 1－1 号）の「7 その他参考となるべき事項」欄に次の事項を記載する。

A 砂利採取法第 16 条による採取計画認可申請書の提出年月日

B 砂利採取法第 20 条による採取計画変更認可申請書の提出年月日

② 「農地法第 5 条許可申請書」（様式第 1－2 号－（1））の「8 その他参考となるべき事項」欄に①の場合と同様に記載する。

イ 農業委員会の処理

許可申請書を受け付ける場合はアの記載要領に記載されているかどうか、また、添付書類の有無を確認して受け付ける。

許可に当たっては、砂利採取法による採取計画認可又は採取計画変更認可と同時処理するものとする。

ウ 知事（農業政策課）の処理（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）

砂利採取法による採取計画認可又は採取計画変更認可と同時処理するものとする。

(5) 廃棄物処理施設の設置（変更）の場合における農地転用事務の取扱い

ア 申請書の記載要領

①「農地法第 4 条許可申請書」（様式第 1－1 号）の「7 その他参考となるべき事項」欄に県廃棄物規制課の事前審査に関する事務処理要領に基づく「産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画書」の提出先及び年月日を記載する。

②「農地法第 5 条許可申請書」（様式第 1－2 号－（1））の「8 その他参考となるべき事項」欄に①の場合と同様に記載する。

イ 農業委員会の処理

許可申請書を受け付ける場合はアの記載要領により記載されているかどうか確認して受け付ける。

廃棄物処理施設の設置又は変更の場合には、原則として廃棄物処理法担当課と調整の上同時処理する。

なお、中間処理施設の設置又は変更等都計法の開発許可を要する場合には、都計法の開発許可担当課とも調整の上同時処理する。

ウ 知事（農業政策課）の処理（4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）

廃棄物処理施設の設置又は変更の場合には原則として廃棄物処理法担当課と調整の上同時処理する。

なお、中間処理施設の設置又は変更等都計法の開発許可を要する場合には、都計法の開発許可担当課とも調整の上同時処理する。

エ 添付書類

共通添付書類のほかに「廃棄物処理施設の設置（変更）に係る事業計画書」の写しを添付する。ただし共通添付書類と同一のものは省略する。

(6) 県及び市町村残土（盛土）条例の適用がある場合

ア 県盛土条例適用の場合

- ・ 農業委員会に農地転用許可申請書を提出する時に、県廃棄物規制課との事前協議申請書写し（受付印のあるもの）を添付する。許可申請書のその他の欄に事前協議申請中である旨記載する。

- ・ 農業委員会（県農業政策課）は、事前協議の終了をもって県条例許可見込みと判断し、県廃棄物規制課と調整の上処理する。

イ 市町村残土（盛土）条例の場合（農地にも適用される場合）

- ・ 農業委員会に農地転用許可申請書を提出する時に、市町村条例の許可申請書の写し（受付印のあるもの）を添付する。許可申請書のその他の欄に申請中である旨記載する。

- ・ 農業委員会は、総会までに市町村条例の審査状況を担当部局に確認し、許可又は不許可相当の判断を行い、許可見込みのある場合、市町村条例担当課と調整の上、処理する。

- ・ （4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）県は、農業委員会を通じて、市町村条例の許可の見込みを確認の上、見込みのある場合、市町村条例担当課と調整の上、処理する。

(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）との取扱い

- ・ 自動車リサイクル法に関して、許可及び事業計画変更（使用済自動車又は解体自動車の保管場所の追加等）を要する場合は、農地転用許可申請時には、県廃棄物規制課への申請書の写し（受付印のあるもの）を添付すること。許可申請書のその他の欄に変更許可申請中である旨記載する。

- ・ 農業委員会（県農業政策課）は、県廃棄物規制課に許可及び計画変更承認の見込みを確認した上で、「使用済自動車の解体業の施設に係る指導事項について（県廃棄物規制課→事業者）」の通知の写しを事業者から提出を受けて処理するものとする。

(8) 墓地埋葬法との取扱い

- ・ 農業委員会は、墓地埋葬法に基づく墓地の新設及び拡張に係る農地転用許可申請がなされた場合は、その墓地埋葬法の許可の見込みについて、市町村環境担当部局に照会し、墓地埋葬法の許可等が見込まれる場合は、処理するものとする。また、4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合には、市町村環境担当部局の回答を意見書とともに県へ送付するものとする。
- ・ （4ヘクタールを超える農地等について転用又は権利移動をする場合）県は、農業委員会が得た回答の写しを参考とし墓地埋葬法の許可等が見込まれる場合は、処理するものとする。

(9) 盛土規制法との取扱い

- ・ 農業委員会は、盛土を伴う農地転用許可がなされた場合は、通常の営農行為に該当するか否か等を確認の上、必要に応じて各県民センター（建築指導課(県央地区については県央建築指導室)）と連絡を図り処理するものとする。

8 その他

(1) 農地転用許可等に係る工事の完了前についての取扱い

法第4条第1項（法第5条も同様）の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適切でない。

また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

（参考）標準処理期間

		農業委員会の処分又は意見書の送付	知事の処理
法第4条第1項、 法第5条第1項の 許可（県処分）	農業委員会が機構に 意見を聴く事案	申請のあった日の翌日から 起算して4週間	申請書及び意見書の受理 後2週間
	うち農地法附則 第2項の農林水 産大臣への協議 を要する事案	申請のあった日の翌日から 起算して4週間	（協議書の送付） 申請書及び意見書の受理 後1週間
			（許可等の処分） 申請書及び意見書の受理 後2週間
	農業委員会が機構に 意見を聴かない事案	申請のあった日の翌日から 起算して3週間	申請書及び意見書の受理 後2週間
法第4条第1項第7号、法第5条第1項 第6号の届出(農業委員会処分)		2週間	—

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

(茨城県知事 殿)

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の 住所等	住 所（所在地）								
2 許可を受 けようとす る土地の表 示等	土地の所在		地番	地 目		面積 (㎡)	耕作（利用）者氏 名（名称）	市街化区域・ 市街化調整区域・ その他の区域の別	備 考
	郡市町 村大字	字		登記 簿	現 況				

3 転用計画	(1) 転用事由 の詳細	用 途				事由の詳細			
	(2) 転用の時期	工事着手(元号) 年 月 日			事業又は施設の操業又は利用期間 (元号) 年 月 日から 年間				
		工事完成(元号) 年 月 日							
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月日から年月日まで)				第2期 合 計		
			名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成							
		建築物							
		小 計							
		工 作 物							
小 計									
計									
4 資金調達 についての 計画									
5 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害の有無及び防除施設の概要									
6 その他 参考となるべき事項									

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

(茨城県知事 殿)

譲受人 氏名

(借受人)

譲渡人 氏名

(貸付人)

下記によって、農地（採草放牧地）を転用する目的で「 」をしたいと思いますので、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の氏名(名称) 住所(所在地)等	当事者	氏 名 (名 称)		住所 (所在地)		備 考				
	譲受人 (借受人)			電話						
	譲渡人 (貸付人)			電話						
2 許可を受けようとする土地の表示等	土地の所在		地番	地 目		面積 (㎡)	耕作(利用)者氏名(名称)		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	備考
	郡市町村 大字	字		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名及び名称		

3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 転用の時期	工事着手 (元号) 年 月 日				事業又は施設の操業又は利用期間 (元号) 年 月 日から 年間				
		工事完成 (元号) 年 月 日								
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の概 要	工事計画	第1期 (着工年月日から年月日まで)				第2期			合 計
			名称	棟数	建築面積 (m ²)	所要面積 (m ²)	棟数	建築面積 (m ²)	所要面積 (m ²)	
		土地造成								
		建築物								
		小 計								
		工 作 物								
小 計										
計										
4 権利を移 転 (設定) しようとする 契約の内容 内容										
5 資金調達 についての 計画										
6 転用する ことによっ て生じる付 近の土地、 作物、家畜 等の被害の 有無及び 防除施設 の概要										
7 その他 参考とな るべき事項										

※ 譲渡人 (貸付人) が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人 (借受人) 何某」、及び「譲渡人 (貸付人) 何某外何名」とし、申請書の1及び3の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。この場合の別紙の様式は、次のとおりとする。

様式第 1－2 号―（2） 申請書の 1 の欄 当事者の氏名(名称)住所（所在地）等

当事者の別	氏 名	住所
譲 受 人 (借受人)		
譲 渡 人 (貸付人)		

様式第 1－2 号―（3） 申請書の 3 の欄 許可を受けようとする土地の表示等

譲渡人の氏名 (貸付人)	所 在	地番	地 目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市 街化調整区域・ そ の 他 の 区 域 の 別
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の 氏名（名称）	
計 筆	㎡	（田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡）			

（注） 本表は、（様式第 1－2 号―（2））の譲渡人（貸付人）の順に名寄せして記載する。

意 見 書

別紙記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記のとおりです。

(元号) 年 月 日

〇〇土地改良区理事長 氏 名

記

(第1例)

農地転用に伴う措置等について、協議が整い、本土地改良区としては、差し支えない。

(第2例)

農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが各記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えば差し支えない。

事 項	土地改良区の主張	転 用 者 の 主 張
(1) 何々水路の付替		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

別紙（土地の表示）

市町村	大字	字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	所有者	耕作者	備 考

様式第1－4号－（1） 農地法第 条の規定による
許可申請送付意見書

										農業委員会 会長名	
1 申請人	(受人・借人氏名)				(住所)			(年齢)	(職業)		
	(渡人・貸人氏名)				(住所)			(年齢)	(職業)		
2 土地	市町村 字 外 筆 市街化区域 市街化調整区域 その他の地域				3 面積	田 畑	m ² 採草放牧地 m ² m ² その他 m ² 合 計 m ²				
4 転用理由	☐ 借地・ ☐ 借家・ ☐ アパート・ ☐ 狭あい・ ☐ 環境不良 ☐ 移転・ ☐ 新規・ ☐ 同居・ ☐ 事業拡張・ ☐ 結婚 ☐ 一時転用・ ☐ その他（ ）				5 転用目的						
6 農地区分 からみた意見	農 地 区 分	☐ 農用地区域内農地・ ☐ 甲種農地 ☐ 第1種農地・ ☐ 第2種農地・ ☐ 第3種農地			一団の農地の広がり 約 ha 土地基盤整備事業 ☐ 有・ ☐ 無 農業生産力 ☐ 高い・ ☐ 普通・ ☐ 低い 高性能機械営農 ☐ 可・ ☐ 不可						
	第2種の根拠	☐ 相当数の街区を形成している区域内 ☐ 公共施設から近距離（ から m） ☐ 連たん区域に近接かつ10ha以内 ☐ その他の農地（山林介在等）			第3種の根拠	☐ 水管・下水道管・ガス管のうち2種類以上埋設区域内かつ500m以内に複数公共施設 ☐ 公共施設から至近距離（ から m） ☐ 連たん区域 ☐ 街区に囲まれた地区で宅地面積40%以上 ☐ 用途地域内（調整済みのもの） ☐ 土地区画整理事業施行区域内					
7 許可基準 からみた意見	転 用 目 的 ・ 理 由		適 不 適	理 由							
	資 力 及 び 信 用		適 不 適	理 由							
	同 意 状 況		有 無	理 由							
	確 実 性		確 実 不 確 実	理 由							
	行政庁の許認可等見込み		確 実 不 確 実	理 由							
	農地以外の土地利用見込み		確 実 不 確 実	理 由							
	計 画 面 積		適 不 適	理 由							
	宅地造成のみの場合の妥当性		適 不 適	理 由							
	営農条件への支障		有 無	理 由							
	農地の利用の集積への支障		有 無	理 由							
	一時転用の場合の妥当性		適 不 適	理 由							
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了 未 了									
特定土地改良事業等への配慮			適 否	内 容	事業主体	土地改良区名	事業名	完了年度	その他		
					改良区等の意見書（ ☐ 有・ ☐ 無） 土地改良事務所長の意見（ ☐ 有・ ☐ 無）						
8 土地利用計画 関連	都 市 計 画 区 域		☐ 内 ・ ☐ 外 （住宅系・商業系・工業系・準工業）								
	市 街 化 調 整 区 域		☐ 内 ・ ☐ 外 （開発（建築）許可申請書提出（元号） 年 月 日）								
	農 業 振 興 地 域		☐ 内 ・ ☐ 外 （農用地区域 ☐ 内 ☐ 外）								
	県 土 地 開 発 指 導 要 綱		☐ 要 ・ ☐ 不要 （申請書提出（元号） 年 月 日）								
	県土地利用の調整に関する基本要綱		☐ 承認（（元号） 年 月 日） ☐ 不要								
	国 土 利 用 計 画 法		☐ 知事からの通知（（元号） 年 月 日） ・ ☐ 売買後 ・ ☐ 不要								
	その他の土地利用関係法令										
	意見決定		（元号） 年 月 日								

(裏面)

9 県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無				有 ・ 無	
意見の概要					
10 処理 経過	受 付	(元号) 年 月 日	11 参考事項	農地法第18条処理状況 (☐ (元号) 年 月 日合意解約済 ・ ☐ 申請受付中)	

※ 7の許可基準からみた意見の「転用目的・理由」については、申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由（代替性の検討結果）を記載する。

※ 9の「県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」の欄の「意見の概要」欄には、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式第 1－4 号－（2）

農地法第 条の規定による
許可申請調査及び審査表

調査者（ ）
調査日（ 年 月 日 ）

① 転用 計画	建 築 物	ア（ イ（ ウ（	； ； ；	m ² m ² m ²	そ の 他	ア（ イ（ ウ（	； ； ；	m ² m ² m ²	エ（ オ（ カ（	； ； ；	m ² m ² m ²
② 資金 計画	自己（ 借入（ 合計（		千円 千円 千円		用地代（ 造成費（ 建築費（ 合 計（	千円 千円 千円 千円		③ 契 約	売 買・贈 与・交 換 使 用 貸 借・賃 貸 借 その他（ ）		
④ 取 排 水	取 水	☐ 水道 ☐ 井戸	雨水 排水	☐ 敷地内 ☐ 下水道 ☐ 排水路	雑 排 水	☐ 浄化槽処理後敷地 内処理 ☐ 浄化槽処理後排水 路へ放流 ☐ 公共下水道へ放流 ☐ その他	汚 水 処 理	☐ 浄化槽処理後敷地 内処理 ☐ 浄化槽処理後排水 路へ放流 ☐ 公共下水道へ放流 ☐ その他	工 業 用 水	処理工程	
⑤ 調 査 事 項	ア 転用目的・理由 (適 ・ 不適) イ 資力及び信用 (適 ・ 不適) ウ 同意状況 (有 ・ 無) エ 確実性 (確実・不確 実) オ 農地以外の土地利用見込み (確実・不確 実) カ 計画面積 (適 ・ 不適) キ 宅地造成のみの場合の妥当性 (適 ・ 不適) ク 営農条件への支障 (有 ・ 無) ケ 農地の利用の集積への支障 (有 ・ 無) コ 一時転用の場合の妥当性 (適 ・ 不適) サ 特定土地改良事業等関係 (適 ・ 不適)					⑥ 他 法 令 調 整					
⑦ 不 備 事 項	(内容)		(補正連絡)		⑧ 審 査 結 果	許可 理由： 不許可 取下 その他 内容：					
⑨ 添 付 書 類 関 係	a ; 公図写 ☐ b ; 登記事項証明書 ☐ c ; 位置図 ☐ d ; 付近状況図 ☐ e ; 配置図 ☐ f ; 資金計画書 ☐ g ; 残高証明書 ☐ h ; 融資証明書 ☐ i ; 取排水計画図 ☐ j ; 事業計画書 ☐ k ; 事業概要書 ☐ l ; 道路使用同意 ☐ m ; 水路使用同意 ☐ n ; 契約書 ☐ o ; 定款 ☐ p ; 法人登記事項証明書 ☐ q ; 代理委任状 ☐ r ; 免許書 ☐ s ; 農業者証明 ☐ t ; 通勤経路図 ☐ u ; 借家証明 ☐ v ; 見積書 ☐ w ; その他 () ☐ x ; () ☐										

※ 許可の理由は、農用地区域内農地、甲種農地又は第 1 種農地の場合のみ記入すること。

※ ⑥他法令調整には、行政庁の許認可等見込み及び法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の
進捗状況について記載する。

様式第 1－5 号－（1）

△△指令第 号

申請人
（住所）
（氏名）

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第 条第 1 項の規定による申請は、
下記により許可する。

（元号） 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏名 印
（茨城県知事 氏名 印）

記

1 〇〇を許可する土地の表示

土地の表示	地番	地目		面積 (単位： m ²)	備考
		登記簿	現況		

2 用途

3 条件

（注意事項）

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 1 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

（教示） 裏面のとおり
（教示文は、第 15 行政不服審査法関係を参照）

（注）移転等の登記申請時には譲受人・譲渡人双方の許可書の添付（原本還付可能）が必要となります。

様式第 1－5 号－（2）

△△指令第 号

申請人
（住所）
（氏名）

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第 条第 1 項の規定による申請は、
下記により許可しない。

（元号） 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏名 印
（茨城県知事 氏名 印）

記

1 〇〇を許可しない土地の表示

土地の表示	地番	地目		面積 (単位： m ²)	備考
		登記簿	現況		

2 用途

3 不許可理由

（教示） 裏面のとおり
（教示文は、第 14 行政不服審査法関係を参照）

様式第 1 - 5 号 - (3)

△△指令第 号

申請人
(住所)
(氏名)

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第 条第 1 項の規定による申請は、
下記により却下する。

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 氏名 印
(茨城県知事 氏名 印)

記

1 〇〇を却下する土地の表示

土地の表示	地番	地目		面積 (単位 : m ²)	備考
		登記簿	現況		

2 用途

3 却下理由

(教示) 裏面のとおり
(教示文は、第 15 行政不服審査法関係を参照)

（元号） 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
（茨城県知事 殿）

住所
氏名

農地転用許可後の工事進捗（完了）状況報告について（第 回）

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により許可されている土地の工事進捗（完了）状況を、下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 （元号） 年 月 日
- 2 許可指令番号 〇〇指令第 号
- 3 転用許可地の所在 市 町 郡 村大字 番外 筆
- 4 転用目的
- 5 転用面積 [農地 m²] [採草放牧地 m²] [その他 m²] [計 m²]
- 6 建設設計 [着工（予定）] （元号） 年 月 日
[完了（予定）] （元号） 年 月 日
- 7 工事進捗（完了）状況

（記載注意）

工事進捗（完了）状況は詳細に記載し、記載事項を証明できる配置図、写真等を添付すること。

なお、建設工事が許可申請書に記載された事業計画どおり進捗していない場合（遅延又は未着手）はその理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

様式第 1－7 号

農地法第 4 条処理一覧表 《（元号） 年 月分》
（ 農業委員会）

受理 番号	受理 月日	申請 月日	申請人の住所・氏名		契約の 要旨	土地の 所在	申請面積 (㎡)		転用 目的	送付及び処分		備考
			譲受人 (賃借 人)	譲渡人 (賃貸 人)			田			送付 指令 処分 月日 発送		
1							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					
2							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					
3							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					

様式第 1－8 号

農地法第 5 条処理一覧表 《（元号） 年 月分》
（ 農業委員会）

受理 番号	受理 月日	申請 月日	申請人の住所・氏名		契約の 要旨	土地の 所在	申請面積 (㎡)		転用 目的	送付及び処分		備考
			譲受人 (賃借 人)	譲渡人 (賃貸 人)			田			送付 指令 処分 月日 発送		
1							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					
2							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					
3							田			送付 指令 処分 月日 発送		
							畑					

〇〇農業委員会会長 殿

茨城県農林水産部農業政策課長

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可（不許可）指令書について

このことについて、別添のとおり送付いたしますので申請人に交付願います。

様式第 1 - 11 号

農地転用許可申請整理簿

整 理 番 号	受 理 月 日	土（市 地 の 町 村 名） 所 在	申（又 請 人 住 所 氏 名） は 名 称	申 請 目 的	事前審査				本申請				条 件 （ 報 告 ）	備 考
					申 出 面 積 （ ㎡ ）	申 出 年 月 日	農 政 局 送 付 年 月 日	農 政 局 内 示 年 月 日	申 請 面 積 （ ㎡ ）	申 請 年 月 日	農 政 局 送 付 年 月 日	許 可 年 月 日		
	事				田				田				許可日から 月後 その後 月後毎	
	本				畑				畑					
	事				田				田				許可日から 月後 その後 月後毎	
	本				畑				畑					

様式第1－12号－（1）
農地法第4条審査表

様式第1－12号－（2）
農地法第5条審査表

調査者（ ）

1 申請人	(受人氏名)		(住所)		(年齢)		(職業)		
	(渡人氏名)		(住所)		(年齢)		(職業)		
2 土地					3 面積	田 畑 計	m ² m ² m ²	その他 合 計 m ² m ²	
4 転用理由	借地・借家 ・ アパート ・ 狭あい ・ 環境不良 移転 ・ 新規 ・ 同居 ・ 事業拡張 ・ 結婚 ・ 一時転用 ・ その他（ ）				5 転用目的				
6 転用計画	建築物				その他				
7 資金計画	自己（ 千円） 借入（ 千円） 合計（ 千円）		用地代（ 千円） 造成費（ 千円） 建築費（ 千円） 合 計（ 千円）		8 契約内容				
9 取排水	取水	☐ 上水道 ☐ 井戸	雨水排水	☐ 敷地内 ☐ 下水道 ☐ 排水路	雑排水	☐ 浄化槽処理後敷地内処理 ☐ 浄化槽処理後排水路へ放流 ☐ 公共下水道へ放流 ☐ その他	汚水処理	☐ 浄化槽処理後敷地内処理 ☐ 浄化槽処理後排水路へ放流 ☐ 公共下水道へ放流 ☐ その他	工業用水 処理工程
10 土地利用計画関連等	土地改良区域		☐ 内 ・ ☐ 外 （ 改良区）意見書 有・無・不要						
	都市計画区域		☐ 内 ・ ☐ 外						
	市街化調整区域		☐ 内 ・ ☐ 外 開発（建築）許可申請書 有・無・不要						
	国土法		☐ 要 ・ ☐ 不要 届出済 年 月 日 第 号						
	用途地域		☐ 内 ・ ☐ 外 （住居 ・ 商業 ・ 準工 ・ 工業 ・ 工専）						
	農業振興地域		☐ 内 ・ ☐ 外						
	農用地区域		☐ 内 ・ ☐ 外						
11 添付書類関係	a ; 公図写 ☐ b ; 登記事項証明書 ☐ c ; 位置図 ☐ d ; 付近状況図 ☐ e ; 配置図 ☐ f ; 資金計画書 ☐ g ; 残高証明書 ☐ h ; 融資証明書 ☐ i ; 取排水計画図 ☐ j ; 事業計画書 ☐ k ; 事業概要書 ☐ l ; 道路使用同意 ☐ m ; 水路使用同意 ☐ n ; 契約書写 ☐ o ; 定款写 ☐ p ; 法人登記事項証明書 ☐ q ; 代理委任状 ☐ r ; 免許書写 ☐ s ; 農業者証明 ☐ t ; 通勤経路図 ☐ u ; 借家証明 ☐ v ; 見積書 ☐ w ; その他（ ） ☐ x ; （ ） ☐								
12 調査事項	ア 転用目的・理由		(適 ・ 不適)		14 他法令調整		15 審査結果	許可理由：	
	イ 資力及び信用		(適 ・ 不適)					不許可理由：	
	ウ 同意状況		(有 ・ 無)						
	エ 確実性		(確実・不確実)						
	オ 農地以外の土地利用見込み		(確実・不確実)						
	カ 計画面積		(適 ・ 不適)						
	キ 宅地造成のみの場合の妥当性		(適 ・ 不適)						
	ク 営農条件の支障		(有 ・ 無)						
13 農地区分	ケ 農地の利用の集積への支障		(有 ・ 無)					取下	
	コ 一時転用の場合の妥当性		(適 ・ 不適)					その他	
	サ 特定土地改良事業等関係		(適 ・ 不適)					内容：	
	農用地区域内								
	甲種 1 ・ 2 ・ 3 種								
16 不備事項	(内容)								

※ 14 他法令調整には、行政庁の許認可等見込み及び法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況について記載する。

審査表（別紙）

1 農地区分*	該当区分に○をすること
農振農用地区域内農地	
甲種農地（市街化調整区域内のみ）	
集团的優良農地（10ha以上の一団の規模かつ高性能農業用機械による営農が可能な農地）	
農業公共投資（土地改良事業の工事完了公告日）後8年以内	
第1種農地（集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えた農地）	
10ha以上の一団の規模の農地	
農業公共投資（土地改良事業等）の対象となった農地	
生産性の高い農地	
第2種農地	
道路、下水道その他の公共施設又は、鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況	
相当数の街区を形成している区域	
鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着所、県庁、市役所又は町村役場（支所を含む）から500m以内	
うち、半径500mの円の区域内に占める宅地の面積割合が40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長した半径の延長又は1kmのいずれか短い距離内	
市街地に近接する区域（500m）内にある農地の区域でその規模が10ha未満であるもの	
農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地	
第3種農地	
道路、下水道その他の公共施設又は、鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類埋設道路の沿道区域で500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共・公益的施設（県庁、市役所、町村役場、保育園）がある	
300m以内に、鉄道の駅、県庁、市役所等がある	
鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着所	
高速道路のインターチェンジの出入口	
県庁、市役所又は町村役場（支所を含む）	
その他類する施設（バスターミナル）	
宅地化の状況	
住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の農地	
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている街区内の農地	
都計法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地	
土地区画整理事業の施行区域内の農地	

※第1種農地の要件に該当していても、同時に第3種又は第2種の要件を満たす場合は、第3種又は第2種の区分が優先される（ただし、第3種又は第2種農地の要件に該当しても、同時に甲種農地の要件を満たす場合は、甲種農地が優先される）。また、第2種農地のうち他の農地区分のいずれにも該当しない場合の第2種農地は、第1種農地に優先しない。

3 一般基準	該当全てに○をすること*
資力・信用があること	
資金調達の見込みがあること	
申請適格（自然人は法律上行為能力を有する者・法人は事業内容が定款等の業務の範囲内）があること	
過去の転用実績が適正であること	
同意状況	
転用行為の妨げになる権利者の同意があること	
転用事業実施の確実性（完成まで1年以内）	
他法令の許可の見込み	
都市計画法	許可見込み
盛土条例	許可見込み
農振法	除外見込み
道路法	占用許可見込み
その他（法令名）	許可見込み
その他（法令名）	許可見込み
その他（法令名）	許可見込み
一体利用する土地の利用の見込みがあること	
申請面積が適正規模であること	
土地造成のみではないこと（例外有り）	
被害防除措置の妥当性	
土砂の流出等の発生のおそれがないこと	
農業用排水施設の機能に支障がないこと	
集团的農地の蚕食・分断のおそれがないこと	
周辺農地の日照、通風に支障がないこと	
農道、ため池等の農地の保全に必要な施設の機能に支障がないこと	
農地の利用の集積に支障がないこと	
農業経営基盤強化促進法に係る地域計画に支障がないこと	
農振法に係る市町村整備計画による効率的かつ総合的利用に支障がないこと	
仮設工作物の設置等一時的な利用（一時転用）の計画が妥当であること	
転用期間（農用地区域内3年以内、その他5年以内）が必要最小限であること	
転用期間満了後農地への復元が確実であること	

2 立地基準	該当基準に○をすること
農振農用地区域内の許可基準（不許可の例外）	
土地収用法26条1項告示	
農振農用土地利用計画指定用途（農業用施設）	
仮設工作物の設置等一時的な利用（3年以内）でその必要性があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないこと	
第1種農地（甲種農地を含む）の許可基準（不許可の例外）	
土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合	
仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供する場合で、その必要性があること	
農業用施設、農畜産物処理加工施設・販売施設	
都市住民の農業体験・地域間交流施設	
農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設（雇用協定・雇用計画）	
農業従事者の良好な生活環境を確保する施設	
住宅等の周辺住民の日常生活・業務上必要な施設を集落接続で設置（甲種農地は500㎡以内）	
代替性の確認	
候補地が選定されており、事業の目的・必要性からみてその候補地選定が妥当であること	
候補地間の検討がなされており、その結果が妥当であること	
病院・療養所その他の医療事業の用に供する施設や、火薬庫・火薬類の製造施設及びそれらに類する施設で市街地設置困難施設（甲種農地は不可）	
特別な立地を必要とする事業	
調査研究	
土石その他の資源の採取	
水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの	
国道、県道の沿道区域での流通業務、休憩所、給油所その他これに類する施設	
既存施設の拡張（拡張面積は既存施設の敷地面積の1/2までが上限）	
欠くことのできない通路等（甲種農地は不可）	
主として第1種農地以外の土地を使用する場合（甲種及び第1種の合計が1/3以内かつ甲種1/5以内）	
公益性が高い事業に該当	
土地収用法該当事業（甲種農地は不可）	
森林法第25条の目的（保安林）指定	
地すべり等防止法等による家屋建設等（甲種農地は不可）	
非常災害の応急措置	
非農用地区域に設定された区域の転用	
工場立地法に基づく施設（甲種農地は不可）	
中小企業基盤整備機構が実施する業務（甲種農地は不可）	
集落地域整備法に基づく集落地区施設、建築物等の整備	
優良田園住宅の建設の促進に関する法律に従って行われる優良田園住宅の建設	
農用地土壌汚染対策地域内の農用地、特定有害物質による汚染に起因し農畜産物の流通が著しく困難、かつ、土地利用の状況から転用することが適当と認められる事業	
東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業（市町村が作成した復興整備計画に係るもので、復興整備協議会における協議が調ったもので、復興のため必要かつ適当であると認められ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）（甲種農地は不可）	
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律に基づき作成された基本計画に定められた設備整備区域内で設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備（ただし、農林漁業の健全な発展に資する取組について協議会で協議が調っている場合に限る。）（甲種農地は不可）	
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第2号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第21条の2第1項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律第7条第1項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備（甲種農地は不可）	
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第2項第2号に規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第5条第2項第2号に規定する事業（甲種農地は不可）	
地域整備法に従って行われるもの	
その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われるもの	
第2種農地の許可基準	
第1種農地の不許可の例外（右欄に条項名を記入すること）	
申請農地以外に代替性がない	
第3種農地の許可基準	
許可しうる	

※一般基準を1項目でも満たさない場合は立地基準を満たしていても許可はできない。
※甲種、第1種農地は不許可の例外に該当しない場合は許可にならない。

農業を営む者の証明願

(元号) 年 月 日

申請者住所
氏名

次の理由により 農家住宅又は農業用施設を目的とした農地転用許可申請
建築基準法の確認申請手続き を行うた

めに必要ですので、下記について証明願います。

○建築物を必要とする理由（詳細に記載すること。）

--

○建築物の建築主、建築場所、用途、規模など

建 築 主 住 所		氏 名	
建 築 の 場 所		地 積	
建 築 物 用 途		建築面積	延べ面積

○農家世帯の構成及び農業従事状況（兼業の場合は農業以外の職業を具体的に記入すること。）

氏 名	続 柄	性 別	年 齢	職 業	備 考

記

1 経営面積及び所有関係

	自作地	所有者	借入地又は貸付地	所有者	備考
田					
畑					
その他					
合 計					

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

市町村農業委員会会長 氏 名 印

参考（確認申請する場合に必要な添付書類）

- 農業所得証明書、農業経営計画書（耕作地位置図、保有家畜種類頭数、保有農機種類台数等を含む）、申請配置図、予定建築物平面図、住民票等

様式第 1 - 14 号

農地法附則第 2 項第 号に基づく協議に係る事案の概要書

(元号) 年 月 日
茨 城 県

申請者の住所等	譲 受 人	住所				氏名			
	譲 渡 人	住所				氏名 外 名			
申 請 土 地	所 在 地 番	市 町 村 外 筆							
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域			その他の区域		
権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別			権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		
		設 定 ・ 移 転							
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載する)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	
特定土地改良事業等関係	事 業 の 種 類	事 業 施 行 者		施 行 面 積	申請地に関係する面積	施 行 時 期	申請地に関係する土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)		
	都市計画法第 8 条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)		
転用目的									
転用目的に係る事業又は施設の概要		名称	棟数	建設面積		所要面積			
	土地造成					m ²			
	建 築 物		棟	m ²		m ²			
	小 計		棟	m ²		m ²			
	工 作 物		棟	m ²		m ²			
	小 計		棟	m ²		m ²			
	合 計		棟	m ²		m ²			
転用事業実施の確実性の概要及び周辺の農地への被害防除措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要」欄については、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 4 「協議に際して特記すべき事項」の欄については、都道府県知事が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

第3 許可基準

1 許可基準の概要

農地転用の許可基準は、農地の区分ごとの許可基準である立地基準と農地の区分にかかわらず許可基準である一般基準に大別される。具体的な内容については次のとおりである。

第一に、立地基準は申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準であり、具体的には、農用地区域内にある農地及び集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地については、原則として転用を許可することができないこととする一方、市街地の区域内又は市街地化が見込まれる区域内にある農地については、転用を許可することができることとする。

第二に、一般基準は土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準であり、具体的には、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等には、許可をすることができないこととする。

なお、知事及び農業委員会の審査は、立地基準及び一般基準において定めるすべての項目について厳正に行わなければならない。

2 立地基準

(1) 農地の区分

《概要》

立地基準は、農地の営農条件等からみた農地区分ごとに定められた許可の基準であり、具体的には、農用地区域内にある農地、第1種農地、甲種農地、第3種農地及び第2種農地の区分ごとに定めている。

農用地区域内にある農地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供されるもの等を除き原則として不許可とする。

第1種農地は、おおむね10ヘクタール以上の集团的に存在する農地、土地改良事業施行区域内の農地等良好な営農条件を備えている農地であり、農業用施設等を除き原則として不許可とする。

甲種農地は、市街化調整区域にある第1種農地のうち、特に良好な営農条件を備えている農地であり原則として不許可であり、許可できる場合は第1種農地より限定されている。

第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、一般基準において許可できない場合を除き原則として許可する。

第2種農地は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地及び他の農地区分のいずれにも該当しない農地であり、第1種農地で認められる場合は許可する。

その他の場合にあっては周辺の他の土地で事業の目的を達成することができない場合に限り許可する。

また、農地の区分ごとの明確な定義は次の〈該当要件〉のとおりである。

〈該当要件〉

① 農用地区域内にある農地

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地（法第4条第6項第1号イ及び第5条第2項第1号イ）

② 第1種農地（第2種農地又は第3種農地に該当する農地を除く。）

農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。（法第4条6項第1号ロ及び第5条第2項第1号ロ）

(a) 集团的に存在している農地（令第5条第1号及び12条第1号）

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

「一団の農地」とは、河川、道路、鉄道、山林、宅地等の農地以外の地目によって、包囲又は分断されている農地のまとまりをいう。

「おおむね」の範囲については、都市の膨張速度や発展方向等周辺の土地利用の状況からみて個々に判断すべきであり、1割を超えない範囲で運用するものとするが、一律に1割の範囲で運用することは適当でない。

なお、「一団の農地」を判断するうえで、分断されているか否かの判断は、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができるか否か等により、一体として利用することに支障があるかどうかを個別事案ごとに判断するものであり、分断と認められる目安は次のとおりである。

(ア) 道路

- a 国道、高速道路
- b a 以外の道路については、片側 2 車線以上の道路
- c a、b 以外の道路については、中央分離帯が設置されている道路

(イ) 河川

1 級河川、2 級河川、河川法第 100 条に規定する準用河川（但し、いずれの河川においても、通作に支障がないと認められる場合を除く）

(ウ) 分断と認められる自然条件

宅地、山林など農地以外の土地

(b) 土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地（令第 5 条第 2 号及び 12 条第 2 号）

土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地

ただし、用排水事業については、受益が広範囲に及ぶことが多く、生産性の低い孤立した農地が不可避免的に受益地に含まれている場合があるので、そのことのみをもって第 1 種農地として取り扱わず、生産性と合わせて総合的に判断することとする。

(ア) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること。（則第 40 条第 1 号）

- a 農業用排水施設の新設又は変更
- b 区画整理
- c 農地又は採草放牧地の造成（昭和 35 年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- d 埋立て又は干拓
- e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(イ) 次のいずれかに該当する事業であること。（則第 40 条第 2 号）

- a 国又は地方公共団体が行う事業
- b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業
- c 農業改良資金融通法に基づき株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業
- d 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（c に掲げる事業を除く。）

(c) 農業生産力の高い農地（令第 5 条第 3 号及び 12 条第 3 号）

傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると思われる農地。

なお、本項目に該当するかどうかの判定は、具体的には市町村が独自に作成する資料、小作料の標準額を定める場合の農地区分ごとの収量、農業災害補償法の規定による基準収量その他の資料により総合的に判断する。

③ 甲種農地

第 1 種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

(a) おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものと認められること。（令第 6 条及び第 13 条、則第 41 条）

なお、「高性能農業機械による営農に適する」と認められるかどうかの判断は、「茨城県特定高性能農業機械導入指針」におけるトラクター、コンバイン又は田植機の導入のためのほ場整備条件を目安とする。

(b) 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過したもの以外のもの。ただし特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し若しくは保全することを目指す事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる。（令第 6 条及び第 13 条）

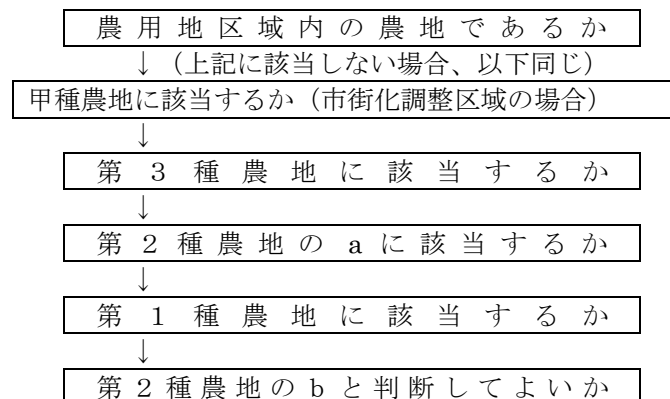
- (ア) ②の(b)の(ア)のbからeまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。(則第42条第1号)
- (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。(則第42条第2号)
- a 国又は都道府県が行う事業
 - b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業
 なお、市街化調整区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化を抑制すべき地域として定められたものであることから、そこにおける優良農地は極力保存しなければならない。
 したがって、甲種農地に該当する農地は、第3種農地又は第2種農地の要件に該当する場合であっても、甲種農地として扱うこととされている。(法第4条第6項第1号口っこ書)
- ④ 第3種農地(甲種農地に該当する農地を除く。)
- 農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるもの。(法第4条第6項第1号口(1)及び第5条第2項第1号口(1))
- (a) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域(令第7条第1号)
- (ア) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(幅員4メートル以上の道及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。))及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設^{*1}、医療^{*2}施設、その他^{*3}の公共施設又は公益的施設が存すること。(則第43条第1号)
- ※1 学校教育法で定める学校 ※2 医療法で定める病院及び診療所
 ※3 日常生活に欠くことのできない施設で住宅等を誘致する性格の強い施設(県庁・市役所・町村役場・保育所)
- 「おおむね500メートル」の「おおむね」の範囲は、周辺の市街化の状況、地形等を考慮したうえで個々に判断すべきであり、1割程度の範囲で運用するものとするが、一律に1割の範囲で運用することは適当でない。
- (イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設におけるそれぞれの()内に示す基準点のいずれかが存すること。(則第43条第2号)
- a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場(基準点:改札口)
 - b 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口(基準点:一般道との接続地点)
 - c 都道府県庁、市・区・町村役場(支所を含む。)(基準点:核となる建物施設の出入口)
 - d その他aからcまでに掲げる施設に類する施設
 具体的には、「バスターミナル」が想定される。(基準点:核となる建物施設の出入口)
- (b) 宅地化の状況が次に掲げる程度に達している区域(令第7条第2号)
- (ア) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。(則第44条第1号)
- これは、市街地の程度までに宅地化が進行しているということであり、住宅、事務所、工場、資材置場、駐車場、公園、学校等の施設が連たんしている区域に、農地が点々と散在している状態のことである。
- (イ) 街区(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。)の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。(則第44条第2号)。
- (ウ) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること(農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。)(則第44条第3号)
- (c) 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として省令で定めるものの施行に係る区域(令第7条第3号)
- ⑤ 第2種農地(甲種農地又は第3種農地に該当する農地を除く。)

- a 農用地区域内にある農地以外の農地であって、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるもの、（法第4条第6項第1号口（2）及び第5条第2項第1号口（2））
- (a) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて④の（a）に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの（令第8条）
- (イ) 相当数の街区を形成している区域（則第45条第1号）
- (イ) ④の（a）の（イ）のa、c又はdに掲げる施設におけるそれぞれの（ ）内に示す基準点の周囲おおむね500メートル（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域（則第45条第2号）
- 「おおむね500メートル」の「おおむね」の範囲は、周辺の市街地の状況、地形等を考慮したうえで個々に判断すべきであり、1割程度の範囲で運用するものとするが、一律に1割の範囲で運用することは適当でない。
- (b) 宅地化の状況からみて④の（b）に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が④の（b）の（イ）に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの（令第8条第2号、則第46条）
- 「おおむね」の範囲については、都市の膨張速度や発展方向等周辺の土地利用の状況からみて個々に判断すべきであり、1割を超えない範囲で運用するものとするが、一律に1割の範囲で運用することは適当でない。
- b 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等（法第4条第6項第2号及び第5条第2項第2号）
- なお、本項目に該当するかどうかの判断に当たっては、たとえ小集団の農地であっても農業生産力の高い第1種農地に該当する場合（②の（c）参照）があるので、注意する必要がある。

<判定>

農地区分は、＜該当要件＞で述べたとおりであるが、その判定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ・ 甲種農地の要件に該当する農地は、同時に第2種農地又は第3種農地の要件にも該当する場合であっても、甲種農地とする。
 - ・ 第3種農地の要件に該当する農地は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地とする。
 - ・ 第2種農地のaの要件に該当する農地は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地とする。
 - ・ 第2種農地のbは、他の農地区分のいずれにも該当しない農地とする。
- したがって、農地区分の判定手順は次のとおりとなる。



(2) 農地の区分に応じた許可基準

審査は初めに農地区分ごとに定めた立地基準について行い、次に農地区分にかかわらず一般基準について行うこととなる。

なお、立地基準の審査は、申請地の農地区分についての判定を行った上で、申請内容が該当する農地区分において許可可能なものであるかどうかを判断していくこととなる。

農地区分ごとに許可できる用途等の基準については次のとおりである。

① 農用地区域内にある農地

原則として許可をすることができない。（法第4条第6項第1号イ及び第5条第2項第1号イ）
ただし、次のいずれかに該当するときは、例外的に許可し得る。

(a) 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること。（法第4条第6項本文ただし書き及び第5条第2項本文ただし書き）

(b) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること。（法第4条第6項本文ただし書き及び第5条第2項本文ただし書き）

具体的には、農業振興地域の整備に関する法律上の農業用施設用地に農業用施設（畜舎、農業用倉庫等）を建築するために転用する行為が該当する。

(c) 次のすべてに該当するものであること。

(ア) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであること。（令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イ）（3年を限度）（「農地法関係事務に係る処理基準について平成12年6月1日付け12構改B第404号第6の1の(1)の①参照」）

なお、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不適当と認められる場合であって、具体的には、②の(a)又は(c)から(h)までのいずれか（第1種農地において許可できる場合）に該当するものが対象となり得る。

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。（令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロ）

② 第1種農地

原則として許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当するときは、例外的に許可できる。

(a) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること。（法第4条第6項本文ただし書き及び第5条第2項本文ただし書き）

(b) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

（令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イ）一時転用の許可期間（農用地区域以外）は、5年を限度とする。

なお、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」場合とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不適当と認められる場合である。

(c) 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として、次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること。ただし、次の(ア)から(エ)については、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る（令第4条第1項第2号イ及び第11条第1項第2号イ）。（事業計画に関する書面において候補地検討を行うこと。）

(ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設（則第33条第1号）（市民農園等の農業体験施設等）

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設（則第33条第2号）

* この基準は、農業従事者が許可対象施設での雇用を契機に離農し、当該農業従事者が手放した農地が担い手に集積されることが期待されるため、不許可の例外として措置されているものであ

る。このため、大規模な農地転用を伴うのにもかかわらず、就業者が少ない施設については、農業従事者の離農による担い手への農地集積が期待できないことから該当しない。

なお、「農業従事者」には、農業従事者の世帯員（住居及び生計を一にする親族）も含まれる。また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設に新たに雇用されることとなる者に占める当該農業従事者の割合がおおむね3割以上であればこれに該当すると判断するものとする。

事業者と当該市町村長間に雇用協定を締結すること。また、農業従事者の人数等を記載した雇用計画書を添付すること。市町村長は、許可後も農業従事者が実際に雇用されるよう必要に応じ、確認を行うこと。

(ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設（則第33条第3号）（集会施設、上下水道施設、農村広場、農村公園等）

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（則第33条第4号）。なお、「その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設」については、集落を相手とする商店や農機具の販売・修理店あるいは医院等その集落と切っても切れない関係にあるものや都市計画法第34条1号店舗及びそれに類するものを想定している。

* この基準は、集落の通常の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨であり、集落の通常の発展の範囲内とはいえない、大規模なものについては本規定の趣旨になじまない。

* 集落に接続して存する第1種農地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置されることによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る（則第33条本文かつ書き）ことから、事業計画に関する書面により候補地の検討が十分に行われていることを確認すること。

* 住宅とは、人が居住の用に供する建築物をいい、例示すれば、自己住宅（自己の居住の用に供する専用住宅）、農家住宅、建売住宅（ただし、1転用事業につき1戸のみの申請について認めるものとし、同一、同時期の申請で複数戸の建売住宅は含めない。）、集合住宅（共同住宅（アパート、マンションなど）。ただし、1転用事業につき1棟のみの申請について認めるものとし、同一、同時期の申請で複数棟の集合住宅は含めない。）、長屋住宅（タウンハウス等）・社宅・寮（いずれも1転用事業につき1棟のみの申請について認めるものとし、同一、同時期の申請で複数棟の建築は含めない。）が想定される。なお、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者以外の者の住宅であっても該当する。

* 居住とは、自然人は住所をおいていることであり、法人は事務所、本店、支店、作業所等の名称に関わらず建築物を伴う施設（以下「事務所」という。）を有し、その建物に人が常駐して法人活動を行っていることをいう。

* 申請に係る土地の周辺の地域とは、次の場合をいう。

・申請に係る土地と同一大字にある地域

・申請に係る土地の大字に隣接する大字にある地域（ただし、申請に係る土地から500メートル以内に限る）

* 集落とは、相当数の住宅がまとまって立地している状況をいう。具体的には、6戸以上の住宅が敷地相互間において70メートル未満の間隔で連たんしている状況をいう。

ただし、次の一に該当する場合は、戸数を3戸以上とする。

㊦ 現に居住している住宅が被災し、移転せざるを得ない場合。なお、罹災証明書により建物の被害区分が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に該当する場合とする。

㊧ 現に居住している住宅の存する土地が急傾斜地又はがけ等の危険地帯にあつて、危険であると客観的に判断される場合。

㊨ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）で指定された過疎地域である場合。

㊩ 山村振興法（昭和40年法律第64号）で指定された振興山村の区域内である場合。

* 連たんを判断する上で、住宅以外の建築物を連たんの対象とすることができる（経由建築物）。（戸数には含めることはできない）

* 接続とは、敷地相互間において70メートル未満の間隔で連たんしている状況をいう。

* 大規模小売店舗立地法に該当する店舗、レジャー施設又はそれらに類する施設は、周辺地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設とは認められないので含まないものとする。

(ド) 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供

- するために行われるものであること。（令第4条第1項第2号ロ及び第11条第1項第2号ロ）
- (ア) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの（則第34条第1号）
- (イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設（則第34条第2号）
- (ウ) その他（ア）又は（イ）に掲げる施設に類する施設（則第34条第3号）（ガスタンク、屠場、下水処理場等をいい、墓地等の施設については該当させない。）
- (e) 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ）
- (ア) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）（則第35条第1号）
- (イ) 土石その他の資源の採取（則第35条第2号）
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの（則第35条第3号）
- なお、水産動植物の養殖用施設は、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用を許可し得る。また、「これに類するもの」には「水産ふ化場」等が該当する。
- (e) 流通業務施設、休憩所（ドライブイン）、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの（則第35条第4号）
- なお、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として「自動車修理工場」、「食堂」等の施設やコンビニエンスストア（ただし、駐車場及びトイレを備え休憩のための座席等を有する空間を備えていて、周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合に限る。）が該当する。
- a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
- b 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね 300メートル以内（一般道との接続点を起点とする。）の区域
- (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る。）（則第35条第5号）
- なお、「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。
- (カ) 第1種農地に係る法第4条第1項、第5条第1項の許可又は法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（則第35条第6号）
- (f) 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。（令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ）
- ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積（農地面積を含む。）に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならない。（則第36条）
- $$\text{第1種農地の面積} / \text{開発面積} \leq 1 / 3$$
- $$\text{甲種農地の面積} / \text{開発面積} \leq 1 / 5$$
- (g) 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第4条第1項第2号ホ及び第11条第2号ホ）
- (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）（則第37条第1号）
- (イ) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成（則第37条第2号）
- (ウ) 地すべり等防止法第24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事（則第37条第3項）
- (エ) 非常災害のために必要な応急措置（則第37条第4号）
- (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定め

られた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為（則第 37 条第 5 号）

- * 土地改良事業計画に定められた用途と異なる用途で農地転用許可申請があった場合、則第 37 条第 5 号の規定は適用されないことから、許可できないこととなるため、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について（昭和 49 年 7 月 12 日付け農林水産省構造改善局長通知）」に基づき、事前の調整を十分に行う必要があること。
- (カ) 工場立地法第 3 条第 1 項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置（則第 37 条第 6 号）
- (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事業（農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。）（則第 37 条第 7 号）
- (ク) 集落地域整備法第 5 条第 1 項に規定する集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地区整備計画（同条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備（則第 37 条第 9 号）
- (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同法第 4 条第 4 項又は第 5 項に規定する協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第 2 条に規定する優良田園住宅の建設（則第 37 条第 10 号）
- (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地（同法第 2 条第 1 項に規定する農用地をいう。同法第 5 条第 1 項に規定する農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。）その他の農用地の土壌の同法第 2 条第 3 項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業（則第 37 条第 11 号）
- (サ) 東日本震災復興特別区域法第 46 条第 2 項第 4 号に規定する復興事業であって、次に掲げる要件に該当するもの（則第 37 条第 12 号）
 - a 東日本大震災復興特別区域法第 46 条第 1 項第 2 号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。
 - b 東日本大震災復興特別特区法第 47 条第 1 項に規定する復興整備協議会における協議が整ったものであること。
 - c 当該市町村の復興のため、必要かつ適当であると認められること。
 - d 当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (シ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する基本計画に定められた同条第 2 項第 2 号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る。）内において同法第 7 条第 1 項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第 2 項第 2 号に掲げる事項について同法第 6 条第 1 項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備（則第 37 条第 13 号）
- (ス) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第 21 条の 2 第 1 項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備（則第 37 条第 14 号）
- (セ) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第 2 項第 2 号ニに規定する事項及び同条第 4 項各号に掲げる事項について同法第 6 条第 1 項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する事業（則第 37 条第 15 号）
- (ハ) 地域整備法の定めるところに従って行われる場合で、令第 4 条第 1 項 2 号への（１）～（６）のいずれかに該当するもの。ただし、（６）については、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

に従って行われる場合で(ア)の要件に該当するものであること。なお、「地域の農業の振興に関する計画」とは土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(イ)に掲げる計画に限られる(農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。)(令第4条第1項第2号へ、令第11条第1項第2号)

(ア) (イ)の計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設を当該計画に従って整備するため行われるものであること。(則第39条)

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地整備計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画(則第38条)

③ 甲種農地

甲種農地の転用は原則として許可をすることができない。(法第4条第6項第1号ロ及び第5条第2項第1号ロ)

ただし、転用行為が次のいずれかに該当するときは、例外的に許可し得る。

(a) ②(第1種農地において許可できる場合)の(a)に該当する場合。(法第4条第6項本文ただし書き及び第5条第2項本文ただし書き)

(b) ②の(b)に該当する場合。(令第4条第1項第2号本文、同項第1号イ及び第11条第1項第2号本文、同項第1号イ)

(c) 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設又は②の(c)の(ア)から(エ)までに掲げる施設の用に供するため行われるものであること。

ただし、同(ア)から(エ)に掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。

(令第4条第1項第2号イ、則第33条)。(事業計画に関する書面において候補地検討を行うこと。)

なお、(エ)に掲げる施設については、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。(令第4条第1項第2号イ及び第11条第1項第2号イ、則第33条第4号かつこ書)

(d) ②の(e)のうち、(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第1号から第5号)

(e) ②の(f)に該当する場合。(令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ、則第36条)

(f) ②の(g)のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)又は(ニ)から(ホ)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ及び第11条第1項第2号ホ、則第37条)

(g) ②の(h)に該当する場合(令第4条第1項第2号ヘ及び第11条第1項第2号本文、則第38条及び第39条)

④ 第3種農地

許可し得る。(法第4条第6項第1号ロ(1)及び第5条第2項第1号ロ(1))

ただし、一般基準については、他の農地区分の場合と同様に厳正に審査すること。

⑤ 第2種農地

申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可をすることができない。(法第4条第6項第2号及び第5条第2項第2号)

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合」に該当するか否かを判断するに当たっては次の点に留意する。

- ・ 当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か。
- ・ その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等。

(なお、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。)

(a) 転用行為が、②(第1種農地において許可できる場合)の(a)に該当する場合。(法第4条第6項本文ただし書き及び第5条第2項本文ただし書き)

(b) 転用行為が、②の(c)、(d)、(g)又は(h)のいずれかに該当する場合。(令第4条第2項及び第11条第2項)

この場合、②の(c)の(ア)から(エ)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設

置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる（則第 33 条かつこ書）。

- (c) ②の(b)、(e)又は(f)のいずれかに該当する場合。

この場合、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第 2 種農地の転用の許可をすることができるものである。

3 一般基準

立地基準に適合する場合であっても、申請目的が確実に実現されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか等の一般基準について審査を行う際の共通事項は次のとおりである

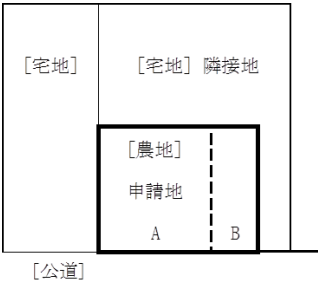
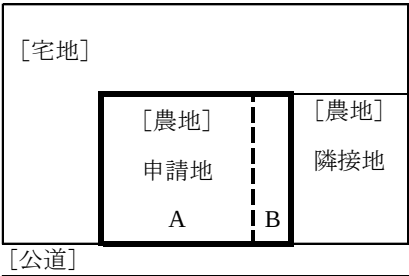
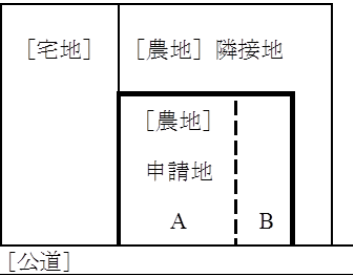
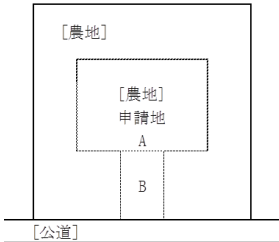
審 査 事 項	審査上確認する書類等
(1) 申請目的の実現の確実性 次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。 ① 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。（法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号） 資力については、自己資金あるいは借入金による場合は、それぞれを証する書面によって確認するほか、補助金による場合にはその見込みにより判断するものとする。 信用については、転用事業者の事業実績等から、総合的に判断することになるが、転用事業者に許可済地があり、その過半が完了していない場合（合理的な理由があり完了していない場合を除く。）については信用がないものとする。 また、転用事実証明書の発行後繰り返し、転用目的と異なる施設の用に供している場合についても、転用目的と異なる施設の用に供していることについて、やむを得ない事情がない場合は、信用がないものとして新たな許可は認めないこととする。 ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利（法第3条第1項本文に掲げる権利）を有する者の同意を得ていないこと。（法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号） ③ 転用許可を受けた後、遅滞なく（原則として1年以内）、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。（則第47条第1号及び第57条第1号） ④ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。（則第47条第2号及び第57条第2号） ⑤ 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。（則第47条第2号の2及び第57条第2号の2） ⑥ 計画地区内に農地以外の山林、原野等の土地が含まれている場合には、それらの土地が申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として利用できる見込みがないこと。（則第47条第3号及び第57条第3号） ⑦ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。（則第47条第4号及び第57条第4号） ⑧ 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること（則第47条第5号及び第57条第5号ただし書きの場合は除く。） ⑨ 申請者が法人である場合には、申請に係る事業の内容が法令又は定款・寄附行為において定められた目的又は業務の範囲に適合すると認められないこと。 (2) 周辺農地の営農条件への支障 次のいずれかに該当するときには、周辺農地の営農条件への支障があるものとして許可をすることができない。 ① 土砂の流出又は崩壊のほか、ガス・粉じん、鉦埋の発生等により周辺の農地の営農条件への支障が生ずるおそれがあると認められる場合。（法第4条第6項第4号及び第5条第2項第4号）	預貯金残高証明書、預貯金口座の写し、融資（見込み）証明書、資金計画書、補助金の内示通知書等 融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明 事業経歴書、農地転用許可後の工事進捗状況報告について等 耕作者等の同意書 申請書の転用時期 他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面 事業計画書のエの農地以外の土地の権利取得見込み欄 土地利用計画図、事業計画書 法人の登記事項証明書又は定款・寄附行為 位置図、申請地の現況写真、土地利用計画図 事業計画書等 埋立て等事業計画書、計画図 排水計画図、土地利用計画図、土地改良区等関係者の同意書（同意が得ら

審 査 事 項	審査上確認する書類等
② 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。（法第4条第6項第4号及び第5条第2項第4号） なお、審査に当たり土地改良区等の排水同意の範囲は、原則として第1次放流先とするが、転用事業の目的、規模、周辺農地の状況等から範囲の拡大が必要と認められる場合は、その限りではない。 計画地内に青道等の道水路があり、それらの廃止により営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合は、代替施設の設置等の見込みがあること。 ③ 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合。 ④ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。 ⑤ 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。 (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用確保への支障 ①地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号及び第5条第2項第5号） (4) 一時転用 次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。 ① 一時転用の許可期間（農地の復元期間を含む。）が、必要最小限度の期間を超えていると認められる場合。 なお、一時転用の許可期間は3年を限度とするが、農用地区域外の農地であって、事業についての詳細な工程計画等により必要性が認められるものについては、3年を超え必要最小限度の期間で5年を限度として許可できるものとする。 〔注1〕法第5条申請の場合は農地所有者（譲渡人）との賃貸借（使用貸借）契約期間を限度とした上で、事業に必要最小限度の期間とする。 〔注2〕他法令の許認可が必要な場合は、他法令の許認可期間を限度とする。	れないときはその理由書) 位置図、周辺土地利用状況図、申請地の現況写真 位置図、土地利用計画図（申請内容によっては立面図等も求める）等 排水計画図、土地利用計画図、土地改良区の意見書 地域計画、市町村農業振興地域整備計画 事業計画書、申請書の転用の時期の欄

4 転用目的別の許可基準

農地転用許可申請の典型的な事例で、審査に当たっての注意すべき点は次のとおりである。

審 査 事 項	審査上確認する書類等
(1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 敷地の形状、建物の配置等から必要最小限度の面積であること。 ① 自己住宅 - 甲種農地の場合 上限を 500 ㎡とする。 なお、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる面積を上限とする。 ア 地形等の影響により法面・進入路等が必要な場合 500 ㎡に必要最小限の法面・進入路等の面積を加えた面積 ただし、550 ㎡を超えない面積 イ 公共事業の代替地の場合（効率的な土地利用計画のものに限る） 500 ㎡と従前面積の 1.1 倍（法面、進入路等が必要な場合には、従前面積の 1.1 倍の面積に、必要最小限の法面、進入路等の面積を加えた面積）のいずれか大きい方の面積 ただし、550 ㎡を超えない面積 - それ以外の農地区分の場合 上限を 500 ㎡とする。 なお、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる面積を上限とする。 ア 地形等の影響により法面・進入路等が必要な場合 500 ㎡に必要最小限の法面・進入路等の面積を加えた面積 イ 公共事業の代替地の場合（効率的な土地利用計画のものに限る） 500 ㎡と従前面積の 1.1 倍（法面、進入路等が必要な場合には、従前面積の 1.1 倍の面積に、必要最小限の法面、進入路等の面積を加えた面積）のいずれか大きい方の面積 ② 農家住宅 - 甲種農地の場合 ①に同じ - それ以外の農地区分の場合 上限を 1,000 ㎡とする（農家には、農作業場等が必要であるため）。 なお、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる面積を上限とする。 ア 地形等の影響により法面・進入路等が必要な場合 上限を 1,000 ㎡に必要最小限の法面・進入路等の面積を加えた面積 イ 公共事業の代替地の場合（効率的な土地利用計画のものに限る） 上限を 1,000 ㎡と従前面積の 1.1 倍（法面、進入路等が必要な場合には、従前面積の 1.1 倍の面積に、必要最小限の法面、進入路等の面積を加えた面積）のいずれか大きい方の面積 [過小残地] ○定義 過小残地とは、小面積又は不整形であるため単独では耕作に適せず、隣接地と一体利用も見込まれない等周辺の土地の状況から見て有効利用される可能性の低い土地をいう。具体的には、以下の例による。	・建物等施設の平面図 ・土地利用計画

審 査 事 項	審査上確認する書類等
○事例 1 許可対象となる場合 (1) 申請地が農地以外の土地に囲まれている場合  (2) 申請地の隣接地が農地であるが、農地として一体利用できない場合  2 許可対象とならない場合（申請地が周辺農地と一体利用できる場合）  [進入路] ○取扱い 進入路は、住宅に出入りするために必要不可欠なものである場合は、都市計画法又は建築基準法上必要最小限の幅員（面積）に限り、住宅本体の転用面積（自己住宅 500 ㎡、農家住宅 1,000 ㎡）とは別に認めるものとする。 ただし、進入路を設ける転用計画が、農地法上、周辺農地の蚕食・分断につながる等耕作条件に悪影響を及ぼす場合は、進入路を設ける必要性が認められないので、通常どおり自己住宅 500 ㎡、農家住宅 1,000 ㎡以内とする。 なお、農地法上進入路を設ける必要性が認められない場合とは、たとえば以下の事例である。 ○事例（自己住宅の場合） 許可対象とならない場合 （進入路を設ける必要性が認められない場合） 	—— 筆界 —— 申請地 A+Bでの転用を認める。 —— 筆界 —— 申請地 A+Bでの転用を認める ※ B地が農地として一体利用できない場合の例 ・隣接農地の耕作者がB地の耕作を希望しない場合等 —— 筆界 —— 申請地 Bは、隣接農地と一体利用できるため、Aのみの転用を認める。 申請地（A+B） A 住宅本体 B 進入路

審 査 事 項	審査上確認する書類等
(2) 資材置場等（車両置場を含む） ① 資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、農地転用許可権者は、事業規模の妥当性、事業実施の確実性等を的確に判断する必要があることから、次の事項を慎重に審査する。 (a) 申請者の職業（定款、事業経歴等）との関連性 (b) 既存の資材置場等の面積及びその利用状況 既存の資材置場等の利用状況説明書を添付し、資材の品目、数量等を記載する。 (c) 過去の許可済地の概要説明書 過去に資材置場等として許可済地がある場合は、その現状及び利用状況を記載する。 (d) 必要とする理由の具体的根拠 既存の資材置場等がある場合、なぜ申請するのか具体的な理由を記載する。（既存返却、事業量増加等） (e) 現在の事業所、資材置場等との位置関係 事業所（事業実施地）と申請地との位置関係がわかる地図を添付する。 また、既存の資材置場等がある場合は、その位置関係も明確に記載する。 (f) 申請地の具体的利用計画 資材の品目、数量及び管理方法について土地利用計画図に明確に記載する。 ② 資材置場等への転用において、申請理由、施工方法等から永続性が明らかでない場合については、一時転用により許可するものとし、その期間は3年以内とする。ただし、3年の一時転用期間満了後も継続使用する場合にあっては、事業者により再度転用の申請をさせ、期間を定めずに転用を許可することができるものとする。 ③ 貸資材置場については、法第5条申請に係るものは、原則として許可しないものとする（例外：会社の役員が取得・整備し、当該会社に貸し付ける場合。（賃貸に限る。））。 なお、資材置場等に供する目的で農地転用許可がされた場合には、その後の一定期間、農業委員会は、当該土地の利用状況を確認することが望ましい。 ※ 詳細は、令和6年3月28日付け5農振第3179号農林水産省農村振興局長通知を参照	・ 法人の登記事項証明書又は定款 ・ 事業経歴書 ・ 既存施設の利用状況説明書（土地利用状況図でも可） ・ 写真 ・ 過去の許可済地の概要説明書 ・ 事業計画書（契約の相手方と事業内容を詳細に記載する） ・ 事業実績書 ・ 位置関係図 ・ 土地利用計画図 ・ 数量算定根拠説明書
(3) 駐車場 資材置場等と同様に他目的使用、第三者への転売又は資産保有のための便法として申請される可能性があることから、次の事項を慎重に審査する。 ① 申請者自ら使用する場合 (a) 申請者の職業（定款、事業経歴等）との関連性 (b) 既存の駐車場がある場合その面積及びその利用状況 既存の駐車場の利用状況説明書を添付し、駐車台数（種類、目的別）を記載する。 注：目的別とは従業員用、来客用、事業用のことである。 (c) 過去の許可済地の概要説明書 過去に駐車場として許可済地がある場合は、その現状及び利用状況を記載する。 (d) 必要とする理由の具体的根拠 既存の駐車場がある場合は、なぜ申請するのか具体的な理由を記載する。（既存返却、事業拡大等） (e) 現在の事業所等との位置関係 事業所等と申請地との位置関係がわかる地図を添付する。	・ 法人の登記事項証明書又は定款 ・ 事業経歴書 ・ 既存施設の利用状況説明書（土地利用状況図でも可） ・ 写真 ・ 事業計画書 ・ 台数算定根拠説明書 ・ 位置関係図 ・ 需要説明書

審 査 事 項	審査上確認する書類等
(f) 申請地の具体的利用計画（面積基準：普通車1台当たり25～30㎡） ② 駐車場への転用において、申請理由、施工方法等から永続性が明らかでない場合については、一時転用により許可するものとし、その期間は3年以内とする。ただし、3年の一時転用期間満了後も継続使用する場合にあっては、事業者により再度転用の申請をさせ、期間を定めずに転用を許可することができるものとする。 ③ 貸駐車場（賃貸に限る） (a) 法第5条申請に係るもので、一括して企業等へ貸し付ける場合は、原則として許可しないものとする（例外：会社の役員が取得・整備し当該会社に貸し付ける場合） なお、不特定多数を対象とした貸駐車場について、具体的な需要が客観的に見込まれる場合は許可できるものとする。 (b) 法第4条申請に係るものについては、一括貸駐車場も許可の対象とし、貸付け先の特定等永続性が認められる場合に限り許可できるものとする。	・申請者と貸付先との関係が分かる書類
(4) 駐車スペースを伴う転用 店舗・事務所等に併設して20台以上の駐車場を設ける場合、駐車台数の算定根拠を求める。	・台数算定根拠説明書
(5) 植林 農地に植林しようとするときは、次の事項を慎重に審査する。 ① 植林を必要とする理由が明確で、植林することがやむを得ないと認められること。 ② 樹木の種類及び種類ごとの本数等により、植林の必要性及び申請面積が妥当であること。 ③ 植林された場合に、最寄りの集落又は周辺農地への日照被害が生じないこと。 ④ 法第5条申請による植林については、その必要性について、特に慎重に審査すること。	
(6) 砂利採取事業、土採取事業、岩石採取事業 ① 原則として一時転用のみを認めるものとする。 ただし、選別作業場（原材料置場、汚水沈殿池等を含む。）の場合で、その事業が長期にわたり、後日農地として復元することが困難と認められるものは、恒久転用を認めることとする。 ② 砂利採取法、土採取条例、採石法の許可の見込みがあること。 ③ 事業完了後の農地復元方法を明確にさせ、法面による耕作面積の縮小等、耕作条件の悪化を招かないように計画されていること。 ④ 採取区域、搬出入路、現場事務所等の一時転用の許可期間については、許可された採取計画の期間に合わせること。 ⑤ 農振農用地区域における一時転用については、市町村が定められた農業振興整備計画に支障を及ぼすおそれがないと認められ、3年以内に農地復元しなければならないこと及び砂利の採取を目的とする場合、農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B404号）の第6の1のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。 また、やむを得ず、一時転用を更新する際には、市町村が定めた農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないと認められ、砂利の採取を目的とする場合、農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B404号）の第6の1のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。	・許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書類 ・農地復元の履行保証契約 ・計画図 ・農地復元の誓約書 ・市町村長の意見書 ・農地復元の履行保証契約

審 査 事 項	審査上確認する書類等
(7) 建売分譲住宅 登記官の職権による地目変更後の更地分譲、資産保有目的での取得等が行われる可能性があることから、次の事項を厳正に審査する。なお、建売分譲住宅（戸別設計住宅）の場合は、建物の建設完了後、宅地と一体で分譲する計画以外は許可しない。 ① 申請者の許可済地が適正に完了されていること。 合理的な理由もなく完了されていない場合（著しい遅延も含む。）は許可しないものとする。 ② 事業を実施する資金（全体事業費）が確保されていること。また、大規模事業で数期に分けて分譲販売する場合でも全体事業費が確保されていること。 ③ 申請者が事業に必要な資格を有していること。 ④ 排水（汚水、雨水）が、適正に処理される計画であること。 ⑤ 都市計画法等の許認可を必要とする場合、許可等の見込みがあること。また、許可等に当たっては関係機関と十分調整すること。 ⑥ 建売分譲住宅（戸別設計住宅）の場合は、当該計画が次の各号のいずれにも該当するものであること。 ア 許可後遅滞なく事業を完了させること。 イ 各区画の建築確認申請の受付けされた写しをその都度遅滞なく提出すること。また、所有権移転の完了後は、登記済証（写し）又は全部事項証明書をその都度遅滞なく提出すること。	・事業経歴書 ・許可済地の進捗状況報告書 ・資金計画書 ・預貯金残高証明書 ・融資証明書 ・宅建業免許証の写し ・排水計画図 ・排水同意書 ・許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書類
(8) 建築条件付売買 建築条件付売買予定地（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地）とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。 ① 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者（農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者）とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者。建設業者が複数の場合を含む。②において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね 3 月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。 ② ①の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③ 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。 ④ 農地転用許可の判断等 ア 特定建築条件付売買予定地（建築条件付売買予定地であって、①から③までの要件を全て満たすことが確実と認められるもの）に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断され	・当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（③の状況となった場合において必要となるものを含む。） ・「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。 また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建築に必

審 査 事 項	審査上確認する書類等
るときは、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いを適用しないこととすることができるものとする。 (a) 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。 (b) 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。 (c) 関係法令を遵守しなかったこと。 イ 許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。 ⑤ 農地転用許可に付ける条件 特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、付ける条件は、次のとおりとする。 ア 申請書に記載された転用計画のとおり事業をなすこと。 イ 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。 ウ 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。 ⑥ 農地転用許可後の措置 特定建築条件付土地に係る転用事業については、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。このため、⑤のイの報告の際に、(a)売買契約締結の状況、(b)建築請負契約締結の状況、(c)建築確認の状況、(d)土地の引渡しの状況、(e)農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。 ※ 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、①から③までの事項を記載するものとする。	要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去5か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどが考えられる。 ・農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案
(9) 農地の埋立事業 次の事項を検討し、これに該当しない場合は許可しないものとする。 ① 転用期間 転用期間（農地の復元に必要な期間を含む。）は、1年以内であること。 ② 面積 面積は、転用期間内に農地への復元が可能なものであること。 ③ 埋立等の高さ及び掘削の深さ (a) 隣接地との段差は、その隣接地の用途に支障をきたさないものであること。 (b) 掘削は行わないものであること。ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合は作土のはぎとりはこの限りではないこと。 ④ 土質 埋立等に用いる土砂等の土質は、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号）」第7条第2項第1号に規定する「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）」別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。ただし、建設発生土に改良土（建設汚泥を中間	・事業計画書 《通知編》1(1)様式第1号 ・作付け計画書 《通知編》1(1)様式第2号 ・土砂等の発生・埋立等のフローシート 《通知編》1(1)様式第3号 ・建設残土による埋立等を行う場合は、残土証明書 《通知編》1(1)様式第4号 ・土砂等による土地の埋立等の規則に関する県又は市町村条例の適用を受ける場合は、その許可申請書の写し ・その他必要と認める書類

審 査 事 項	審査上確認する書類等
処理した、いわゆる改良土) は含まないこと。 ⑤ 覆土 農地への復元にあたっては、従前の作土と同等以上の土を用いるものとする。	
(10) 再生可能エネルギー発電設備の建設 立地基準について、現行基準に基づき以下のとおり判断する。 ① 第3種農地の場合 原則許可。 ② 第2種農地の場合 代替性を検討(※)のうえ許可。 ※受光障害の有無(日照状況)、地盤の状況、送電線までの距離等 ③ 甲種農地、第1種農地の場合 原則不許可。	・電気事業者から発行された接続の同意を証する書類の写し ①接続契約のご案内 ②電力需給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書 ・経済産業省又は(一社)太陽光発電協会の事業計画認定通知の写し、事業計画認定申請した事実を証明するもの(申請画面の写し)
(11) 営農型太陽光発電 ① 立地にあたっては、農用地区域内農地も含め可能。 ② その他、営農の適切な確保等右記書類を確認の上判断する。	・営農計画書 (別紙様式例第1号) ・営農への影響の見込み (別紙様式例第2号) ・知見を有する者の意見書 (別紙様式例第3号) ・栽培理由書 (別紙様式例第4号) ・撤去費用を負担することの誓約書 (別紙様式例第5号) ・栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書 (別紙様式例第6号) ・事案の概要書 (様式第1-14号) ・支柱立面図 ・一時転用面積算定図 ・下部の農地の面積算定図 ・下部の農地の日照量根拠 ・農作物の平均収量根拠及び育成に適した日照量の根拠 ・撤去費用の第三者機関との補償契約書写し又は撤去費用の預託に係る書類写
(12) 養殖池 ① 一時転用する場合における許可申請の取扱い 養殖池(これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。)に一時転用するため許可を受けようとする場合であって、当該申請内容が法第4条第6項第3号から第6号まで、第5条第2項第3号から第8号まで等に該当しないときであって、かつ、次の全てに該当する場合は、一時転用期間が3年を超える場合であっても、許可の対象とすることができるものとして取り扱うものとする。 ア 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖を行うものであること。 イ 一時転用期間が10年以内であること。 ウ 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、	

審 査 事 項	審査上確認する書類等
かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。 なお、この場合、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事とは認められない。 エ 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定(以下「協定」という。)を市町村と締結し、又は締結することが確実と認められること。 (a) 養殖池の利用及び管理に関する事項 (b) 周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項 (c) 地域の農業との関わりに関する事項 (d) 養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項 (e) その他必要な事項 オ 当該申請に係る事業者が農地法第 51 条第 1 項各号のいずれにも該当していないこと。 ② 農地転用許可に付ける条件 ①の申請に係る農地転用許可について、付ける条件は、次のとおりとする。 ア 申請書に記載された事業計画のとおり事業をなすこと。 イ 許可に係る工事が完了するまでの間、当該許可の日から 3 月後及び 1 年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、次に該当するときは、遅滞なく、その旨を報告すること。 (a) 当該工事に着工したとき、及び当該工事が完了したとき。 (b) 当該工事の施工内容を変更しようとするとき。 (c) 当該工事の施工を停止し、又は中止しようとするとき。 ウ 毎年度、当該転用許可に係る土地の利用状況(当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合における当該支障の内容を含む。)を、定期的に報告すること。 エ 申請書に記載された事業計画を変更し、又は当該土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を報告すること。 オ 当該転用許可に係る一時転用期間が満了した場合(当該土地について再度③による転用許可を受けた場合を除く。)又は当該土地における養殖の事業を廃止する場合には、速やかに農地として利用できる状態に復元すること。 ③ 一時転用期間満了後における再許可 当該転用許可に係る一時転用期間の満了に伴い、その満了後に引き続き養殖池として利用することにつき改めて転用許可に係る申請があった場合は、再度転用許可を行うことができるものとする。	

第4 農地転用許可後の転用事業の促進措置

1 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

農地転用許可を受けた転用事業者は、許可後3か月後及びその後1年ごとに工事が完了するまでその工事の進捗状況の報告を、工事が完了した場合は工事完了の報告を、様式1－5号－(4)により報告書を1部（知事許可の場合2部）作成し、土地の所在する市町村農業委員会へ提出するものとする。

- (1) 農業委員会は、許可指令書を交付する際に、様式1－5号－(4)を添付し、転用事業者に対して工事進捗状況報告書及び工事完了報告書を必ず提出するよう指導するものとする。
- (2) 農業委員会は、工事進捗状況報告書により許可後の転用事業の進捗状況を把握し、未着手又は工事の遅延があった場合、転用事業者に対し事業の促進を指導するとともに、知事許可に係るものは報告書1部を知事に送付する。
- (3) 知事は、許可後の転用事業の進捗状況を常に把握するとともに、未着手又は工事完了が著しく遅延しているときは、遅滞なく完了させるよう指導する。
- (4) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うことにより、転用事業の進捗状況を把握する。

- (5) 農業委員会は、工事完了報告書の提出があった場合は、申請の事業計画どおりに工事が完了しているか調査し、知事許可に係るものは知事に送付する。

なお、調査の結果、計画と異なる場合には、計画どおりの施工、事業計画の変更手続き等を指導し、適正に工事が完了した後再度工事完了報告書を提出するよう指導するものとする。

2 事業実施の指導・催告

- (1) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、次に掲げる場合には、遅滞なく工事に着手すべき又は工事を完了すべき旨、その他事業計画どおりに工事を行うべき旨を催告書（様式第2－1号）により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を催告する。
 - ① 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合
 - ② 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合
 - ③ 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合
- (2) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(1)による催告に代えて第5による事業計画の変更の手続きを執らせるよう指導する。
- (3) 知事は、(1)による催告を行った場合には、農業委員会にその旨を通知書（様式第2－2号）により通知するものとする。

3 事業実施の催告後の措置

- (1) 2の(1)による催告を受けた者が、当該催告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可しない。

ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等催告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

- (2) 2の(1)による催告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、知事は、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不適當と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えて第5による事業計画の変更の手続を執らせるよう指導する。

記号 第 号
(元号) 年 月 日

殿

〇〇農業委員会会長
(茨城県知事

印
印)

催告書

さきに、農地法第 条第 1 項の規定に基づき下記により許可されている土地について、工事を完了しないまま放置しているので、遅滞なく許可申請書に記載された事業計画に従って工事を完了させ、許可の目的に供するよう催告します。

なお、工事遅延の理由及び今後の事業計画書を至急提出してください。今後とも引き続き許可申請書に記載された工事を完了しないときは、農地法第 51 条の規定により許可の取消し処分を行うことがありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 許可年月日 (元号) 年 月 日
- 2 許可指令番号 〇〇指令第 号
- 3 許可地の所在 市 町 郡 村大字 番 外 筆
- 4 転用目的
- 5 転用面積 [農地 m²] [採草放牧地 m²] [その他 m²] [計 m²]
- 6 建設設計 [着工(予定)] (元号) 年 月 日
[完了(予定)] (元号) 年 月 日

様式第 2－2 号

記号 第 号
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

茨城県農林水産部長

通知書

このことについて、別添写しのとおり下記事業者に対して催告したので、通知します。

記

催告を対象とした事業者

住所

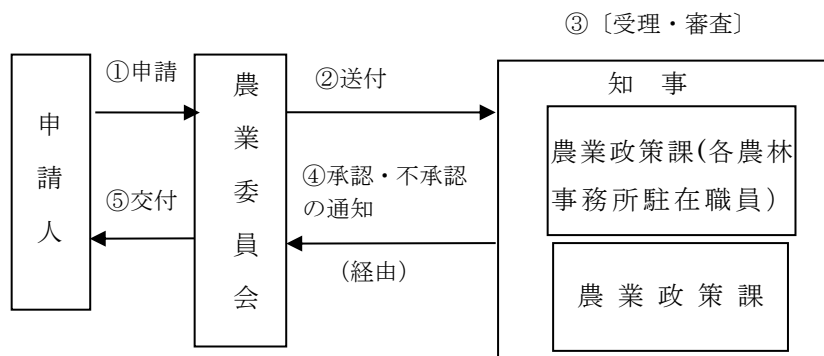
氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）

第5 許可後の事業計画変更

農地等の転用許可後、事業計画に変更がある場合、計画変更の手続きが必要です。

（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営 1599 農林水産省経営局長、農村振興局長連名通知「農地法に係る事務処理要領の制定について」を参照のこと）

《流れ（知事許可の場合）》



1 該当範囲

- (1) 計画者（許可を受けた転用事業者）が、許可を受けた転用事業内容の一部又は全部について変更する場合
- (2) 当初計画者が法第 5 条の許可を受けた転用に係る事業計画の中止、又は不能により他の者が当該計画に係る土地の一部又は全部を承継して転用事案を実施する場合
なお、当初の許可より 10 年経過しない事業計画を該当させます。ただし、農地が 4 ヘクタールを超える事業計画については、10 年経過しても該当します。
- (3) 一時転用の許可を受けた事業期間内に目的が完了しない場合で許可期間を超えて事業を行うとき。
- (4) (2) に係る事項については、当初の事業計画に係る土地が、計画変更承認の時点において、農地又は採草放牧地と認められるものに対して、当初の許可より 10 年未経過に関わらず、法第 5 条の許可申請手続きが必要となります。

2 提出書類

- (1) 当初計画者の事業計画内容の一部又は全部が変更される場合は、「農地法第 4・5 条の規定による許可後の事業計画変更申請書」（様式第 3－1 号）1 部を農業委員会あてに（当該許可が知事許可の場合、2 部を農業委員会経由で知事あてに）提出します。
- (2) 当初計画者（甲）の事業計画に係る土地の全部が承継者（乙）に変更される場合は、「農地法第 5 条の規定による許可後の承認を行う事業計画の変更申請書」（様式第 3－2 号）1 部を農業委員会に（当該許可が知事許可の場合、2 部を農業委員会経由で知事あてに）提出します。
- (3) 当初計画者（甲）の事業計画に係る土地の一部が承継者（乙）に変更される場合は、「農地法第 5 条の規定による許可後の承認を伴う事業計画変更申請書」（様式第 3－2 号）1 部を農業委員会に（当該許可が知事許可の場合、2 部を農業委員会経由で知事あてに）提出します。
- (4) 一時転用の許可後の計画変更申請は、事業計画者と土地の所有者が、「農地法第 条の規定による許可後の事業計画変更申請書」（一時転用）」（様式第 3－3 号）1 部を農業委員会に（当該許可が知事許可の場合、2 部を農業委員会経由で知事あてに）提出します。

3 添付書類

- (1) 1 の (1) の申請に係るものの添付書類（目的変更）
 - ア 公図写（1 筆ごと地番地目の表示のあるもの）
 - イ 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ウ 案内図（国土地理院発行の 1/25,000～1/50,000 の地図に該当地を朱書する）
 - エ 建設計画にかかわる建物工作物の配置計画図（縮尺 1/500～1/2,000）（変更前と変更後）
 - オ 営業報告書（最近 3 期）
 - カ 資金計画裏付け（預金残高証明、融資証明等）
 - キ 計画変更を必要とする事由を証する参考資料

- ク 計画変更のとおり履行しないときは農地転用許可を取消されても異存がない旨の念書
 - ケ 変更後の事業計画書
 - コ 事業計画変更により新たに他の法令の定めるところにより許認可等を必要とする場合、許認可等のあったことを証する書面の写し、又は関係機関に提出した申請書の写し（受付印のある申請書の一部又は全部）
 - サ 事業計画変更により新たに道路、水路等を廃止する場合は用途廃止申請書の写し
 - シ 事業計画変更により汚水又は廃液等を排する等改めて土地改良区の詳細を得る必要がある場合は、土地改良区の意見書
 - ス 事業計画変更により改めて取水又排水について水利権者、漁業権者の同意を要する場合は水利権者、漁業権者の取排水同意書
 - セ 変更後の転用事業に伴い土砂の流出、堆積、崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は土地造成計画図
 - ソ その他参考となる書面等
- (2) 1 の (2) の申請に係るものの添付書類（承継を伴う変更）
- ア 案内図（国土地理院発行の 1/25000 から 1/50000 の地図に該当地を朱書する）
 - イ 公図写し（1 筆ごとに地番、地目の表示のあるもの）
 - ウ 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - エ 建設計画にかかる建物、工作物の配置計画図（縮尺 1/500～1/2000）（甲と乙）
 - オ 法人又は団体にあっては定款、寄附行為又は規約、法人登記事項証明書、営業報告書（最近 3 期）（乙）
 - カ 計画変更、新規事業を決定した取締役会等の議事録抄本等（必要あれば計画変更を必要とする理由を証する参考資料）（甲と乙）
 - キ 資金計画の裏付資料（預金残高証明、融資証明等）（乙）（事業にかかる費用が 500 万円超の場合）
 - ク 当初計画者の当初計画につき関係者の同意又は意見（たとえば取水排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を求めている場合、あるいは承継者の伴う事業計画につき同様の同意又は意見を求める必要があると認められる場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し（同意書又は意見書を得られない場合には、その事由及び被害防除措置等を記載した書面）
 - ケ 当初計画者が、旧所有者（転用事業者が所有権以外の権限に基づき転用事業に供するものである場合にあつては、所有者。以下同じ。）に対して雇用予約等の債務を有している場合には当該債務の処理についての関係者の取り決め書の写し、又は旧所有者の事業計画変更についての同意書
 - コ 事業計画変更についての関係地元民の意向とこれに対する申請者の見解
 - サ 事業計画変更により新たに他の法令の定めるところにより許認可等を必要とする場合はそれを証する許認可書の写し、又は関係機関へ提出した申請書の写し（受付印のある申請書の一部又は全部）
 - シ 変更後の転用事業に伴い土砂の流出、堆積崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は土地造成計画図
 - ス 事業計画変更により新たに道路、水路等を廃止する場合は用途廃止申請書の写し
 - セ その他参考となる書面等
- (3) 1 の (3) の申請に係るものの添付書類（一時転用）
- ア 許可申請時提出添付書類一切の写し（ただし申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書）に関しては申請時 3 か月以内のもの）
 - イ 農地法第 4、5 条許可書の写し
 - ウ 期間延長によって新たに他法令等の定めるところにより許認可等を必要とする場合はそれを証明する書面の写し又は関係機関へ提出した申請書の写し（更新を含む）
（道水路関係、土地改良区関係、排水同意関係、公害等関係、漁業権関係、その他）
 - エ 砂利採取にあつては砂利採取法の認可申請の写し
 - オ 土採取にあつては市町村土取り条例の届出等の写し
 - カ その他参考となる書面等
土砂等による埋立等について、県又は市町村残土条例による許可申請の写し

4 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、計画変更申請書を受付したときは、「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」（様式第3－4号）に記載し、次により処理する。なお、知事あての申請書の処理については、(2)のとおりとする。
- ア 当該事業計画の変更に関して次の各項目を審査する。
- (ア) 申請地の現況はどうなっているか。盛土等がなされているかどうか。
 - (イ) 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと客観的に認められるかどうか。
 - (ウ) 変更後の転用事業が周辺地域における農業等に及ぼす影響はどうか。
 - (エ) 変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであるかどうか。
 - (オ) 変更後の転用事業が都計法にもとづく開発許可等を必要とする場合は申請書の写しが添付されているかどうか。
 - (カ) 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。
 - (キ) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
 - (ク) 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- イ 農業委員会は、承継を伴う申請であって、申請地が農地又は採草放牧地と認められるものに対しては、法第5条の許可申請手続を取るよう指導する。
- ウ 審査の結果承認相当のものについて、通知書「農地法第 条の許可後の計画変更について」（様式第3－6号又は様式第3－7号）を作成し、農地転用許可後の計画変更申請整理簿に記載の上、申請人に交付する。
- エ 審査の結果承認できないものについては、通知書「農地法第 条の許可後の計画変更について」（様式第3－8号）を作成し「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」に記載の上、申請人に交付する。
- オ 計画変更を承認した場合は、「許可申請整理簿」の該当データを修正し、「備考」領域に変更項目、変更承認年月日を入力する。
- (2) 農業委員会は、知事あての申請書を受け付けしたときは、「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」（様式第3－4号）に記載し、当該事業計画の変更に関して(1)ア(ア)～(ク)の各項目を審査して「農地法第4・5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見書」（様式第3－5号）を添付し、知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））あて送付する。
- (3) 農業委員会は知事から計画変更承認通知等が送付された場合は、「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」（様式第3－4号）に記載し申請人に交付する。

5 農業政策課の処理（知事あての申請書の提出があった場合のみ）

農業政策課は農業委員会から計画変更申請書の送付があったときは、「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」（様式第3－4号）に記載し、次により処理する。

- (1) 審査の結果承認相当のものについて、通知書「農地法第 条の許可後の計画変更について」（様式第3－6号又は様式第3－7号）を作成し農地転用許可後の計画変更申請整理簿に記載し、農業委員会を経由して申請人に交付する。
- (2) 審査の結果承認できないものについては、通知書「農地法第 条の許可後の計画変更について」（様式第3－8号）を作成し「農地転用許可後の計画変更申請整理簿」に記載し、農業委員会を経由して申請人に交付する。
- (3) 計画変更を承認した場合は、「許可申請整理簿」の該当データを修正し、「備考」領域に変更項目、変更承認年月日を入力する。

農地法第4・5条の規定による許可後の事業計画変更申請書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)住所
申請者 氏名 (電話)
(転用事業者) 職業

(元号) 年 月 日付け 第 号で農地法第4条の規定による許可を受けた転用計画を次のとおり変更したいので承認下さるよう申請します。

1 許可を受けた申請者 (譲渡人) の住所氏名	住所						3 事業計画 の変更を必要とする理由		
	氏名								
2 許可を受けた土地の 所在、地番、 地目、面積	市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	4 変更後の 転用事業が 許可を受け た事業と同 等又はそれ 以上の緊急 性及び必要 性があるこ との理由		
計		㎡	田 ㎡ 畑 ㎡		採草放牧地 ㎡				
5 転用計画 の変更前計 画と変更後 計画	区 分	変更前の事業計画				変更後の事業計画			
	転用目的								
	転用時期	工事着工	年月 日	工事完了	年月 日	工事着工	年月 日	工事完了	年月 日
	転用目的 の概要	建築物工 作物施設 等の名称	平屋2階建 等の区別	棟数	1階の建 築面積又 は工作物 施設等の 面積 (㎡)	建築物工 作物施設 等の名称	平屋2階 建等の区 別	棟数	1階の建 築面積又 は工作物 施設等 の面積 (㎡)
	合 計								
併せて利 用する土 地	山林、宅地、雑種地等の面積 ㎡				山林、宅地、雑種地等の面積 ㎡				
6 変更後の 転用事業に よって生ず る土地、作 物、家畜等 の被害防除 措置の概要	7 変更後の 資金調達計画		土地代 造成費 建築費 計	万円 万円 万円 万円	自己資金 借入金 計	万円 万円 万円	8 そ の 他 参 考 となる 事項		
		計							

農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

申 請 者 住所
(当初事業者) 氏名 (電話)
申 請 者 住所
(承 継 者) 氏名 (電話)

(元号) 年 月 日付け 第 号で農地法第5条の規定による許可を受けた土地を承継し、転用計画を次のとおり変更したいので承認下さるよう申請します。

1 許可を受けた申請者 (譲渡人)の住所氏名	住所						3 土地の現況			
	氏名						4 転用事業者が転用事業を遂行できない理由			
2 許可を受けた土地の所在、地番、地目、面積	市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	5 変更後の転用事業が変更前の転用事業と比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの理由			
計 ㎡ 田 ㎡ 畑 ㎡ 採草放牧地 ㎡										
6 転用計画の変更前計画と変更後計画	区 分	変更前の事業計画					変更後の事業計画			
	転用目的									
	転用時期	工事着工	年 月 日	工事完了	年 月 日	工事着工	年 月 日	工事完了	年 月 日	
	転用目的の概要	建築物工作物施設等の名称	平屋2階建等の区別	棟数	1階の建築面積又は工作物施設等の面積 (㎡)	建築物工作物施設等の名称	平屋2階建等の区別	棟数	1階の建築面積又は工作物施設等の面積 (㎡)	
合 計										
併せて利用する土地		山林、宅地、雑種地等の面積 ㎡				山林、宅地、雑種地等の面積 ㎡				
7 その他参考となる事項										

一部承継の場合、2の許可を受けた土地の所在は承継者が譲受け（借受）しようとする土地のみに表示する。

農地法第 条の規定による許可後の事業計画変更申請書（一時転用）

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

(転用者) 住所
氏名 (電話)
申請者 (貸付者) 住所
氏名 (電話)

(元号) 年 月 日付け 指令第 号で農地法第 条の規定による許可を受けた転用期間を変更したいので承認下さるよう申請します。

1 許可を受けた期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで							
2 変更しようとする期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで							
3 許可を受けた目的								
4 変更後目的が変わる場合の目的								
5 期間内に達成できなかった理由（具体的に）								
6 申請日現在事業（工事）実施状況及び今後の実施計画	事業（工事）名	申請日現在の進行率（量）			残工事率（量）		備考	
		(%、㎡、m ³)			(%、㎡、m ³)			
7 変更によって生じる資金計画	当初計画				変更後の計画			
8 変更によって生じる排水処理計画	当初計画				変更後の計画			
9 その他変更によって生じる計画	当初計画				変更後の計画			
10 申請（変更）土地の表示	市町村名	大字	字	地 目		地番	面積	所有者
				登記簿	現況			
記載上の注意								
1 申請者（貸付者）が数名にまたがる場合は、別紙により添付								
2 6の申請日現在の事業（工事）残量及び内容について								
・ 一般工事の場合 伐採造成、建築棟名称、附帯工事名称、整地等の区分ごとに記載								
・ 砂利、土採取の場合 伐採、表土はぎ、切込み、選別、埋戻し、整地等の区分ごとに記載（プラント含む）								

様式第 3 - 4 号

農地転用許可後の計画変更申請整理簿

番号	受理月日	申請人（当初計画者）	申請人（承継者）	土地の所在	変更内容	処理年月日	結果	変更後の目的

(元号) 年 月 日

農地法第 4・5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見書

〇〇農業委員会

当 初 計 画 者 住 所 氏 名 (甲)				
承 継 者 住 所 氏 名 (乙)				
当 初 計 画 に よ る 事 項	許 可 指 令 番 号			
	許 可 年 月 日			
	許 可 地			
	許 可 面 積	m ²	用途	
	当 初 建 設 計 画	着工年月日		完了予定年月日
変 更 計 画 に 係 る 事 業	甲 の 用 途 面 積	用地		m ²
	甲 の 建 設 計 画	着工年月日		完了予定年月日
	乙 の 用 途 面 積	用地		m ²
	乙 の 建 設 計 画	着工年月日		完了予定年月日
農 地 転 用 許 可 基 準 か ら み た 意 見	1 目的実現の確実性について	(甲)		
		(乙)		
	2 計画面積について	(甲)		
		(乙)		
	3 位置について	(甲)		
		(乙)		
	4 用排水について	(甲)		
		(乙)		
	5 被害防除、公害について	(甲)		
(乙)				
許 可 地 の 現 況 (農 地 か 非 農 地 か)				
総 合 意 見				
変更承認にあたり留意すべき事項				

(注) (1) (甲) (乙)欄についてが、様式第 3 - 1 号又は第 3 - 4 号による計画変更の場合は甲欄を使用し、乙欄は抹消すること。

(2) 都市計画区域内の場合に、都市計画法による手続 (45 条) を要するものについては、その手続をした、又は手続中の旨を「変更承認にあたり留意すべき事項」欄に記載すること。

〇〇農業委員会会長 氏名 印
(茨城県知事 氏名 印)

(元号) 年 月 日付け提出のあった農地法第 条の許可後の計画変更については承認する。

- [illegible]

- 162

〇〇農業委員会会長 氏名 印
(茨城県知事 氏名 印)

(元号) 年 月 日付け提出のあった農地法第 条の許可後の計画変更については(元号) 年 月 日まで承認する。
 なお、次の事項について履行されたい。

- 1 の目的以外に利用しないこと。
- 2 承認期間満了日までに従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって農地に復元すること。

[illegible]

163

様式第 3－8 号

記号 第 号
(元号) 年 月 日

殿

〇〇農業委員会会長 氏名 印
(茨城県知事 氏名 印)

農地法第 条の許可後の計画変更について

(元号) 年 月 日付け提出のあった農地法第 条の許可後の計画変更申請については、
下記の理由により承認しない。

記

理由

第6 農地転用協議の手続

国又は県等による学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍の設置に係る農地転用について、それらの施設を設置しようとする部局と県等の農地転用担当部局との協議（様式第4-1号又は2号）が成立することが必要である（法第4条第8項、法第5条第4項）。

1 法第4条第8項の協議の手続

- ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、県等の転用事業担当部局は、4の事前調整を行った上で様式第4-1号による協議書を農業委員会に1部提出する。なお、4ヘクタールを超える農地又は2以上の市町村の区域にわたる農地を転用する場合は、知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））に1部提出するとともに、その写しを農業委員会に1部送付する。
- イ 協議書には、農地転用審査基準編第2の4の(2)に掲げる書類を添付する（法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を除く）。

2 法第5条第4項の協議の手続

- ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、県等の転用事業担当部局は、4の事前調整を行った上で様式第4-2号による協議書を農業委員会に1部提出する。なお、4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利移動をする場合又は2以上の市町村の区域にわたる農地若しくは採草放牧地について権利移動をする場合は、知事（農業政策課（各農林事務所駐在職員））に1部提出するとともに、その写しを農業委員会に1部送付する。
- イ 協議書には、農地転用審査基準編第2の4の(2)に掲げる書類を添付する（法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を除く）。

3 農業委員会（知事）の処理

- ア 農業委員会（知事許可の場合知事）は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。なお、協議を成立させようとする場合において、4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合、4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにするため又はその農地とあわせて採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について法第3条第1項本文に掲げる権利を設定又は移転する場合には、当分の間、農林水産大臣に協議しなければならない。
- イ 農業委員会（知事許可の場合知事）は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書（様式第4-4号）を1のア又は2のアに規定する協議者に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定、移転の別を明記する。また、知事許可に係るものである場合において、知事は、通知書（様式第4-4号）の写しを関係農業委員会に送付する。
- ウ 知事許可に係るものである場合において、知事は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない。
- エ 農業委員会がウにより意見を述べようとするとき、30アール超の事案については、あらかじめ県農業委員会ネットワーク機構に諮問するほか、農業委員会は必要があると認めるときは、県農業委員会ネットワーク機構に諮問することができる。

4 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

- ア 農業委員会及び知事は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国、県等の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であ

ること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底するものとする。

イ 農業委員会及び知事は、転用候補地の選定前の段階で国、県等の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくこととする。この場合、事業計画の内容によっては、県等の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることとする。

ウ 国、県等の転用事業担当部局は、転用候補地の選定前に、1のア及び2のアの区分に従い、様式第4-3号による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときには、それぞれについて申出書を提出する。

エ 事前調整に当たっての留意事項

(ア) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a 農地の集団性・連たん性への影響

地域において公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性・連たん性に関する評価。

b 周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価。この場合、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類・立地状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

c 周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価。

d 担い手農業者の経営への影響

公共転用が地域の担い手農業者の経営の維持・発展に及ぼす悪影響に関する評価。

e 地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評価。

(イ) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不相当と判断した場合には、国又は県等の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 事前調整における知事の処理

(ア) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を様式第4-5号により回答する。また、知事許可に係るものである場合において、知事は、その旨を関係農業委員会に連絡する。

(イ) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されない場合には協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

(ウ) 農業委員会（知事許可の場合知事）は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることにかんがみ、当該事前調整においては、転用目的及び転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務の迅速な処理を行うよう努めるものとする。

農地法第4条第8項の規定による協議書
(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。
記

1 協議者の住所	都道 郡 町 府県 市 村 番地									
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
			登記簿	現況						
	郡 町 市 村									
計		㎡ (田		㎡、畑		㎡)				
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途		事由の詳細					
	(2) 施設の利用期間		年 月 日から 年間							
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工 年月日から年月日まで)				第2期		合 計	
		名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)			棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成								
		建 築 物								
		小 計								
		工 作 物								
		小 計								
	計									
4 予算措置等の状況										
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

- (記載要領)
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
 - 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

農地法第5条第4項の規定による協議書

(元号) 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿
(茨城県知事 殿)

協議者名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所				職 業			
	譲 受 人		都道 郡 町							
			府県 市 番地 村							
	譲 渡 人		都道 郡 町							
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称			
	郡 市	町 村			㎡					
	計		㎡（田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）							
3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 施設の利用期間	年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期		合 計	
			名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成								
		建築物								
		小 計								
		工 作 物								
	小 計									
	計									
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
		設定 移転								
5 予算措置等の状況										

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	
7 その他参考となるべき事項	

(記載要領)

1. 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
2. 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
3. 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
4. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所	職 業
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在 地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
		登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

様式第4－3号

提出先：

法定協議事前調整申出書									
申出年月日 (元号) 年 月 日 申出者名									
1 事業計画者	住所 担当者及び電話番号								
2 当該計画に係る事業目的			申出に係る権利		(所有権の移転・・・・・・)				
3 候補地の概要	所 在		都府 市町 大字 道県 郡村						
	位 置		(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)						
	地目別面積 (概要でも可)		田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計	
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	候補地内に含まれる道路、水路等 公共施設の種類及び数量 (概要)								
4 事業計画	期 別	第1期	第2期	～	～	～	合 計		
	期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月						
	建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²		
	工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²		
	取水排水 計 画	取水予定地		取水方法		取水日量	m ²		
		排水予定地		排水処理方法		排水日量	m ²		
	道路等関係施設計画								
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり (別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)								
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者		事業の種類		候補地に関する面積				
					m ²				
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外						
	都市計画法第8条の地域、地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可									

(記載要領)

1. 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
2. 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

1. 事業計画地を表示（事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示）した縮尺 1/10,000程度以上の図面（縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。）
なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。
 - (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - (2) 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - (3) 計画地の周辺（おおむね直径 1 km以内の範囲）の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
2. 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図（縮尺 1/500～1/2,000）（申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。）
3. その他参考となるべき資料

第 号
(元号) 年 月 日

(協議者名) 殿

〇〇農業委員会会長
(茨城県知事

印
印)

農地法第4条第8項(第5条第4項)の規定に基づく協議について(回答)

(元号) 年 月 日付けで協議のありました農地法(昭和27年法律第229号)第4条第8項(第5条第4項)の規定による協議については、下記により成立(不成立)と決定したので通知します。

記

1 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

2 権利の種類及び権利の設定・移転の別
(例:所有権の移転、賃借権の設定)

3 用途
(例:学校の建設、病院の建設)

4 協議成立における留意事項

- (1) 協議書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 協議成立に係る工事が完了するまでの間、協議成立の日から3箇月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、協議成立に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

(注) 4については、協議不成立の場合には記載しない。

第 号
(元号) 年 月 日

(協議者名) 殿

〇〇農業委員会会長
(茨城県知事

印
印)

農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議に関する事前調整について
(回答)

(元号) 年 月 日付けで農地法（昭和27年法律第229号）第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議（以下「本協議」という。）に関する事前調整の申出のありました候補地の選定はやむを得ないものと認められます。

なお、本書面をもって本協議が成立するものではないことから、本協議が成立する前に、事前調整に係る申出地について所有権等の権利を設定し又は移転し非農地化することのないように留意して下さい。

また、本協議がなされた場合には、農地法第4条第6項第3号及び第4号（第5条第2項第3号及び第4号）並びに農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条（第57条）各号に規定する基準について審査した結果、これらの基準が充足されないと判断される場合には本協議が不成立となる場合がありますので、念のため申し添えます。

記

1 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

2 権利の種類及び権利の設定・移転の別
(例：所有権の移転、賃借権の設定)

3 用途
(例：学校の建設、病院の建設)

《通知編》

1 一時転用について

(1) 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて

平成3年4月1日付け農管第600号農地部長通知
平成14年4月29日付け農企第408号
平成16年3月31日付け農企第379号
平成16年6月24日付け農企第866号
平成17年3月25日付け農企第363号
平成18年3月10日付け農企第1666号
平成19年3月28日付け農企第1194号
平成21年1月29日付け農企第970号
平成25年2月15日付け農政第651号

このことについては、最近、農地の改良と称する建設発生土や産業廃棄物の投棄による無断転用、残土処分のための農地転用許可を受けながら産業廃棄物を投棄する許可条件違反などの事例が見受けられるところであり、

このような農地法に違反する転用行為を未然に防止し、もって優良農地の確保とその効率的な利用の促進を図るため、今後、下記により取り扱うこととしたので御了解のうえ、事務処理に遺憾のないよう願います。

なお、土地改良法に基づく土地改良事業については、本通知は適用しないので念のため申し添えます。

おって、「水田農業確立対策事業及び水田農業確立推進事業に係る農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（平成3年7月22日付け農管第1202号農地部長通知）及び「畜産関係事業に係る農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（平成3年9月5日付け農管第1443号農地部長通知）は、併せて廃止します。

記

第1 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて

- 1 農地に土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）を埋立・盛土（以下「埋立等」という。）する行為は、農地改良行為（次の2に掲げるものをいう。）以外のものを農地転用行為とし、その許可の取扱いについては、第2によるものとする。
- 2 農地改良行為は、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、その取扱いについては、第3によるものとする。
 - (1) 農地を改良するため、自らが行うものであること。
 - (2) 従前の作土と同等以上の土を用いて、埋立等を行うものであること。

ただし、当該土が「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号）」第7条第2項に規定する「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）」別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土（建設汚泥処理土（建設汚泥を中間処理した、いわゆる改良土）は除く。）（以下、「建設発生土」という。）である場合には、次のア又はイに掲げるものに限る。

ア 建設発生土が農地からのもの。（埋立等を行う農地と同一市町村内及びその隣接市町村内（以下「同一市町村内等」という。）のものに限る。）

イ 建設発生土が土地改良事業等公共事業からのもの。（埋立等を行う農地と同一市町村内等のものに限る。）
 - (3) 耕作に支障のない時期において行うものであり、期間は、おおむね6ヶ月以内であること。
 - (4) 農地面積が3,000㎡未満であること。
 - (5) 埋立等の高さ及び掘削の深さ

ア 隣接地との段差は、その隣接地の用途に支障をきたさないものであること。

イ 掘削は原則として行わないものであること。ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合はこの限りではないこと。

- 3 土地所有者等は、事業内容を把握した後に申請するとともに、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に連絡する。

第2 農地転用許可の取扱い

許可にあたっては、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け12構改B第404号事務次官通知）及び「農地法関係事務処理の手引きの策定について」（平成20年3月26日付け農企第1232号茨城県農林水産部長通知。以下「農地法関係事務処理の手引き」という。）によるほか、次に掲げるところによるものとする。

1 許可の基準

次の事項を検討し、これに該当しない場合は許可しないものとする。

(1) 転用期間

転用期間（農地の復元に必要な期間を含む。）は、1年以内であること。

(2) 面積

面積は、転用期間内に農地への復元が可能なものであること。

(3) 埋立等の高さ及び掘削の深さ

ア 隣接地との段差は、その隣接地の用途に支障をきたさないものであること。

イ 掘削は行わないものであること。ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合はこの限りではないこと。

(4) 土質

埋立等に用いる土砂等の土質は、建設発生土と同等以上であること。

(5) 覆土

農地への復元にあたっては、従前の作土と同等以上の土を用いるものとする。

2 添付書類

申請書には、農地法関係事務処理の手引きの農地転用審査基準編第2の4の(2)によるもののほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 作付け計画書（様式第2号）

(3) 土砂等の発生・埋立等のフローシート（様式第3号）

(4) 建設発生土による埋立等を行う場合は、発生土証明書（様式第4号）

※ 証明書に記載されている発生現場等について、必要に応じて現場確認等を実施する。

(5) 土砂等による土地の埋立等の規制に関する県又は市町村条例の適用を受ける場合は、その許可（申請）書の写し

(6) 契約書写し（当該転用許可申請に係る工事の目的、施行計画、農地復元が明記されているもの）

(7) その他必要と認める書類

3 許可の条件

許可には、次の条件を付するものとする。

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 年 月 日までに従前の作土と同等以上の土をもって農地に復元すること。

(3) 許可の日から事業完了（農地の復元を含む。）までの間、3ヶ月毎に事業進捗状況報告書（様式第5号）を、また、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第5号）を農業委員会を経由して提出すること。

4 許可後の指導等

- (1) 農業委員会は、許可条件履行確保のため必要な指導を行うものとする。
- (2) 農業委員会は、事業進捗状況報告書の提出があったときは、速やかに知事に進達するものとする。また、事業完了報告書の提出があったときは、現地調査を行って、復元状況を確認し、事業完了報告書に現地調査報告書（様式第6号）を添付して知事に送付するものとする。

第3 農地改良協議の取扱い

- 1 農業委員会は、農地改良行為を行おうとする者に対し、事業実施の1ヶ月前までに、農地改良協議書（様式第7号）を提出させるものとする。
なお、この場合、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 農地改良計画書（様式第8号）
 - (2) 作付け計画書（様式第2号）
 - (3) 小作農が行う場合は、所有者の同意書
 - (4) 用土が建設発生土である場合は、農地改良フローシート（様式第8号の2）
 - (5) 土砂等による土地の埋立等の規制に関する県又は市町村条例の適用を受ける場合は、その許可（申請）書の写し
 - (6) 取得する搬入土砂の所有者又は建設工事元請業者の土砂搬出同意書（様式第4号の2）
- 2 農業委員会は、協議書を受理したときは、協議書の内容を審査し、書類に不備があればそれを補正させ、必要に応じて現地を確認して、事業実施の2週間前までに、申請者に対して農地改良協議に対する同意又は不同意を通知（様式第8号の3）するものとする。また、事業実施の2週間前までに通知できない場合は、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 農業委員会は、協議者に農地改良協議に対して同意する旨通知する場合は、「農地改良同意済標識」（様式第9号）を交付し、事業地に掲示するよう指導するものとする。
- 4 農業委員会は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（様式第10号）を提出させ、現地調査を行って農地改良行為の完了を確認するものとする。

第4 畜産関係事業の取扱い

- 1 事業主体は、事業実施の2週間前までに事業計画書に同事業に該当することを証する書面（事業承認通知書写）を添付して、事業届出書（様式第11号）を農業委員会に届け出るものとする。
- 2 事業主体は、当該事業の実施地であることと、農業委員会に届出済であることを表示した標識（様式第12号）を事業地に掲示すること。
- 3 事業主体は、市町村又は県が行った事業遂行状況確認又は、工事竣工検査等を受けて、事業完了届（様式第13号）を農業委員会に速やかに提出すること。

(様式第 1 号)

事業計画書

事業者		(住所)		(氏名) 電話 ()		
請負者		(住所)		(氏名) 電話 ()		
現場責任者		(住所)		(氏名) 電話 ()		
事業期間		(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日までの か月間 (詳細は別添工程表のとおり)				
土地選定理由書		(注) 申請地を選定した理由を詳細に記載すること				
事業の内容	土砂等の発生場所	場所	(注) 建設発生土でない場合にあっては、土砂等の発生地所有者名及び住所も記載すること			
		工事名	(注) 建設発生土による場合のみ記載すること			
		工事発注者	(住所)		(氏名) 電話 ()	
		工事請負者	(住所)		(氏名) 電話 ()	
	埋立等の内容	埋立等面積	m ²	埋立等土質	(残土の区分)	
		埋立等土量及び運搬車両台数	全体 m ³ (うち復元用土 m ³) (1 日当り) 台 × t 車 (m ³) × 日 うち復元用土 (1 日当り) 台 × t 車 (m ³) × 日			
		作業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで			
		使用機械の種類・台数				
	農地の復元方法	作土の土質	従前			
			復元後			
復元用土の発生場所						
計画図	平面図及び縦横断面図 (別添のとおり) (注)現況地盤高 (周辺地を含む)、計画地盤高、掘削の深さ、覆土の厚さ等を明示すること					
その他		(注)過去 2 年間に埋立等を行ったことがある場合は、その場所、面積、期間等を記載すること				

(例)

盛土・造成工事工程表

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
鉄板敷き工	●————●———	————	————	————	————●————●	
盛土・造成工		●	————	————	————	————●
		川 南側より				北側
		m ³ /日を予定 (10tDT・約 台)				
農業用水路設置工						●————●

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
鉄板敷き工					●————●	
					撤去	
盛土・造成工	●————	————	————	————	●	
農業用水路設置工			●————	————	————	●

(様式第2号)

作 付 け 計 画 書

(元号) 年 月 日

1. 耕作者

住 所

氏 名

印

2. 現在の作付け状況

地目	面積	収量	粗収益	作付け開始時期	収穫時期
()	m ²	(10a 当たり)kg	(10a 当たり) 千円	(元号) 年 月 上・中・下旬	(元号) 年 月 上・中・下旬

3. 埋立等後の作付け計画

地目	面積	収量	粗収益	作付け開始時期	収穫時期
()	m ²	(10a 当たり)kg	(10a 当たり) 千円	(元号) 年 月 上・中・下旬	(元号) 年 月 上・中・下旬

(注)地目の()内は、作物の種類を記入すること

(様式第3号)

土砂等の発生・埋立等のフローシート

元請	下請・孫請等	事業者 (埋立等を行う事業者)
(住所) (氏名) (TEL)	(住所) (氏名) (TEL)	(住所) (氏名) (TEL)
土砂等発生場所		埋立場所の土地の表示
土砂等発生量		(土地の所在)
当該土地所有者 (住所) (氏名)	(住所) (氏名) (TEL)	(地目)
{ (注) 建設発生土でない場合のみ記載 すること	{ (注) 建設発生土による場 合のみ記載すること	(面積)
		土地所有者
		(住所)
		(氏名)
工事発注者 (住所) (氏名) (TEL)	(住所) (氏名) (TEL)	
工事名		
土砂発生期間		

(様式第4号の1)

発 生 土 証 明 書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

工事元請業者

住所

氏名 (名称) 印

(TEL)

下記工事から発生する土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

記

1. 工事場所

2. 工事名

3. 工事期間 (元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日

4. 発生土量 m^3

5. 土砂の区分

6. 工事発注者 TEL

7. 土砂の運搬契約者 TEL

8. 土砂の最終処分事業者 TEL

備考 土砂の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を記載すること。

(様式第4号の2)

(元号) 年 月 日

(農地改良協議者)

殿

搬出土砂所有者又は建設工事元請業者

住所

氏名 (名称) 印

(TEL)

土 砂 搬 出 同 意 書

下記土砂の搬出について同意いたします。

記

1. 所在地
2. 地目
3. 搬出量 立方メートル
- ※以下は建設発生土の場合に記入すること
4. 工事名称
5. 工事期間
6. 総発生土量 立方メートル
7. 建設発生土の場合の区分
(下記参照)
8. 工事発注者

備考 建設発生土の場合の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を記載すること。

(参考)

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）

別表第1

第1種建設発生土（砂、礫（れき）及びこれらに準ずるものをいう。）

第2種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）

第3種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）

(様式第5号)

事業進捗（完了）状況報告書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

事業者

住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付け 指令第 号による許可に係る事業の進捗（完了）
状況を下記のとおり報告します。

記

1. 許可を受けた土地

市

町

大字

字

郡

村

番地

外

筆

m²

2. 許可を受けた期間

(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日までの か月間

3. 進捗（完了）状況

事業実施中の場合		完了した場合	
着工年月日	(元号) 年 月 日	着工年月日	(元号) 年 月 日
現在進捗率	%		
完了予定年月日	(元号) 年 月 日	完了年月日	(元号) 年 月 日

4. 現況写真 別添の通り

(様式第6号)

現 地 調 査 報 告 書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

農業委員長 印

別添のとおり事業完了報告書の提出があり、現地調査の結果下記のとおり確認したので報告します。

記

申 請 者	(借人)
	(貸人)
許 可 年 月 日	(元号) 年 月 日
指 令 番 号	第 号
許可を受けた土地	外 筆 m ²
許 可 期 間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
確 認 内 容	

(様式第7号)

農 地 改 良 協 議 書

(元号) 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所

氏名 印

下記のとおり農地の改良をしたいので協議します。

記

1. 改良しようとする土地

所在	地番	地目	面積 (㎡)	利用 状況	所有者	耕作者

2. 事業期間

(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日までの か月間

3. 請負者 住所
氏名

TEL ()

4. 改良の種別 湿田解消・田畑転換・その他 ()

5. 改良計画の詳細

6. 事業完了後の作付け計画

農 地 改 良 計 画 書

事業者		(住所)		(氏名)	
				電話 ()	
請負者		(住所)		(氏名)	
				電話 ()	
事業期間		(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日までの か月間 (詳細は別添工程表のとおり)			
農地改良を必要とする理由					
用 土 の 内 容	発生場所				
	土地所有者				
	土質				
農 地 改 良 の 内 容	埋立等面積	m ²	埋立等土量	m ³	
	運搬車両台数	(1日当り) 台× t車 (m ³) × 日			
	作業時間	午前 時 分から午後 時 分まで			
	使用機械の種類・台数				
	計画図	平面図及び縦横断面図 (別添のとおり) (注)現況地盤高 (周辺を含む) [] 計画地盤高を明示すること			
	所要経費				

(様式第8号の2)

農 地 改 良 フ ロ ー シ ー ト

建設工事元請業者

(住所)

(氏名)

(TEL)

建設発生土発生場所

建設発生土発生量

工事発注者

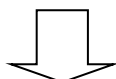
(住所)

(氏名)

(TEL)

工事名

建設発生土発生期間



事業者

(農地改良請負業者)

(住所)

(氏名)

(TEL)

埋立等場所の土地の表示

(土地の所在)

(地目)

(面積)

(様式第8号の3)

〇〇第 号
(元号) 年 月 日

様

〇〇〇農業委員長

(記載例1)

農地改良協議に対する同意について（通知）

(元号) 年 月 日付けで協議のありました農地改良につきましては、審査した結果、適正と認められるので、同意いたします。農地改良計画書に基づいて農地改良に着手してください。また、農地改良完了後は事業完了届（様式第10号）を速やかに提出してください。

(記載例2)

農地改良協議に対する不同意について（通知）

(元号) 年 月 日付けで協議のありました農地改良につきましては、審査した結果、農地改良行為に該当しませんので、同意できません。農地法の手続が必要になります。

・農地改良行為に該当しない理由

(様式第9号)

農 地 改 良 同 意 済 標 識

1. 事業者

住所

氏名

2. 同意通知年月日・番号

(元号) 年 月 日 第 号

3. 改良する土地

市

町

大字

字

郡

村

番地

外

筆

m²

農業委員会

(様式第10号)

事業完了届

(元号) 年 月 日

農業委員長 殿

事業者 住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで同意を得た農地の改良について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 改良した土地

市

町

大字

字

郡

村

番地

外

筆

m²

2. 事業期間

(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日までの か月間

3. 現況写真 別添のとおり

(様式第11号)

○ ○ ○ ○ 事業届出書

(元号) 年 月 日

農業委員長 殿

事業者 住所

氏名

印

下記のとおり [] 事業をしたいので届出します。

記

1. 改良しようとする土地

所在	地番	地目	面積 (㎡)	利用状況	所有者	耕作者

2. 事業期間

(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日までの か月間

3. 請負者

住所

氏名

TEL ()

4. 事業の内容

区画整理、客土、排水改良（暗渠、明渠）、その他
()

5. 改良計画の詳細

別添事業計画書のとおり

6. 事業完了後の作付け計画

別添事業計画書のとおり

(様式第12号)

〇 〇 〇 〇 事 業 届 出 済 標 識

1. 事業者

住所

氏名

2. 届出受理年月日

(元号) 年 月 日
農業委員会

3. 改良する土地

市

町

大字

字

郡

村

番地

外

筆

m²

(様式第13号)

○ ○ ○ ○ 事業完了届

(元号) 年 月 日

農業委員長 殿

事業者 住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで届出した [] 事業について
下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 改良した土地

市

町

大字

字

郡

村

番地

外

筆

m²

2. 事業期間

(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日までの か月間

3. 現況写真

別添のとおり

4. 工事竣工検査年月日 (元号) 年 月 日

(2) 「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」の運用について

平成3年4月1日付け農管第601号農地管理課長通知

改正平成8年4月1日付け農管第515号

平成14年3月29日付け農企第408号

平成19年3月28日付け農企第1194号

平成21年1月29日付け農企第971号

平成28年3月30日付け農政第1023号

農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについては、「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（最終改正平成25年2月15日付け農企第651号茨城県農林水産部長名）をもって通知されたところであります。

この改正通知の要旨は、農地の埋立等に係る違反転用を未然に防止するため、農地改良行為を協議制とし、併せて当該行為に対する指導体制を確立したものでありますので、その運用に当たっては、下記事項に留意のうえ遺憾のないようお願いします。

なお、これらの適正運用と併せて、何よりも農家自らがこのような事態を正しく認識し、自らの農地は自らが守るという意識を持つことが重要でありますので、あらゆる機会をとらえて農家の意識啓発に努めるようお願いします。

記

1 通知の記の第1について

- (1) 農地の埋立を行おうとする者から農業委員会に事前に相談があったときは、農業委員会は、当該行為が農地の転用行為に該当するか否かについて判断のうえ適切な指導を行うこと。
- (2) 建設現場から出る発生土、いわゆる建設発生土による埋立等は、農地転用行為に該当するものであること。
ただし、建設発生土が農地からのもの及び土地改良事業等公共事業からのもの（埋立等を行う農地と同一市町村内及びその隣接市町村内からのもの）は除く。
- (3) 農地改良行為の要件中「農地を改良する」とは、従前の農地よりその価値を高めるものをいう。
- (4) 農地改良行為の要件中「自らが行うもの」には、請負による場合をも含む。
- (5) 農地改良行為の要件中「耕作に支障のない時期」とは、現在作付けしている作物の収穫後から埋立等の後作付けを計画している（作付け計画書により確認）作物の作付け時期までの間をいう。

2 通知の記の第2について

- (1) 農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地は、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合以外は原則として許可できない（例外規定に該当する案件のみ許可。）が、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、令第4条第1項第2号イに定める「農業用施設」を建設する場合に準ずるものとして、許可の対象として取り扱って差し支えないこと。

ア 農地の耕作者自らが埋立を行う場合

イ 従前の農地より、その価値が高まる場合

- (2) 隣接地の用途に支障をきたすか否かの判断に当たっては、別添に掲げる類型の中から埋立等を行おうとする土地と隣接地との関係に最も類似した類型について定めた高低差等を基準として判断すること。ただし、類似した類型がない場合は、隣接地への障害の発生を防止する観点から客観的に判断すること。
- (3) 作土のはぎとりのための掘削は、最大1メートルまでとすること。
- (4) 農地への復元にあたっての覆土厚は、50センチメートル以上とすること。
- (5) 「農業委員会が行う許可条件履行確保のための必要な指導」とは、例えば次のようなものをいう。

ア 適宜現地調査を行い、転用事業者が事業計画どおり事業を実施していないと認められるときの工事中止及び必要な是正指導。

なお、その際、産業廃棄物が混入されている疑いがあるときは、市町村環境保全担当部局と連携を図り、その確認を急ぐとともに必要に応じ知事に報告する。

イ 事業進捗（完了）状況報告書の提出が遅延しているときの速やかな提出指導

3 通知の記の第3について

- (1) 農地改良行為の協議は、農地法（昭和27年法律第229号）第91条の3に基づく自治事務での制度であること。
- (2) 隣接地の用途に支障をきたすか否かの判断に当たっては、2の(2)の記載を準用する。
- (3) 農地の埋立等は、農地の改良という観点から集团的農地であっても認めることとするが、隣接農地や農業用排水路等周辺営農に支障がないように指導すること。
- (4) 掘削は、農地改良行為が従前の作土の土質と同等以上の土を用いる場合としていることから、原則として、作土のはぎとりは不必要であるため認めないこと。
ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合は作土のはぎとりはこの限りではないこと。
- (5) 前項の作土のはぎとりのための掘削は、最大1メートルまでとすること。
- (6) 農地への復元にあたっての覆土厚は、50センチメートル以上とすること。
- (7) 農地改良協議書の提出期限を事業実施の1ヶ月前までにとしたのは、農業委員会による審査期間等を考慮したものであること。
- (8) 協議に係る事務処理については、次によること。

ア 農業委員会は、農地改良協議書を受理したときは、協議書に受理の日付印を押印し受理の日を明らかにしておくとともに、農地改良協議整理簿（様式1）に記載しておく。

イ 農業委員会は、農地改良の協議状況を農地改良協議状況報告書（様式2）により、当該年度の4月から9月分までを10月15日までに、また、10月から翌年3月分までを4月15日までに知事に報告する。

4 通知の記の第4について

畜産関係事業は、県又は国・県の補助を受け、茨城県土地改良共通仕様及び茨城県建設工事執行規則に基づく実施設計により土地基盤整備を行うことから、届出制とした。

なお、畜産関係事業とは、次の要綱に基づく事業をいう。

農用地開発事業実施要綱（45 農地C第 500 号、昭和 45 年 12 月 10 日）

畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（15 生畜第 5007 号、平成 16 年 3 月 30 日）

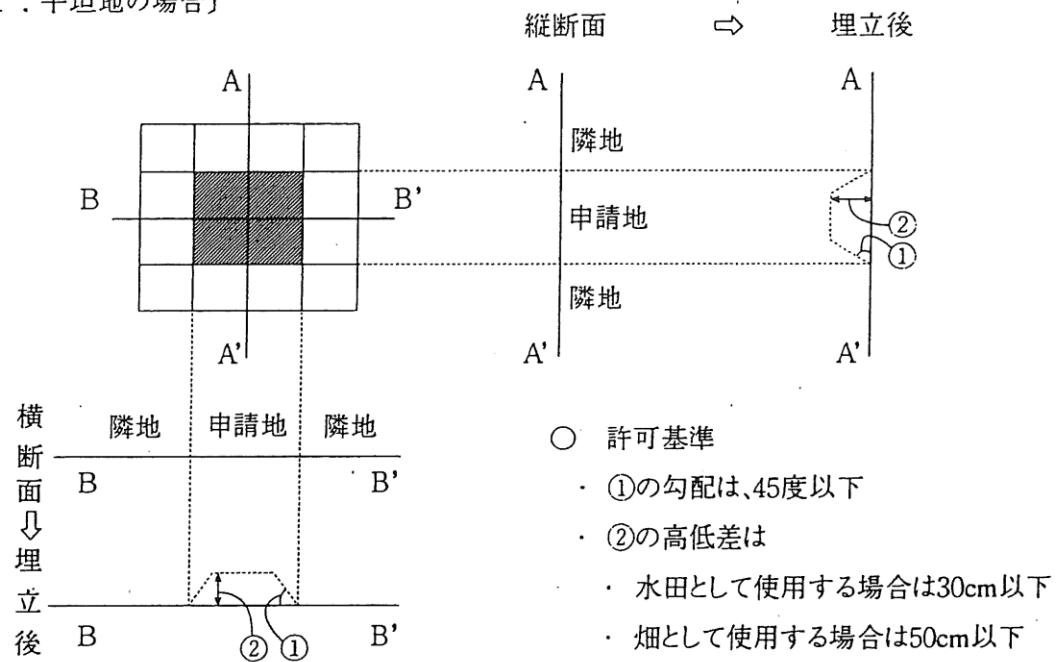
畜産環境総合整備事業実施要綱（7 畜B第 326 号、平成 7 年 4 月 1 日）

強い農業づくり交付金実施要綱（16 生産第 8260 号、平成 17 年 4 月 1 日）

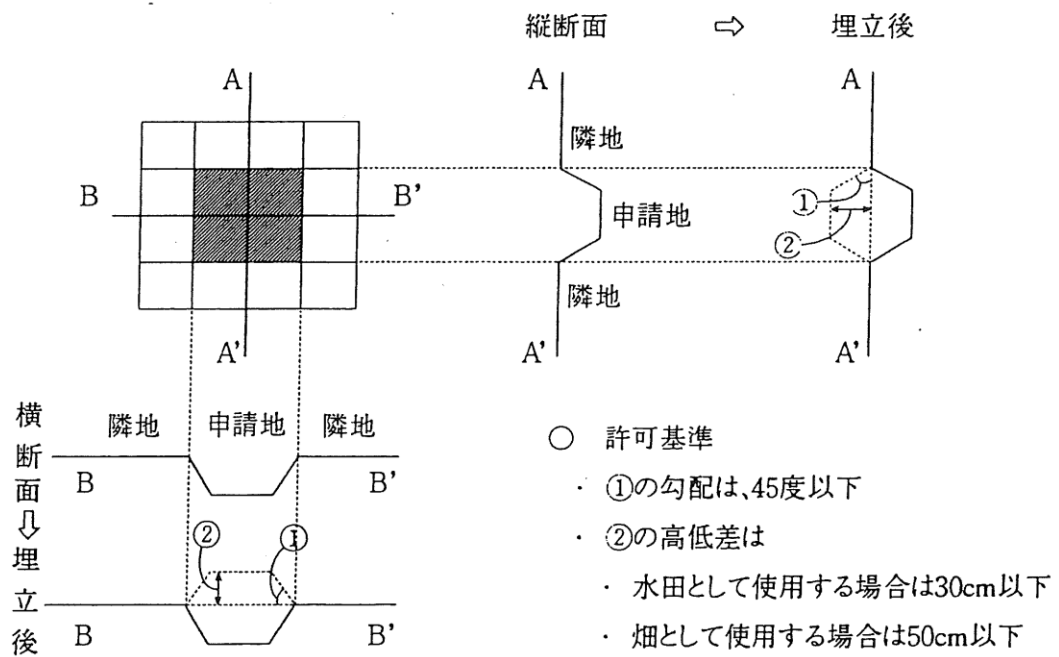
5 その他

- (1) 農業委員会は、農地の埋立等に係る当該年度の違反転用事案を農地の埋立等に係る違反転用事案報告書（様式3）により、翌年の4月末日までに知事に報告すること。
- (2) 農業委員会は、一時転用許可があったとき、又は農地改良協議書を受理したときは、市町村環境保全担当部にその概要を通知すること。
- (3) 農地改良協議書の審査の結果、農地転用許可扱いとされる場合は、所定の許可手続きをとることになるものであること。

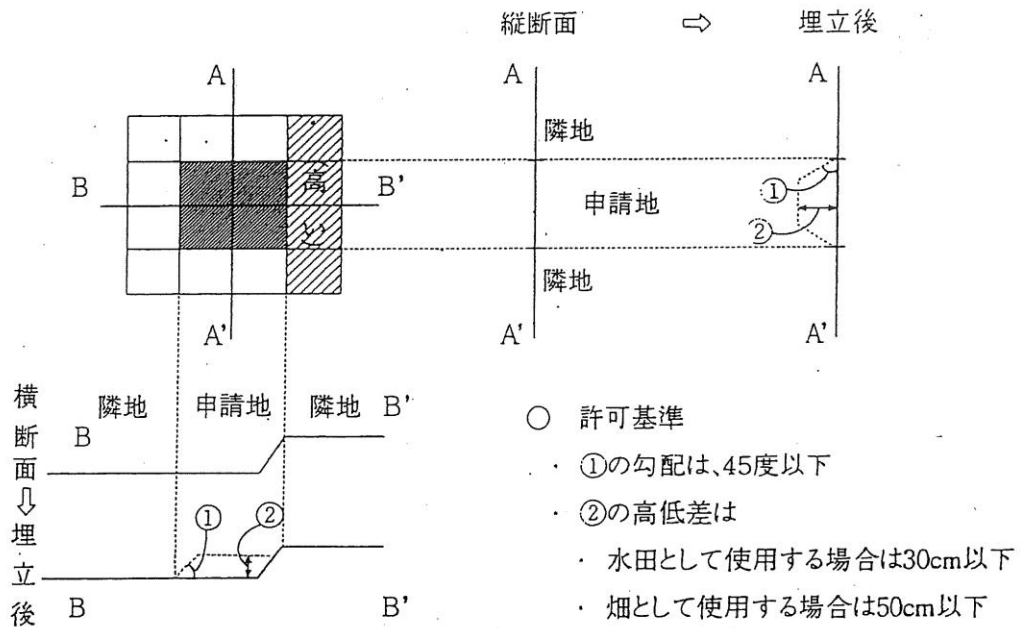
〔類型Ⅰ：平坦地の場合〕



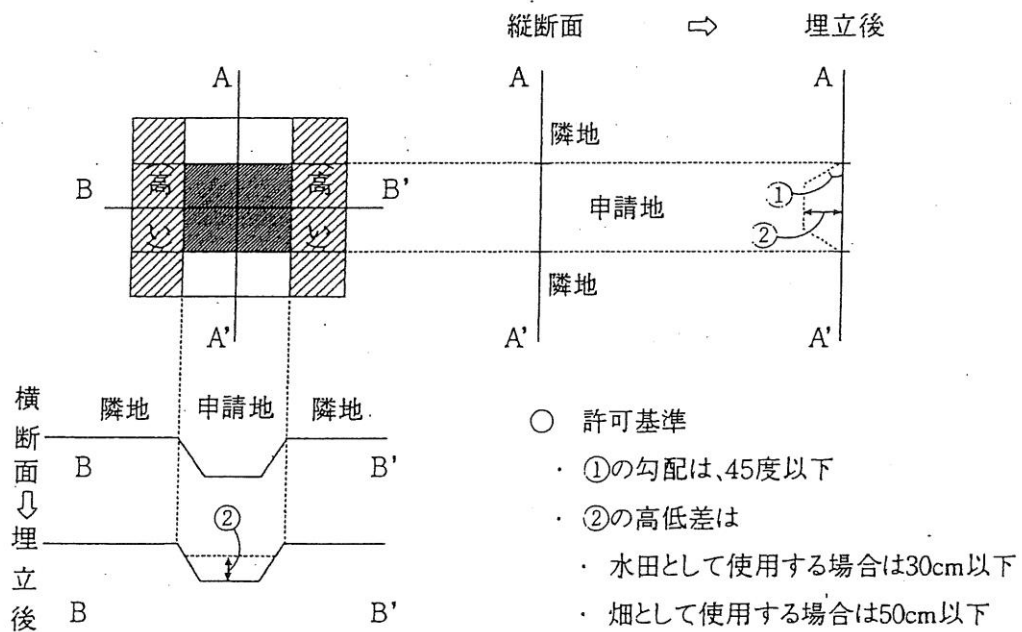
〔類型Ⅱ：当該地が窪地の場合〕



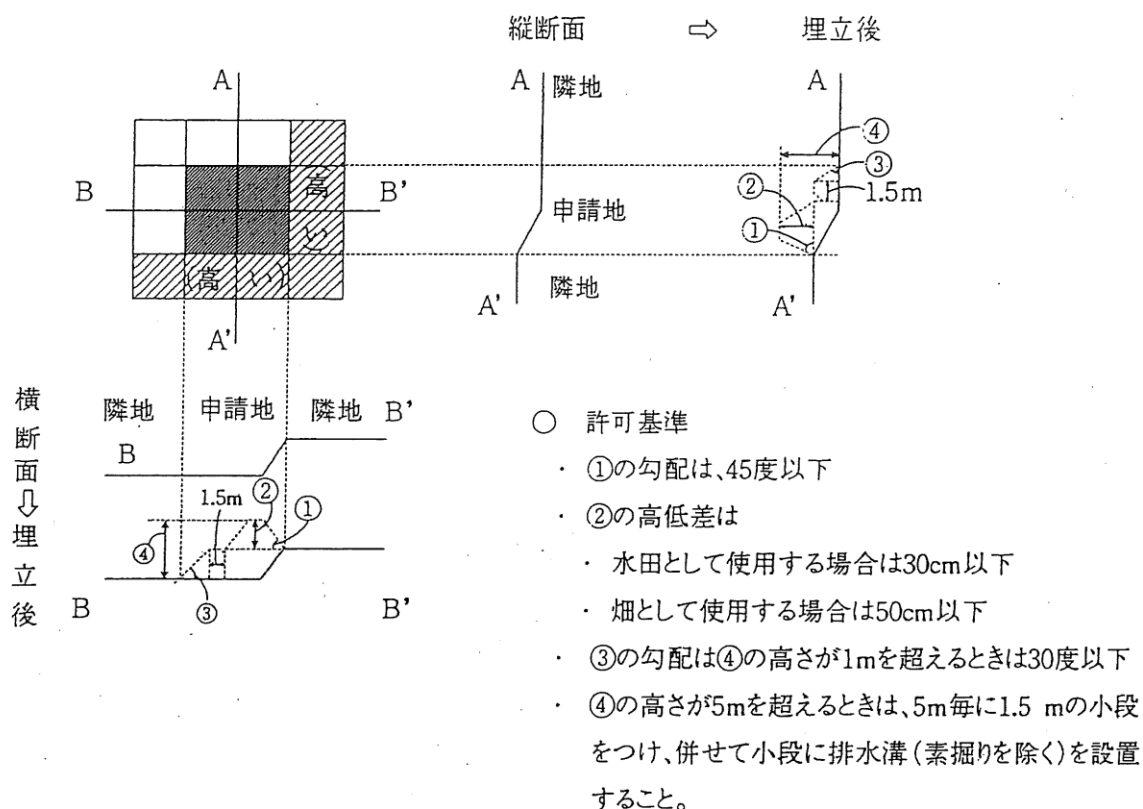
〔類型Ⅲ：当該地の一方に段差がある場合〕



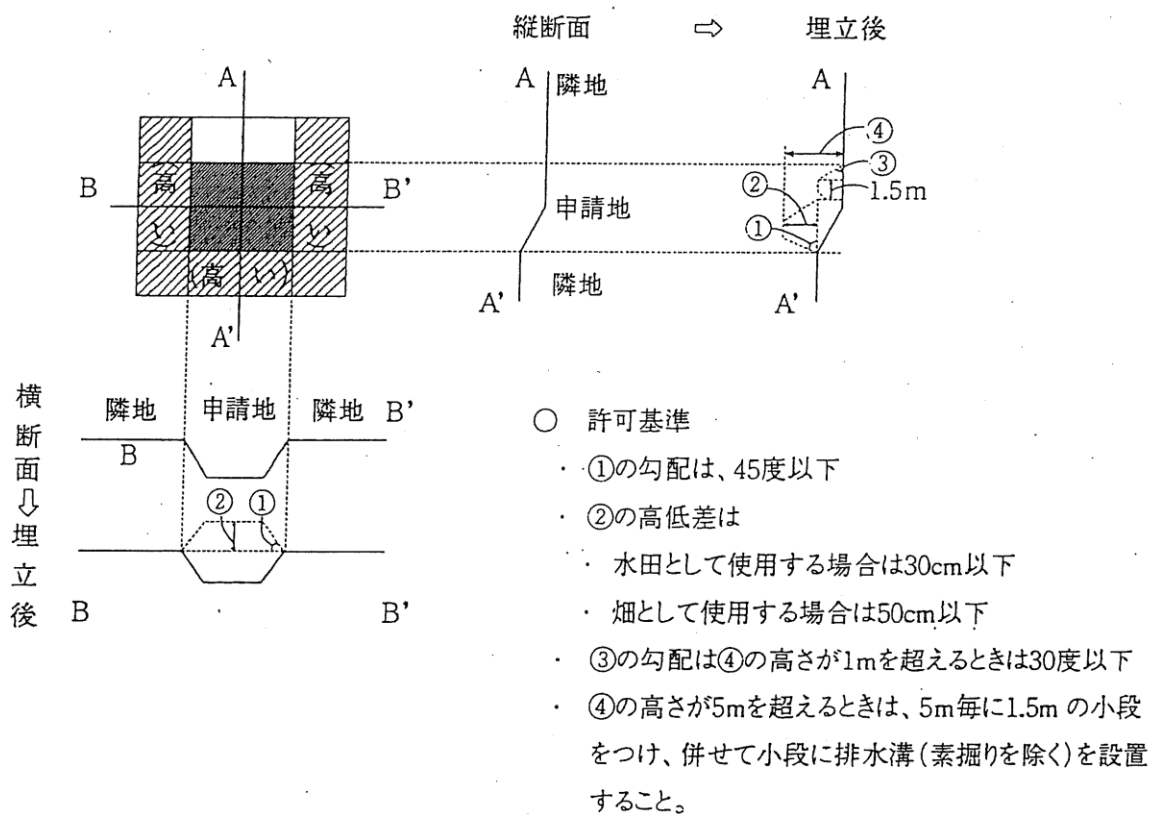
〔類型Ⅳ：当該地の二方に段差がある場合〕



〔類型Ⅴ：当該地の二方に段差がある場合〕



〔類型Ⅵ：当該地の三方に段差がある場合〕



(様式1)

農地改良協議整理簿

整理番号	受付年月日	協議人		土地の所在・ 地番	面積 (㎡)	改良の種別	事業期間	同意通知 年月日	不同意通知 年月日	完了届出年月日及 び完了確認年月日	備考
		住所	氏名								
	年 月 日				田 畑 計	湿田解消 田畑転換 その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	(届出) 年 月 日 (確認) 年 月 日	
	年 月 日				田 畑 計	湿田解消 田畑転換 その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	(届出) 年 月 日 (確認) 年 月 日	
	年 月 日				田 畑 計	湿田解消 田畑転換 その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	(届出) 年 月 日 (確認) 年 月 日	
	年 月 日				田 畑 計	湿田解消 田畑転換 その他 ()	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	(届出) 年 月 日 (確認) 年 月 日	

(様式2)

農地改良協議状況報告書

農業委員会

月		区分	4	5	6	7	8	9	小計	10	11	12	1	2	3	小計	合計
協議 件数 及び 面積	湿田解消																
	田畑転換																
	その他	田															
		畑															
	計	田															
		畑															
同意 通知 件数 及び 面積	湿田解消																
	田畑転換																
	その他	田															
		畑															
	計	田															
		畑															

(様式3)

農地の埋立等に係る違反転用事案報告書

農業委員会

整理 番号	違反発見 年月日	関係土地		違反の内容		土地所有者及び 違反者住所・氏 名	農地区分	是正指導内容	指導結果	備考
		所在	面積 (㎡)							
	年 月 日		田 畑 採草放牧地 その他 計	無断 許可条 件違反	残土処分 産廃処分 その他 ()	(所有者) (違反者)	農用地区域内農 地 甲種農地 第1種農地 第2種農地 第3種農地	農委勧告・県勧告 県是正通知 県命令 その他 ()	是正済 年 月 日 許可 農地復元 原状回復 未是正	
	年 月 日		田 畑 採草放牧地 その他 計	無断 許可条 件違反	残土処分 産廃処分 その他 ()	(所有者) (違反者)	農用地区域内農 地 甲種農地 第1種農地 第2種農地 第3種農地	農委勧告・県勧告 県是正通知 県命令 その他 ()	是正済 年 月 日 許可 農地復元 原状回復 未是正	
	年 月 日		田 畑 採草放牧地 その他 計	無断 許可条 件違反	残土処分 産廃処分 その他 ()	(所有者) (違反者)	農用地区域内農 地 甲種農地 第1種農地 第2種農地 第3種農地	農委勧告・県勧告 県是正通知 県命令 その他 ()	是正済 年 月 日 許可 農地復元 原状回復 未是正	
計		件	田 畑 採草放牧地 その他 計					農委勧告 (件) 県勧告 (件) 県是正通知 (件) 県命令 (件) その他 (件)	是正済 許可 (件) 農地復元 (件) 原状回復 (件) 計 (件) 未是正 (件)	

(3) 農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画変更について

農 企 第1666号

平成18年3月10日

各地方総合事務所農政課長 殿

農林水産部農政企画課長

農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画変更について（通知）

農地の埋立等における農地転用許可（一時転用）後の土砂等発生場所等の事業計画変更申請につきましては、「茨城県土砂等による土地の埋立等に関する条例」（平成15年茨城県条例第67号）との整合を図るため、平成17年3月25日付け農企第364号にて転用事業者による単独申請としておりますが、当該申請の添付書類については、下記により取扱うこととしましたので御了知願います。

なお、貴管内の各市町村農業委員会には貴職から通知願います。

記

- 1 事業計画変更申請の添付書類は、「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（平成3年4月1日付け農管第600号茨城県農地部長通知）における、記の第2の2に掲げる添付書類のうち変更事項に関する書類とする。

なお、特に審査を必要とする場合には、事業計画変更について土地所有者の同意を確認できる書面の添付を求めることができるものとする。

平成17年3月25日

各地方総合事務所農政課長 殿

農林水産部農政企画課長

農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画の変更について（通知）

農地の埋立等における農地転用許可（一時転用）後の土砂等発生場所等の変更については、農地転用許可後の事業計画変更で処理しているところですが、今般、農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画変更申請につきまして、「茨城県土砂等による土地の埋立等に関する条例」（平成15年茨城県条例第67号）との整合を図るため、下記により取扱うこととしましたので、御了知願います。

なお、貴管内の各市町村農業委員会には貴職から通知願います。

記

- 1 農地の埋立等における農地転用許可後の事業計画変更申請は、転用事業者による単独申請とする。
- 2 事業計画変更申請の添付書類は、「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（平成3年4月1日付け農管第600号茨城県農地部長通知）における、記の第2の2に掲げる添付書類のうち変更事項に関する書類及び事業計画変更について土地所有者の同意を確認できる書面とする。

転用期間以外の変更関係

農地法第 条の規定による許可後の事業計画変更申請書（一時転用）

（元号） 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者（転用者） 住所
氏名 印（電話 ）

（元号） 年 月 日付け 指令第 号で農地法第 条の規定による許可を受けた転用計画を次のとおり変更したいので承認下さるよう申請します。

1 許可を受けた期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで							
2 許可を受けた目的								
3 変更内容	当初計画				変更後の計画			
4 変更理由（具体的に）								
5 申請日現在事業（工事）実施状況及び今後の実施計画	事業（工事）名	申請日現在の進行率（量）			残工事率（量）		備考	
		(%、㎡、m ³)			(%、㎡、m ³)			
6 変更によって生じる資金計画	当初計画				変更後の計画			
7 変更によって生じる排水処理計画	当初計画				変更後の計画			
8 その他変更によって生じる計画	当初計画				変更後の計画			
9 申請（変更）土地の表示	市町村名	大字	字	地 目		地番	面積 (㎡)	所有者
				登記簿	現況			
記載上の注意								
1 5の申請日現在の事業（工事）残量及び内容について ・ 一般工事の場合 伐採造成、建築棟名称、附帯工事名称、整地等の区分ごとに記載 ・ 砂利、土採取の場合 伐採、表土はぎ、切込み、選別、埋戻し、整地等の区分ごとに記載（プラント含む）								

*土砂等の発生場所が変更になる場合は、次の書類を添付すること。

- ① 土砂等の発生・埋立等のフローシート
- ② 残土証明書
- ③ 県残土条例が適用になる場合は、変更許可申請書の写し

（４）「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」並びに「砂利採取計画認可申請及び変更 手続要領」の一部改正に伴う農地転用許可申請の取扱いについて

農 企 第 1 1 5 8 号

平成 1 3 年 9 月 6 日

各地方総合事務所長 殿

農 林 水 産 部 長

「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」並びに「砂利採取計画認可申請及び変更
手続要領」の一部改正に伴う農地転用許可申請の取扱いについて（通知）

このことについて、「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」並びに「砂利採取計画認可申請及び変更
手続要領」が別添写しのとおり一部改正されたことに伴い、農地転用許可申請の取扱いについては下記のとおり
取り扱うこととするので、御了知のうえ、事務処理に遺憾のないよう願います。

また、貴管内各農業委員会に対する周知及び指導について特段の配慮を願います。

なお、本通知に伴い、昭和 5 2 年 5 月 7 日付け農管第 1 3 8 8 号農地部長通知及び昭和 6 0 年 4 月 2 6 日付け
農管第 9 6 6 号農地部長通知は廃止します。

記

1 許可申請者

農地転用の許可申請者は、茨城県砂利採取計画の認可に関する要項 4 認可の基準（１）の「共同申請」にか
かわらず従来どおり採取行為者及び土地所有者が申請人であること。

2 許可基準

許可の判断にあたっては、法令の定めによるほか、農地法関係事務に係る処理基準（平成 1 2 年 6 月 1 日付
け 1 2 構改 B 4 0 4 号事務次官通知）によるものとし、「砂利採取計画認可申請及び変更手続要領」に定める
添付図書及び現地確認等により、周辺農地及び農業用水等への影響がないと認められ、かつ確実に農地に復元
されると認められるものについて許可を行うこと。

なお、許可期間及び掘削の深さについては、「茨城県砂利採取計画の認可に関する要領」並びに「砂利採取
計画認可申請及び変更手続要領」の規定に準じ、以下によるものとする。

（１）許可期間

陸砂利 1 年以内

ただし、1 回の認可計画で 1 カ所の採取場面積が 2 ヘクタール以上の場合は、2 年以内とす
る。

山砂利 3 年以内

洗 浄 3 年以内

（２）掘削の深さ

農地における掘削の深さは、地表から 1 0 m 以内とする。ただし、周辺農地及び農業用水等への影響が
ないと認められ、かつ優良農地に復元されることが確実であると認められるものは 1 5 m 以内とする。

茨城県砂利採取計画の認可に関する要項

1 目的

この要項は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条の規定による砂利採取計画の認可のうち、砂利採取跡地の埋戻し及び災害防止について必要な事項を定め、砂利採取跡地の適正な埋戻しを図ることを目的とする。

2 認可の対象

法第16条の採取計画の認可（法第20条の採取計画の変更認可等を含む。）を受けることのできる砂利採取業者は、砂利採取に関する自主規制を確立することを目的として中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27号の2の規定に基づいて設立され、かつ健全であると知事が認めた協同組合（以下「協同組合」という。）又はその組合員であることを原則とする。

3 協同組合による砂利採取跡地埋戻し保証

協同組合は、知事との間に別紙様式より砂利採取跡地の埋戻しに関する総括的及び具体的な事項並びに砂利採取に関する自主規制について確認書を取り交わすものとする。（昭和52年4月30日付けで「茨城県砂利協同組合」、「茨城県陸砂利採取協同組合」、「霞ヶ浦砂利・砂採取協同組合」と、平成19年11月13日付で「ペブルフィールド協同組合」と、平成20年10月24日付で「茨城鹿行砂利採取協同組合」と、平成29年12月15日付で「霞砂利採取協同組合」それぞれ取り交わし済み）

4 認可の基準

- (1) 採取計画の認可申請は、協同組合と組合員又は登録業者との連名による共同申請であること。なお、協同組合は埋戻し保証をする者を明確にする趣旨である。
- (2) 過去に認可を受けた採取計画について、採取期間の満了前に、新たな申請をしてきたものについては、当該採取の埋戻しが完了していること。（前回の認可に係る砂利採取地の埋戻しが行われていない場合であっても、認可申請時に埋戻しの保証がされており、かつ砂利採取工程上の都合により原則として砂利採取面積のうち採取完了面積の80%が埋め戻されており、埋戻し未了地についても確実に埋戻されるものと知事又は県民センター長が認めたものを含む。）

5 認可の条件

次のとおりとする。

- (1) 砂利採取場及び沈澱池の周囲には、防護柵及び危険標示を設置すること。
- (2) 保安距離
認可申請に係る砂利採取場とその隣接地との間には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる距離の保安距離がとられていること。ただし、法令又は当該隣接地に存する施設の管理者により、この要項に定める保安距離以上の保安距離が定められている場合は、その保安距離がとられていること。
 - ① 隣接地に宅地、国道、県道及び市町村道並びに鉄道及び鉄塔の敷地がある場合
5m以上
ただし、周囲の状況を鑑みて、危険がないと判断される場合
2m以上
 - ② 隣接地に屋根等の建物がある場合
当該建物ののき下から10m以上
 - ③ その他の場合
2m以上
- (3) 掘削
 - ① 陸砂利
 - ア 表土の除去等
表土の除去等の方法は、次の各号に適合していること。
 - (イ) 表土を除去するに当たっては、隣接地が浸食されないように配慮すること。
 - (ロ) 除去した表土を堆積するときは、地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置し、特に、降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮すること。
 - (ハ) 乾燥時においては、表土の飛散を防止するため、場合により砂利採取場内に適宜散水等の措置をとる

こと。

イ 掘削深及び掘削方法

砂利採取場における掘削深度は、地域の条件及び採取後の埋戻しの必要上、地表から10m以内とする。ただし、災害の防止等に支障がないと認められるときは15m以内（農地にあつては、周辺農地及び農業用水等の枯渇がないと認められ、かつ優良農地に復元されることが確実であると認められるもの）とする。

また、採取場周辺の地下水の湧水状況等については、地下水の枯渇防止に配慮すること。

(7) 10m以内の場合

保安距離をとったうえで安定勾配（別表のとおり）で掘削すること。

(4) 10mを超える場合

保安距離をとったうえで掘削し、掘削深さ5m以内に小段（1m以上）を設け、安定勾配で掘削すること。

ウ その他

掘削による災害の防止については、保安距離、掘削深及び掘削方法のほか、次の各号に掲げる観点から審査し、必要に応じこれらの事項を認可の条件として付すこと。

(7) 掘削深が大きい場合には、のり面に平場を設けること。

(4) 砂利採取場の区域が広大である場合には、計画性をもって掘削し、順次埋め戻しを行うこと。

(7) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとり、特に必要がある場合は（水路の水が漏洩するおそれがあるとき等）、補強工事を行うこと。

(5) 砂利採取場には、丁張り等により掘削深及び掘削の勾配を確認できる標示を行うこと。

(4) 乾燥時は土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置をとること。

(4) 掘削箇所への地下水の浸透等により、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。

② 山砂利

切り土高5m以上を掘削する場合は、5m以内に小段を設け安定勾配で掘削すること。掘削を終了したあとは平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、残壁は5m以内に小段を設け、安定勾配で崩壊しないようにのりを切ること。

その他、陸砂利を準用する。

(4) 雨水・湧水の処理方法

雨水・湧水は原則として採取場内で処理すること。

場外に排出する場合は、沈殿池を設け必要な措置をとった後、水質基準以下の水を排出すること。

(5) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路または他人の土地により分断されている場合は、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、または交通整理員の設置、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとること。

(6) 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積すること。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置をとること。

(7) 掘削跡等の処理

① 農地である掘削跡は、原則として埋め戻すこと。

② 農地以外の平地における掘削跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には、積極的な理由がない限り埋め戻しを行うこと。

③ 埋め戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

④ 埋め戻しを行わない場合は、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置をとること。

⑤ 掘り込み式沈殿池跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮し適切な埋め戻しを行い、十分に転圧すること。

⑥ 土えん堤を設置する方式の沈殿池跡については、原則として、十分に水を排出した後、適正に土えん堤を取り崩しヘドロを取り除いて、危険のないよう整地すること。

(8) 緑化について

森林法等、他法令により緑化が義務づけられている場合は、緑化計画に基づき採取が終了した区域から順次緑化を行うこと。

6 洗浄業務

第3項の規定は、洗浄施設における洗浄業務の場合にも適用する。

(1) 水洗に必要な水の確保

- ① 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。
- ② 洗浄水を節約するために、洗浄水の「環流方式」を採用し、付近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の環流方式を取ること。

(2) 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置すること。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理及び危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置すること。

① 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合していること。

ア 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点からできるだけ環流方式を採用すること。

イ 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。

ウ 沈降剤、凝集剤は当該措置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。

② 沈殿池を設置する場合は、次の各号に適合していること。

ア 沈殿池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。

イ 沈殿池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈殿池でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。

ウ 洗浄汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈殿池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈殿池については個々具体的に検討すること。

エ 沈殿池は原則として、2つ以上設けること。この場合、1の沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して、他の沈殿池に移行し、最初の沈殿池は再使用できる状態に還元しておくこと。

オ 沈殿池を1つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業は中止すること。

カ 沈殿池には、適当に沈降処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。

キ 沈殿池の排出口の下端の高さは、排出のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排出口は、適切な水質の水を排出する場合以外は開門しないこと。

ク 掘り込み式の沈殿池にあっては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置すること。

ケ 土えん堤は、十分水压等に堪え得る強度を有していること。

③ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合していること。

ア ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合は、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。

イ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置をとること。

④ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合していること。

ア 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。

イ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守すること。

⑤ 騒音防止

騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意すること。

7 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積すること。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置をとること。

8 水切り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水が垂れるのを防止するため、水切り場に適当な時間堆積する等の方法によ

り水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出すること。

9 適用除外

海岸砂（鋳物用砂等）の採取計画の認可については、本要項の適用はしない。

付 則

- 1 この要項は、昭和52年5月1日から施行する。
- 2 茨城県陸砂利採取計画の認可のうち「埋戻し」に関する事項（昭和49年9月5日施行）は廃止する。
- 3 この要項の施行前において認可した採取計画については、当該採取計画による採取が完了し、廃止届が提出されるまでは、なお従来例による。

付 則

この要項は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、昭和63年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前例による。

付 則

- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成12年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前例による。

付 則

- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成13年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前例による。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前例による。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前例による。

別表

掘削安定勾配の標準

種 類	垂直1mに対する水平距離 (m)	斜面角度 (度)
砂	1. 5	3 5
堅くしまった砂利	1. 0	4 5
堅くしまっていない砂利	1. 2	4 0
堅くしまった土		
高さ5mまで	0. 8～1. 0	5 1～4 5
高さ5m以上	1. 0～1. 5	4 5～3 4
堅くしまっていない土		
高さ5mまで	1. 0～1. 5	4 5～3 4
高さ5m以上	1. 5～2. 0	3 4～2 7

砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領

1 一般的注意事項

- (1) 採取計画認可申請書又は変更認可申請書（以下「申請書」という）は、「砂利採取法運営要領」の様式第9号又は様式第9号の2によることとし、原則として用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (2) 申請書には、「添付図書確認書」（様式第1号）及び4－（2）に掲げる書類のうち該当するものを添付すること。
- (3) この要項中、縮尺については定めのない限り任意とすること。

2 申請部数

申請書の提出部数は、正本1通、副本2通とし、砂利採取場の所在地が2以上の市町村にわたる場合は、その数に応じて副本を追加すること。

3 申請の手続き

- (1) 申請書は、砂利採取場の所在地を管轄する県民センターに提出する。ただし、砂利採取場の所在地が県央地区の場合及び2県民センター又は2県にまたがる場合は、技術革新課に提出すること。
- (2) 申請書の提出は、審査の日数等を考慮し砂利採取開始期間予定から3ヶ月以上の猶予をみて提出すること。

4 申請書の作成

申請書は、次により作成し、その内容は「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」に適合すること。ただし、変更認可申請の時は、現認可を受けている申請書の内容に朱書き訂正等をするなど、変更前と変更後が明らかになるようにし、変更内容に応じて必要な図書等を添付すること。

- (1) 採取計画に定めるべき事項

採取計画に定める事項は、法第17条に規定されているが、次に掲げる方法を参考として記載すること。

事 項	作 成 方 法
1 採取場の区域	採取場の所在地及びその面積を記載するが、この詳細は法第18条第2項の規定により添付する地図並びに砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図によること。 山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を明示すること。
2 採取する砂利の種類及び数量	採取する砂、砂利、玉石の種類ごとの数量及び全体の掘削又は切土の総量をいう。 なお、種類別の数量を明らかにできないときは、全体の掘削量を切込砂利欄に記載すること。 山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を付記すること。
3 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	1 機械堀り又は手堀りの別を記載する。 2 採取の工程ごとに採取に係る設備その他の施設の種類の種類、能力及び数。掘削又は切土及び数。掘削又は切土をする土地の面積、深さ及び勾配等。
4 採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する方法	1 掘削工程 除去した土等の処理方法、掘さく時の土砂崩れの防止方法、廃土石の処理方法 2 洗浄工程 汚濁水の処理及びヘドロの処理方法 3 土地の掘さく跡地の埋戻しの方法 4 採取した砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項 5 その他災害防止方法

- (2) 添付図書

申請書の添付図書は、採取計画規則第3条第2項に規定されているが、次に掲げる方法により作成し、添付図書の総括表として添付図書確認書を添付すること。

添 付 書 類	作 成 方 法
1 位置図	縮尺1/10,000～1/50,000 地図に採取地及び国・県道までの運搬経路を明記すること。

2 周辺状況見取図	掘削又は切土の場所、除去した表土及び廃土の堆積場所、汚濁処理施設の設置場所と周辺の道路、学校、人家、農地、山林、農業用施設等隣接物件の所在状況等について採取場の外周からおおよそ500mの範囲内の略図を記載し、かつ、採取場外周からそれぞれの距離を記入すること。
3 掘削及び切土に係る土地の実測平面図	縮尺1/500～1/1,000 余白に面積の算出根拠を記入すること。 隣接地との保安距離を明示すること。 山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を明示すること。
4 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤図書	縮尺1/500～1/1,000 当該土地の起伏状態により作図する。 深さ及び切土の高さは、縮尺1/50～1/100。 なお、これらの図面には隣接地盤面との相互関係を記入すること。
5 登録通知書の写	登録通知書の写及び登録事項変更届書の写を添付すること。
6 採取の権原を有する書面	1 公図の写に採取予定地を朱書し、採取予定地と隣接地の所有者名及び借地権者氏名を記入すること。 2 自己の土地の場合…当該土地に係る登記簿謄本 他人の土地の場合…当該土地に係る登記簿謄本及び砂利採取を内容とする土地所有者と申請者の契約書又は同意書の写 3 相続等の関係を証する書面 相続によって登記簿上の所有者と現所有者が異なる場合は相続関係がわかる書類及び相続人全員の同意書の写（やむを得ず相続人全員の同意書が得られない場合は、その理由書と関係者に一切迷惑をかけない旨の書面を提出させ判断する。）ただし、所有権に変更がない場合は、従前の書面の写でよい。
7 他の行政庁の許認可証する書面	その許可、認可、その他処分を行った行政庁が発行した証明書又は許可、認可、その他の処分書もしくは申請書の写。
8 跡地埋め戻し用土砂の確保状況を証する書面及び当該土砂等を採取場に運搬する経路を記載した図書	1 埋戻し土量計算書 全体の掘さく量、表土、廃土等から埋め戻し必要土量を計算し、不足する場合は埋め戻し土量を他に確保し、これとの比較を行うこと。 2 埋め戻し土砂等が確保されていることを示す書面 (1) 自己の土地において確保されているときは、その旨を記載した書面(登記簿抄本、土取り条例による届出書等の写) (2) 他人の土地において確保されているときは、土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者との契約書又は同意書の写、土取条例による届出書等の写及び登記簿抄本。 3 埋め戻し用土砂の運搬経路図
9 搬出方法及び国道又は県道に至るまでの搬出経路を記載した図書	搬出の方法とは、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、掲載量、1日あたりの運搬台数等をいう。
10 その他の図書	1 国道又は県道に至るまでに私道又は河川堤塘敷等を運用する場合には、当該道路を運行する権原を有することを証する書面。 2 隣接地の同意書（次のうちいずれかを提出） (1) 隣接地所有者等の同意書 隣接地とのトラブルを防止するため、採取予定地に隣接する土地所有者又は借地権者の同意書又はその写を添付すること。（やむを得ない理由により同意書が得られない場合は、理由書を提出させ判断する。）ただし、所有者が複数いる共有地等で、代表者が代表権を有する場合は、代表者の同意で足りるものとし、代表権を有する旨の書面を添付すること。

	(2) 地域住民の同意書 区長等住民代表者の同意書又は地元説明会の議事録等の写を添付すること。 3 物権設定者の同意書 4 洗浄施設の場合は、洗浄選別設備配置図、沈澱池構造図及び取水排水に関する許可書等の写。 5 緑化計画書又は跡地利用計画図 6 砂利の採取に関し、次に該当する場合はその管理者の同意書もしくは意見書これらの申請書の写 (1) 採取予定地が土地改良区等の受益地になっているとき (2) 採取地が河川区域から至近距離にあるとき (3) その他知事が必要と認めたもの
--	---

(3) 採取の期間

- ① 採取の期間は下表のとおりとし、特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することとを認可の条件として付するものとする。

なお、関係他法令の許認可等の期間が下表の期間以内である場合は、当該他法令の許認可期間と整合をとること。

陸砂利	1年以内 ただし、1回の採取計画で1カ所の採取場面積が2ha以上の場合は、2年以内とする。
山砂利	3年以内
洗浄	1年以内 ただし、継続的に、同一場所に施設を設置して行い、高さ1.5m以上のトタン張り等の防護柵を設置する場合は3年以内とする。 また、防護柵がネットフェンスの場合は、次の事項を確認したうえで3年以内とすることができる。 1. 8m以上の高さを確保すること。 2 基礎を堅牢とすること。 3 上部に忍び返しを設置すること。 4 砂の場外流出防止を徹底すること。（特に堆積場） 5 飛散する恐れのある場合は、散水の措置をとること。

※採取計画の認可申請日前3年間に、次に掲げる事項の一に該当する事実のあった採取業者の山砂利に係る採取の期間は1年間とする。

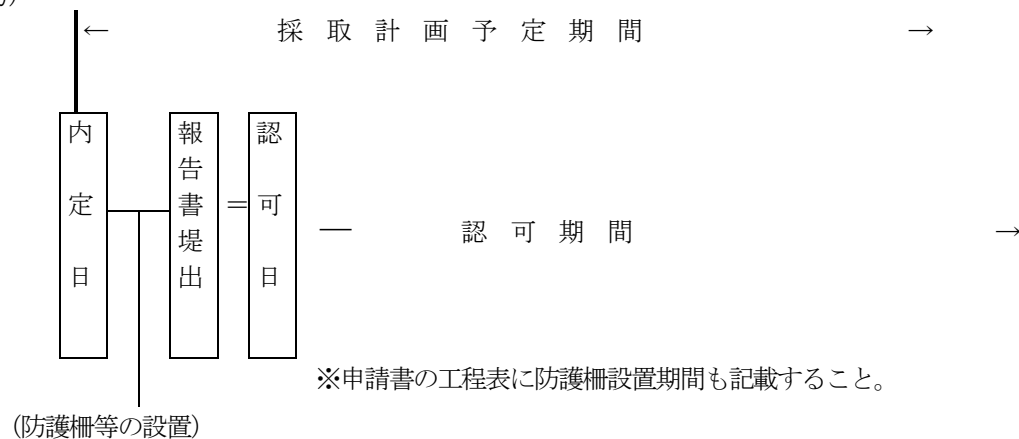
ア 法第12条に基づく登録の取り消し、又は事業の停止を命ぜられた者。

イ 法第23条第2項に基づく措置命令を受けた者。

ウ 法第26条に基づく認可の取り消し、又は採取の停止を命ぜられた者。

- ② 認可の内定を行う場合の認可期間は、原則として内定日を起算日とし、「防護柵等設置報告書」提出後に認可を行うので留意のこと。

(参考)



- 付 則
- 1 この要項は、昭和60年5月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。
- 付 則
- 1 この要項は、平成5年4月1日から施行する。
- 付 則
- 1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。
- 付 則
- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。
- 付 則
- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。
- 付 則
- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。
- 付 則
- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

様式第1号

添 付 図 書 確 認 書

	添 付 図 書 の 内 訳	添付図書の有無	備 考 ×は副本に添付不要
1	位置図(1/10、000～1/50、000)	有・無	
2	採取場及び周辺(半径500m)の状況を示す見取図	有・無	
3	実測平面図及び面積計算表(山砂利は採取計画平面図含む)	有・無	
4	実測縦断面図、実測横断面図及び採取量計算表	有・無	
5	砂利採取業者登録通知書(写)及び登録事項変更届書(写)	有・無	
6	採取の権原を証する書面	公図(写し)	有・無
		土地登記簿謄本又は抄本	有・無 ×
		土地売買又は借地契約書(同意書)等(写)	有・無 ×
		相続等の関係を証する書類(写)	有・無 ×
7	他の行政庁の許認可を証する書面		有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
8	埋め戻し用土砂の確保状況を証する図書	埋め戻し土量計算書	有・無 ×
		土地登記簿謄本又は抄本	有・無 ×
		土地売買又は借地契約書(同意書)等(写)	有・無 ×
		土取り条例の届出書	有・無 ×
		埋め戻し用土砂の運搬経路図	有・無 ×
		埋め戻し基準に基づく添付書類	有・無
9	搬出方法及び搬出経路を記載した図書等	有・無	
10	その他の図書	私道使用同意書・契約書等	有・無 ×
		隣接地所有者等の同意書、地域住民の同意書	有・無 ×
		物件設定者の同意書	有・無 ×
		洗浄選別設備配置図(沈殿池構造図含む)	有・無
		洗浄用水等取水並びに排水に関する許可書又は同意書	有・無
		緑化計画書又は跡地利用計画図	有・無
		その他	有・無

(5) 産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について

平成 10 年 6 月 12 日付け農管第 1183 号農地局長通知
改正平成 14 年 3 月 29 日付け農企第 408 号
改正平成 24 年 3 月 13 日付け農政第 785 号
改正平成 28 年 3 月 30 日付け農政第 1023 号

このことについては、農地法、農地法施行令、農地法施行規則及び農地法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 6 月 1 日付け）12 構改 B 第 404 号事務次官通知）によるほか、下記により取扱うこととしたので御了知のうえ、貴管下各市町村農業委員会に対する周知及び指導方について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内における産業廃棄物による埋立てに係る農地の一時転用は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号及び第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できないと認められる場合であって、かつ、利用の目的が当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものであると認められるとともに、転用事業の実施に伴い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさない旨の市町村長の意見書が付されていること。

また、転用期間は、農地への復元に要する期間を含め 3 年以内であること。

- 2 農地転用許可申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 4 第 1 項に規定する最終処分場の設置又は変更（以下「設置等」という。）に係る許可申請書を添付するものとし、環境担当部局と調整のうえ、原則として最終処分場の設置許可と同時処理するものとする。
- 3 産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場設置等に係る農地の一時転用許可は、まず、設置期間について許可するものとし、つぎに廃棄物処理法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業の許可を得て埋立を開始する前に「許可後の事業計画変更申請書（一時転用）（以下「変更申請書」という。）」を提出させ、埋立承認をするものとし、承認期間については、産業廃棄物処理業の許可の有効期間（5 年以内）に農地への復元に要する期間を加えた必要最小限の期間内とすること。

自社最終処分場の設置に係る農地の一時転用許可は、工事に要する期間、埋立予定期間、農地への復元に要する期間を合わせて 5 年以内とすること。

- 4 埋立期間の延長を要する場合には、「変更申請書」を提出させるものとし、産業廃棄物処理業として行う埋立についての承認期間は、産業廃棄物処理業の許可の有効期間（5 年以内）に農地への復元に要する期間を加えた必要最小限の期間内とすること。

自社最終処分場における埋立についての承認期間は、埋立予定期間、農地への復元に要する期間を加えた必要最小限の期間（5 年以内）とすること。

- 5 産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。

当初の一時転用許可

- 1) この許可は、最終処分場設置に係るものであること。
- 2) 産業廃棄物処理業の許可後埋立を開始する際には、事業計画変更の承認を受けること。
- 3) 産業廃棄物処理業の許可が得られない場合には、直ちに農地に復元すること。
- 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。

許可後の事業計画変更

- 1) 承認期間満了日までに、農地に復元すること。
 - 2) 農地復元が完了した場合は、茨城県廃棄物処理要項に定める最終処分場埋立完了報告書写し（添付書類を除く）を添えて事業完了報告書を提出すること。
 - 3) 産業廃棄物処理業の許可が得られない場合は、直ちに農地に復元すること。
 - 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。
- 6 自社最終処分場設置等に係る一時転用許可に当たっては、下記条件を付するものとする。

当初の一時転用許可

- 1) 承認期間満了日までに、農地に復元すること。
- 2) 農地復元が完了した場合は、茨城県廃棄物処理要項に定める最終処分場埋立完了報告書写し（添付書類を除く）を添えて事業完了報告書を提出すること。

- く)を添えて事業完了報告書を提出すること。
- 3) 最終処分場使用前検査に合格しない場合は、直ちに農地に復元すること。
- 4) 農地への復元は、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって行うこと。

許可後の事業計画変更

- 1) 承認期間満了日までに、従前の農地の表土又はそれと同等以上の土をもって農地に復元すること。
- 2) 農地復元が完了した場合は、茨城県廃棄物処理要項に定める最終処分場埋立完了報告書写し（添付書類を除く）を添えて事業完了報告書を提出すること。

(6) 農地等の一時転用に係る許可の取扱いについて

平成 10 年 6 月 12 日付け農管第 1187 号農地管理課長通知
改正平成 14 年 3 月 29 日付け農企第 408 号

農地等の一時転用に係る許可については、農地法、農地法施行令、農地法施行規則及び農地法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号事務次官通知）によるほか、下記に留意のうえ、事務処理に遺憾のないようお願いいたします。

また、貴管下各市町村農業委員会に対する周知及び指導方について、特段の配慮をお願いいたします。

記

- 1 位置の判断にあたって、事業内容や立地条件等から農地、特に農用地区域外に土地を選定することが著しく困難であるか、又は不適当であるか慎重に検討すること。
なお、農用地区域内農地、甲種農地及び第 1 種農地における一時転用は、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合以外は原則として許可しないこと。（例外規定に該当する案件のみ許可。）
- 2 農用地区域における転用事業の実施にあたって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすか否かは、関係市町村長の農業振興地域整備計画の達成に関する意見書（様式第 1 号）に基づき判断すること。
- 3 一時転用許可期間は、農地等に復元する期間を含め必要最小限の期間（農用地区域内における一時転用期間は 3 年以内、また、農用地区域外の一時的転用許可期間は 5 年以内）となっているか、事業計画内容等を慎重に検討すること。
また、期間延長に関する事業計画変更許可にあたっては、真に計画変更が必要なのか検討の上必要最小限の期間とすること。
なお、砂利採取に係る一時転用許可にあたっては、砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領との整合を図り、転用期間は農地等に復元する期間を含め、砂利採取場は陸砂利 1 年以内（ただし、1 回の認可計画で 1 カ所の採取場面積が 2 ヘクタール以上の場合は 2 年以内）、山砂利 3 年以内、砂利洗浄プラントは 3 年以内とすること。
- 4 農地等の復元にあたっては、事業計画において従前の作土と同等以上の土を用いて農地等へ復元し、当該転用事業実施前の農地等と同等又はそれ以上の利用価値を有する農地等へ復元することとされていること。
- 5 一時転用にあたっては、次の条件を付すこと。
 - 1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
 - 2) 平成 年 月 日（許可期限日）までに、従前の作土と同等以上の土を用いて農地等へ復元すること。
 - 3) 許可の日から事業完了（農地の復元を含む。）までの間、許可後 3 ヶ月目及びその後 1 年毎に事業進捗状況報告書を、また、事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書（様式第 2 号）を、農業委員会を経由して提出すること。
- 6 一時転用許可したものについては、必要に応じ農業委員会と連携を取り、事業計画に基づき事業が行われているか調査指導を行うこと。
- 7 農業委員会は、事業完了報告書の提出があったときは、必要に応じ現地調査を行って農地等へ復元状況を確認し事業完了報告書と現地調査調査書（様式第 3 号）を添付して知事に送付すること。

様式第1号

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する
農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書

市町村長 印

一時転用許可申請人の 住所、氏名又は名称及び代表者の氏名		住 所 氏 名 (名称及び代表者 の氏名)				
申請に係る事項	土地の所在、地目、面積	所 在	地目	面積		
	農用地利用計画で指定された用途					
	一時転用の用途					
一時転用に対する意見	事 項	意見及び意見決定の理由				
	1 法第15条の2第4項第1号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない			
		(その理由)				
	2 同項第2号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない			
		(その理由)				
	3 同項第3号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない			
		(その理由)				
4 総 合 意 見						
5 許可相当と認められる場合に付すべき条件						
6 その他参考となるべき事項						

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印をつけること。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、一時転用に伴う開発行為を行うことについて都市計画法、森林法、その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続き状況について記載すること。

事業完了報告書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

事業者

住 所

氏 名

印

(元号) 年 月 日付け 指令第 号による一時転用許可に係る事業の完了を下記のとおり報告します。

記

1 一時転用許可を受けた土地

市 町 大字 字
郡 村
番地 外 筆 m²

2 一時転用許可を受けた期間

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日までの か月間

3 事業完了年月日

(元号) 年 月 日

4 現況写真 別添のとおり

現地調査報告書

(元号) 年 月 日

茨城県知事 殿

農業委員会会長

別添のとおり事業完了報告書の提出があり、現地確認の結果下記のとおり確認したので報告します。

記

申 請 者	(借人)
	(貸人)
許 可 年 月 日	(元号) 年 月 日
指 令 番 号	第 号
許 可 を 受 け た 土 地	外 筆 m ²
許 可 期 間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
転 用 目 的	
確 認 年 月 日	(元号) 年 月 日
確 認 内 容 及 び 結 果	
備 考	

※現地調査の結果、指導した事項があったときは備考欄に記載のこと。

2 建築基準法と農地転用の調整について

建 指 第 4 8 0 号
農 企 第 3 2 1 号
平 成 1 6 年 3 月 1 7 日

各 市 町 村 長 殿
各 農 業 委 員 会 長 殿

茨 城 県 土 木 部 長
茨 城 県 農 林 水 産 部 長

(1) 建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可事務の連絡調整について（通知）

建築基準法による建築確認を申請する場合に農業委員会の地目確認を受けることについては、事前着工による違反転用の防止を図る観点から、「建築基準法による建築確認事務と農地法による農地転用許可事務との連絡調整について（昭和48年9月20日付け建指第1041号・農拓第715号県土木部長・農地部長通知）」により取り扱ってきたところですが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成11年法律第87号）に基づく茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年3月9日茨城県規則第9号）の改正により、建築確認申請の市町村経由事務が見直され、さらに、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）により、民間機関が確認・検査業務を行うことができるようになったことから、建築確認申請を受け付ける前の農業委員会による地目確認事務を廃止することとしましたので通知します。

なお、これに伴い、「建築基準法による建築確認事務と農地法による農地転用許可事務との連絡調整について（昭和48年9月20日付け建指第1041号・農拓第715号県土木部長・農地部長通知）」は廃止します。

おって、建築確認申請敷地が農地に該当する場合は、従前どおり、「建築基準法による建築確認事務と農地法による農地等の転用許可事務の連絡調整について」（昭和34年5月14日付け34地局第2458号・住発第165号建設省住宅局長通知）に基づき、建築主事及び農地法関係職員は相互の連絡を密にし違反の防止を図ることとされておりますことを念のため申し添えます。

各農業委員長 殿

茨城県農林水産部長

（２）建築確認申請受付前の市町村農業委員会による地目確認事務の廃止について

このことについては、「建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可事務の連絡調整について（平成16年3月17日付け建指第480号・農企第521号茨城県土木部長・農林水産部長名）」をもって通知したところですが、これに伴い、今後の無許可転用の防止対策については、「農地転用許可等の事務取扱いについて（平成8年11月21日付け農管第1979号茨城県農地局長通知）」に基づき、農地の無許可転用を防止し優良農地の保全・確保を図る観点から、下記事項に留意のうえ万全を期されるよう特段のご配慮をお願いします。

なお、地目確認事務の廃止に伴って、「建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可事務の処理について（昭和48年10月24日付け農拓第795号茨城県農地部長通知）」及び「建築基準法による建築確認と農地転用許可事務の連絡調整について（昭和54年4月5日付け農管第758号茨城県農地部長通知）」は廃止します。

記

- 1 農業委員会報や市町村広報誌等を通じて農地所有者及び住民に対して農地法の遵守について一層の周知徹底を図ること
- 2 農業委員等による定期的な農地パトロール等を実施することにより無許可転用の未然防止に努められたいこと
- 3 無許可転用事案については、関係機関と連携を図り必要な改善指導を行うとともに、指導経過を速やかに地方総合事務所長に報告されたいこと

農 企 第 3 3 3 号
平 成 1 6 年 3 月 2 2 日

各地方総合事務所長 殿
(農政課扱い)

農 林 水 産 部 長

(3) 建築確認申請受付前の市町村農業委員会による地目確認事務の廃止について

建築基準法による建築確認を申請する場合に農業委員会の地目確認を受けることについては、事前着工による違反転用の防止を図る観点から、「建築基準法による建築確認事務と農地法による農地転用許可事務との連絡調整について(昭和48年9月20日付け建指第1041号・農拓第715号茨城県土木部長・農地部長通知)」により取り扱ってきたところですが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第87号)に基づく茨城県建築基準法等施行細則(昭和45年3月9日茨城県規則第9号)の改正により、建築確認申請の市町村經由事務が見直され、さらに、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)により、民間機関が確認・検査業務を行うことができるようになったことから、別添のとおり、「建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可事務の連絡調整について(平成16年3月17日付け建指第480号・農企第521号茨城県土木部長・農林水産部長名通知)」をもって、建築確認申請を受け付ける前の農業委員会による地目確認事務を廃止することとしましたので了解願います。

なお、これに伴い、今後の無許可転用の防止対策については、農業委員長あて別添のとおり通知しましたので了解のうえ、農業委員会に対する指導方願います。

3 その他

(1) 農業振興地域の農用地区域からの除外を伴う農地転用許可申請の取扱いについて(通知)

平成14年3月27日付け農企第337号農林水産部長通知

改正平成28年3月30日付け農政第1023号

改正平成29年3月30日付け農政第999号

従来、農地転用許可申請にあたっては、「農用地区域内でない旨の市町村長の証明書」が添付されたものについてその提出を受けていたところです。

今般、事務処理の迅速化、住民サービスの向上を図るため、農用地区域からの除外を伴う農地転用許可申請の取扱いについて下記のとおり平成14年4月1日から取扱うこととしたので、御了知のうえ事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、農用地区域からの除外を伴う農地転用許可申請で、下記以外の処理は、農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に定めるとおりであることを念の為申し添えます。

記

1 農地転用許可申請書の農業委員会処理

- (1) 農業委員会は、「農用地区域変更申出に対する農業振興地域整備計画変更の見込みに係る市町村長の通知書（以下「除外見込み通知」という。）」の添付があるものについて受付するものとする。
- (2) 農業委員会は、受付にあたっては、未だ農用地区域からの除外の手段中であることを許可申請者に十分理解させ、「除外見込み通知書」をもって工事等に着手することがないように指導するものとする。
- (3) 農業委員会は、許可申請書の知事への送付にあたっては、添付する農地法第（4・5）条の規定による許可申請送付意見書に「農用地区域からの除外完了を条件に適」の意見を付し、同じく添付する農地法第（4・5）条の規定による許可申請調査及び審査表に「農用地区域からの除外完了を条件に許可」の記載を行うものとする。
- (4) 農業委員会は、県農業委員会ネットワーク機構への諮問にあたっては、「農用地区域からの除外手段中でありその見込みがある」旨の説明を行うものとする。

2 農地転用許可申請書の知事処理

- (1) 知事は、許可にあたっては、市町村農振法担当課へ農用地区域からの除外が完了したことを確認したうえで、許可するものとする。
- (2) 知事は、農振法の異議申出があった場合は、許可申請者に農用地区域からの除外が完了するまでは許可できない旨を説明するほか、その意思を確認し、取下げ指導や処分保留を行うものとする。なお、早期処分を求める場合は、不許可とする。

3 その他

- (1) 上記処理は、知事処分のものについて行うものである。
- (2) 知事から農地転用許可事務の権限移譲を受けた市町村（農業委員会）においても、上記処理と同様に処理するものとする。

記 載 例

農地法第 条の規定による
許可申請送付意見書

農業委員会

会長名

印

1 申請人	(受人・借人氏名)		(住所)		(年齢)	(職業)			
	(渡人・貸人氏名)		(住所)		(年齢)	(職業)			
2 土地	市町村 字 外 筆			3 面積	田 m ² その他 m ²				
	市街化区域 市街化調整区域 その他の地域				畑 m ² 合 計 m ²				
4 転用理由	☐ 借地・ ☐ 借家・ ☐ アパート・ ☐ 狭愛・ ☐ 環境不良 ☐ 移転・ ☐ 新規・ ☐ 同居・ ☐ 事業拡張・ ☐ 結婚 ☐ 一時転用・ ☐ その他 ()			5 転用目的					
6 農地区分からみた意見	農地区分	☐ 農用地区域内農地・ ☐ 甲種農地 ☐ 第1種農地・ ☐ 第2種農地・ ☐ 第3種農地		一団の農地の広がり 約 ha 土地基盤整備事業 ☐ 有・ ☐ 無 農業生産力 ☐ 高い・ ☐ 普通・ ☐ 低い 高性能機械当農 ☐ 可・ ☐ 不可					
		第2種の根拠	☐ 相当数の街区を形成している区域内 ☐ 公共施設から近距離 (から m) ☐ 連たん区域に近接かつ10ha以内 ☐ その他の農地 (山林介在等)		第3種の根拠	☐ 水管・下水道管・ガス管のうち2種類以上埋設区域内かつ500m以内に複数公共施設 ☐ 公共施設から至近距離 (から m) ☐ 連たん区域 ☐ 街区に囲まれた地区で宅地面積40%以上 ☐ 用途地域内 (調整済みのもの) ☐ 土地区画整理事業施行区域内			
7 許可基準からみた意見	転 用 目 的 ・ 理 由		適 不 適	理由					
	資 力 及 び 信 用		適 不 適	理由					
	同 意 状 況		有 無	理由					
	確 実 性		確実 不確実	理由					
	行政庁の許可等見込み		☒ 確実 ☐ 不確実	理由	農用地区域からの除外完了を条件に適				
	農地以外の土地利用見込み		確実 不確実	理由					
	計 画 面 積		適 不 適	理由					
	宅地造成のみの場合の妥当性		適 不 適	理由					
	営 農 条 件 へ の 支 障		有 無	理由					
	農地の利用の集積への支障		有 無	理由					
	一時転用の場合の妥当性		適 否不適	理由					
	法令 (条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終了 未了						
特定土地改良事業等への配慮			適 否	内容	事業主体	土地改良区名	事業名	完了年度	その他
					改良区等の意見書 (☐ 有・ ☐ 無) 土地改良事務所長の意見 (☐ 有・ ☐ 無)				
8 土地利用計画関連	都 市 計 画 区 域		☐ 内・ ☐ 外 (住宅系・商業系・工業系・準工業)						
	市 街 化 調 整 区 域		☐ 内・ ☐ 外 (開発 (建築) 許可申請書提出 (元号) 年 月 日)						
	農 業 振 興 地 域		☒ 内・ ☐ 外 (農用地区域 ☒ 内 ☐ 外)						
	県 土 地 開 発 指 導 要 綱		☐ 要・ ☐ 不要 (申請書提出 (元号) 年 月 日)						
	県土地利用の調整に関する基本要綱		☐ 承認 ((元号) 年 月 日) ☐ 不要						
	国 土 利 用 計 画 法		☐ 知事からの通知 ((元号) 年 月 日) ・ ☐ 売買後 ・ ☐ 不要						
	その他の土地利用関係法令								
	意 見 決 定		(元号) 年 月 日						
9 県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無				有 ・ 無					
10 処理経過	受 付	(元号) 年 月 日		11 参考事項		農地法第18条処理状況 (☐ (元号) 年 月 日合意解約済 ・ ☐ 申請受付中)			

記 載 例

農地法第 条の規定による
許可申請調査及び審査表

				調査者（ ） 調査日（ ）						
① 転用 計画	建 築 物	ア（ ） イ（ ） ウ（ ）	； ； ；	m ² m ² m ²	そ の 他	ア（ ） イ（ ） ウ（ ）	； ； ；	m ² m ² m ²		
② 資金 計画	自己（ ） 借入（ ） 合計（ ）	千円 千円 千円	用地代（ ） 造成費（ ） 建築費（ ） 合 計（ ）	千円 千円 千円 千円	③ 契 約	売 買・贈 与・交 換 使 用 貸 借・賃 貸 借 その他（ ）				
④ 取 排 水	取 水	☐ 水道 ☐ 井戸	雨水 排水	☐ 敷地内 ☐ 下水道 ☐ 排水路	堆 排 水	☐ 浄化槽処理後敷 地内処理 ☐ 浄化槽処理後排 水路へ放流 ☐ 公共下水道へ放 流 ☐ その他	汚 水 処 理	☐ 浄化槽処理後敷 地内処理 ☐ 浄化槽処理後排 水路へ放流 ☐ 公共下水道へ放 流 ☐ その他	工 業 用 水	処理工程
⑤ 調 査 事 項	ア 転用目的・理由（適・不適） イ 資力及び信用（適・不適） ウ 同意状況（有・無） エ 確実性（確実・不確実） オ 農地以外の土地利用見込み（確実・不確実） カ 計画面積（適・不適） キ 宅地造成のみの場合の妥当性（適・不適） ク 営農条件への支障（有・無） ケ 農地の利用の集積への支障（有・無） コ 一時転用の場合の妥当性（適・不適） サ 特定土地改良事業等関係（適・不適）				⑥ 他 法 令 調 整					
⑦ 不 備 事 項	(内容)		(補正連絡)		⑧ 審 査 結 果	許可 理由：農用地区域からの除外完了を条件に許可 不許可 取下 その他 内容：				
⑨ 添 付 書 類 関 係	a ; 公図写 ☐ b ; 登記事項証明書 ☐ c ; 位置図 ☐ d ; 付近状況図 ☐ e ; 配置図 ☐ f ; 資金計画書 ☐ g ; 残高証明書 ☐ h ; 融資証明書 ☐ i ; 取排水計画図 ☐ j ; 事業計画書 ☐ k ; 事業概要書 ☐ l ; 道路使用同意 ☐ m ; 水路使用同意 ☐ n ; 契約書 ☐ o ; 定款 ☐ p ; 法人登記事項証明書 ☐ q ; 代理委任状 ☐ r ; 免許書 ☐ s ; 農業者証明 ☐ t ; 通勤経路図 ☐ u ; 借家証明 ☐ v ; 見積書 ☐ w ; その他（ 除外見込通知書 ） ☒ x ; （ ） ☐									

※許可の理由は、農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地の場合のみ記入すること。

参考様式（3）

記 載 例

（農地法第4条諮問）

3,000 m²超 No. 1

処理 番号	申請人	職業	土地の所在	地 目	田 畑	転用目的	備考
1							
2							

農用地区域除外見込み有

参考様式（4）

（農地法第5条諮問）

3,000 m²超 No. 1

処理 番号	譲受（賃借） 人	職 業	譲渡（賃貸） 人	土地の所在	地 目	田 畑	契約 内容	転用目的	備考
1									

農用地区域除外見込み有

(2) 公共用地に係る農地の取得に関する農地転用許可制度上の取扱いについて

※(注1) 国又は都道府県が公共施設(学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍等)を設置するために農地転用を行う場合の法第4条第8項及び法第5条第4項の協議の許可権者との協議手続については、「《審査基準編》第6 農地転用協議の手続き」を参照願います。

※(注2) 市町村が学校、社会福祉施設、病院等の施設及び市役所又は町村役場の用に供する庁舎を設置するために農地転用については許可が必要です。(則第29条第6号及び第53条第5号)

平成9年10月8日付け農管第1742号農地局長通知
改正平成14年3月29日付け農企第408号
改正平成28年3月30日付け農政第1023号

公共用地に係る農地の取得については、従来から、市町村及び土地開発公社等に対し、具体的な転用事業計画のない農地の取得又は、公共用地の代替地としての農地の取得は行わないこととする等の農地法上の指導方をお願いしてきたところですが、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。)第6条第1項の手続きにより地方公共団体等(都道府県を除く)が農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を取得する場合には、原則として、農地法の許可を受けなければならないことになっているにもかかわらず、許可を受けることなく事実上取得している事例等、農地法の励行上不適切な事例が最近見受けられます。

つきましては、地方公共団体等が公共用地として農地を取得する場合には、別紙に留意して、農地法の規定による許可申請手続き等を取るよう指導し、これら公的機関が社会的批判を受けることのないよう適正かつ厳正に対応するよう併せてお願いいたします。

なお、別添のとおり、県総務部地方課長(※)及び県土木部都市局都市計画課長あて、依頼することとしております。

(※ 現在、市町村課長)

(別紙1)

公共用地の取得に関する農地転用許可制度上の取扱い

第1 地方公共団体等が転用目的で農地等を取得する場合

1 都道府県が取得主体の場合

○ 許可不要(農地法第5条第1項第1号)

ただし、これは、都道府県が農地法上の許可権者であるので、公共の立場から、農地法の趣旨を十分考慮した上で、農地の取得が行われることが期待できることによる。

2 市町村(一部事務組合を含む)が取得主体の場合

(1) 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 許可不要(農地法第5条第1項第7号、同法施行規則第53条第12号)

(2) 市街化区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 原則として、許可必要

(注) この場合における許可・不許可の判断は、法令の定めるところにより行われるが、具体的な転用事業計画に基づき遅滞なく転用行為を行うことが前提。

○ 「市町村が設置する道路、河川、水路、若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に供するためその区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合」に該当する場合には、許可不要(農地法第5条第1項第7号、同法施行規則第53条第5号)

3 土地開発公社が取得主体の場合

(1) 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 許可不要(農地法第5条第1項第7号、同法施行規則第53条第12号)

(2) 市街化区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 許可必要

(注) この場合における許可・不許可の判断は、法令の定めるところにより行われるが、具体的な転用事業計画に

基づき遅滞なく転用行為を行うことが前提。

なお、いわゆる宅地分譲を目的とするものについては、さらに、次の要件を満たすことが必要。

ア 土地開発公社が、土地収用法第3条各号に掲げる施設の設置者からの委託を受けて当該施設の敷地の用に供するため農地又は採草放牧地の取得を行う場合

(7) 取得後、遅滞なく造成事業を行う場合であって、かつ

(i) 施設の設置につき、都市計画法第20条第1項、道路法第18条第1項の公示等が行われているものその他その事業の実施区域が明示されてその事業の実施が確実となっているもの又は委託者において造成地の買取りに係る債務負担行為等の予算措置がなされているもの。

イ 土地開発公社が行う宅地分譲を目的とする宅地造成事業の用に供するため農地又は採草放牧地の取得を行う場合(アに該当するものを除く。)

(7) その分譲される造成宅地に住宅その他の施設の建設の行われることが確実なものであるか、又は

(i) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内にお

いて行う宅地造成事業であって、工場その他の施設の用地の造成を遅滞なく行うことが確実なもの。

4 都市基盤整備公団、地方住宅供給公社が取得主体の場合

(1) 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 許可不要（農地法第5条第1項第7号、同法施行規則第53条第12号）

(2) 市街化区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地を取得する場合

○ 許可必要

(注) この場合における許可・不許可の判断は、法令の定めるところにより行われるが、具体的な転用事業計画に基づき遅滞なく転用行為を行うことが前提。

第2 地方公共団体等（都道府県を除く）が転用目的以外の目的で農地等を取得する場合

1 耕作目的

耕作目的での農地等の取得は、地方公共団体等の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導に自ら供すると認められる場合及び地方公共団体（都道府県を除く。）が自ら公用又は公共用に供すると認められる場合に限定されていること。（農地法施行令第2条第1項第1号、第2号）

2 代替農地等不耕作目的

1以外の耕作目的又は代替農地等不耕作目的での農地等の取得は、自らはその農地を利用するものではないので、農地法第3条第2項第2号の規定により許可されないこと。

(別紙2)

公共用地の先行取得に関する農地転用許可制度上の取扱い

1 公共用地の先行取得の意義

いわゆる「公共用地の先行取得」とは、将来の土地需要を予測して、現実の土地需要が発生する前に当該必要になることが予測される土地の取得をいうものとされ、また、公共用地には直接公共用地の用に供されるもののほか、その代替地として利用する土地も含まれることとなっている。

2 農地法上の取扱い

具体的な転用事業計画のない農地の取得や代替地として利用するための農地の取得については、次のとおり取り扱っている。

(1) いわゆる農地の「先行取得」について

具体的な転用事業計画もなく、また、具体的な転用事業計画はあるが遅滞なく転用行為を行うと認められない農地の取得については、農地が他用途に供されることなく放置され、未利用地等となることを防止する観点から、そのような農地の取得は認めていない。

これを認めることは、農地法第3条第2項第2号に規定する、いわゆる不耕作目的、投機目的等の農地取得を認めることにつながる。

従って、現行農地転用許可制度上は、具体的な転用事業計画に基づき遅滞なく転用行為が行われることを前提として運用している。

(2) 公共用地の代替地として利用するための農地の取得について

公共用地の代替地として利用するための農地の取得については、農地の取得者は公共用地の提供者にその代替地として提供する目的で取得するものであり、自らはその農地を利用するものでないので、農地法第3条第2項第2号の規定に該当し、不耕作目的、投機目的等による農地の取得を禁止する観点から、そのような農地の取得は認めていない。

（３）農地転用における資材置場等の取扱いについて

平成 6 年 10 月 28 日付け農管第 2034 号農地管理課長通知
改正平成 14 年 3 月 29 日付け農企第 408 号

このことについて、資材置場、駐車場等非常駐施設（以下「資材置場等」という。）を目的とする農地転用の取扱いでは、申請地が農地区分上、甲種農地又は第 1 種農地で立地する場合は、許可の対象としていないところである。

近年、地域集落の維持・発展の面から、特に資材置場や駐車場の要望が強く、現行の取扱いを続けることは、これら地域集落の経済活動を阻害することにもなるので、今後、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 資材置場等を目的とする農地転用については、次の条件のいずれかを満たす場合、農地法施行規則第 5 条の 2 第 4 号（※）に該当するものとし、許可の対象とする。
 - （1）建築物（建築基準法第 2 条第 1 号に定める建築物をいう。）があること。
 - （2）資材置場、駐車場等を必要とする事業者の本体（本店、支店、工場、作業所又は事務所等）が申請地と同一の集落に連担していること。
 - （3）資材置場等を必要とする理由が工事現場の場合、立地については前記（2）のとおりとするが、その工事が行われる期間の一時転用とする。
 - （4）集合住宅のための駐車場で現に不足をきたしている場合。
- 2 前記 1 において、甲種農地の場合、面積制限（概ね 500 ㎡以内）があり、これは従前のとおりとする。
- 3 本取扱いの実施については、平成 7 年 1 月 1 日以降とする。

※ 現行農地法施行規則第 3 3 条第 4 号

※ 当該通知の適用に当たっては、住宅の 6 戸以上の連たん等「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」記載の要件を遵守すること。

(4) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

令和6年3月28日付け5農振第3179号農林水産省農村振興局長通知

「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）において、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないよう、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御知の上、適切な運用に御協力いただくようお願いする。

なお、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

記

1 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

- (1) 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。
- (3) 農業委員会は、(2)の通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

2 資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

- (1) 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第4の1の(6)のウのほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。
- (2) 都道府県等は、(1)の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

(参考)

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等

(5) 木くず等の農地への利用に係るガイドライン

令和4年3月31日

茨城県農林水産部農業政策課

1 目的

近年県内において、木くず等を大量に農地へ投入する事例等が発生しているため、木くず等を農地に利用する場合のガイドラインを作成し、不適正利用の未然防止を図るとともに、農地法の運用に際しての技術的助言に資する。

2 定義

- (1) 木くず：木材片、おがくず、パーク（樹皮）、剪定枝、伐採樹木の幹・枝・根株等（果樹の剪定、山林における枝打ち及び間伐等に伴って発生する剪定枝等で当該地から持ち出さないものを除く。）
- (2) 木くずチップ：木くずを破砕機等を用いて破砕、切断、又は、粉砕したもの
- (3) 木くず等：木くず及び木くずチップ
- (4) 建築系廃材：建築物の新築・改築・解体工事に伴って発生する木くず

3 使用方法等

使用目的については、以下の観点から、その使用に合理性が認められること。

- (1) 土地の用途において必要と認められる目的で使用されていること。
- (2) 使用量がその目的を達成する必要最小限であること。
- (3) 使用にあたって周辺環境に支障（汚水、飛散流出、悪臭、その他生活環境上の支障）を生じないよう対策を講じること。

4 木くず等の利用の基準

- (1) 建築系廃材、建築系廃材に由来する木くずチップ、廃棄物が混入し又は付着した木くず等は使用しないこと。
（明らかに防腐処理、塗装、接着剤等が付着することがない場合で生木と同等の性状を有すると認められる場合を除く。）
- (2) 抑草及び乾燥防止等を目的として地面を被覆する（以下「マルチング」という。）場合は、マルチングした木くず等の厚さが、原則、地面から10cm程度までを目安として、必要最低限の量とする。なお、マルチング目的の場合は、栽培目的の作物に適切な施肥スペースを確保するよう留意する。
- (3) マルチング以外の目的で農地に利用する場合は、利用の目的、木くず等の性状、土壌の状態等を勘案して、木くず等の厚さが、地面から10cm程度までを目安として、必要最低限の量とする。なお、マルチング目的以外の場合は、木くず等を当該農地に投入後、速やかに土壌と混和すること。
- (4) 木くず等の一個当たりの長さは概ね10cm以下とする。

5 その他

- (1) マルチングその他の目的で木くず等を農地に利用する場合は、農地改良行為として、農地改良協議書及び農地改良計画書を提出すること。（協議書及び計画書は「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」（平成3年4月1日付け農管第600号農地部長通知）の様式第7号及び第8号に準じて作成すること。）
- (2) 木くず等を農地に一時的に仮置きをする場合は、農地転用（一時転用）の許可を申請すること。なお、転用期間は、1年以内であること。

(6) 農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）

令和4年3月31日付け3農振第2869号
農林水産省農村振興局長通知

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、農地の区画形質の変更を伴うことなく地域振興イベント等に農地を活用した場合の農地転用の取扱いに係る考え方を、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言として取りまとめましたので、制度の適切な運用の参考としてください。

また、このことについて、内容を御了知の上、貴職から貴管内の市町村長及び農業委員会に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 農地転用に該当しない場合について

農地を農地以外のものにする行為（以下「農地転用」という。）とは、耕作の目的に供される土地を耕作の目的に供される土地以外の土地にするための全ての事実行為が該当する。

このため、農地を住宅用地、工場用地、道路等の用途に転換する場合はもとより、農地の区画や形質に何ら変更を加えずに資材置き場や駐車場として利用する場合や、火薬庫等の危険物取扱施設の周辺の保安用地の敷地とする場合であっても、耕作の目的に供し得ない状態にするときは、その期間の長短にかかわらず、原則として農地転用に該当する。

ただし、農地では耕作を目的とした利用を行いつつ、当該利用に支障が生じ得ない範囲で副次的に農地を耕作の目的以外の目的に利用する場合、すなわち、①農地の区画や形質を変更することなく、②1日～2日間程度のごく短期間のみ利用するものであって、③その利用が終了すれば直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に該当しないと取り扱っても差し支えない。

この場合の例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 農業収穫体験と合わせ、農地に容易に撤去できるテント・パイプ椅子・テーブル等を設置し、その農地で収穫された農作物の加工や飲食等を行う場合
- ② 冬期の積雪期間や不作付期間に、地域の郷土行事（どんど焼き、もぐら打ち等）を行う場合
- ③ 作付け交替期等において運動行事（泥んこ運動会等）を行う場合等

2 農地転用に該当する場合について

短期間の利用であっても、耕作の目的以外の目的に利用するために区画形質に変更を加える場合や、農地に容易に撤去できない構築物（プレハブ施設、ステージ等）を設置する場合、イベント等の開催が常態化することにより、通常耕作の目的に供される期間においてもその利用が行われず、又は、将来的にも耕作に供されなくなるような場合には、農地転用に該当するものと解される。

3 農業委員会への事前相談について

農地をイベント等に利用する場合、その利用の状態によっては、1及び2のとおり、農地転用に該当する場合としない場合があることから、あらかじめ農業委員会に相談するよう周知徹底することが望ましい。

4 農業振興地域制度の取扱いについて

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合には、農用地利用計画の変更が必要となるが、農地の区画や形質を変更することなく利用し、短期間のうちに農地として原状回復がなされ、農業上の利用に支障がない場合には、農用地区域内の土地のまま行うこととして差し支えない。

5 イベント等の終了後の取扱いについて

イベントの終了期間を過ぎてもなお、イベント資材の撤去が行われないなど、速やかに耕作の目的に供されない場合には、農業委員会において、農地所有者等に必要な指導を行い、当該指導に従わず当該土地の農業上の利用に支障を生ずるような場合には、違反転用事案として農地転用許可権者に速やかに報告するとともに、必要に応じて農地法（昭和27年法律第229号）第51条に基づく違反転用の措置をとる必要があることに留意されたい。

(7) 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

令和4年3月31日付け3農振第3013号
農林水産省農村振興局長通知

農地転用許可事務については、これまでもその事務の適正な処理をお願いしてきたところですが、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においては、農地転用手続全般の運用のばらつきについて対応を検討し、地方公共団体の制度担当者へ通知することとされたところです。

これを踏まえ、農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について、地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例がみられたところであり、こうした事例が、農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。

このため、都道府県知事等（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の都道府県知事等をいう。）及び農業委員会は、下記に御留意の上、関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、自ら定める審査基準等に基づき農地転用許可制度を適切に運用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、このことについて、市町村及び農業委員会の担当者まで行き渡るよう、貴管内市町村及び農業委員会に対して貴職から御通知願います。

記

1 審査基準の取扱いについて

(1) 適切な審査基準の策定について

行政手続法（平成5年法律第88号）上、行政庁は申請により求められた許認可等の可否をその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないものとされている（同法第5条第2項）が、その内容はあくまでも法令の規定の解釈として許容される範囲内のものであることが必要であること。

この点、農地転用許可基準は、農地法、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈、手続等については、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）その他の関係通知により定められているところであるが、農地転用許可権限を有する地方公共団体において審査基準を定めるに当たっては、それらの規定に即した内容を定めるよう留意すること。

(2) 審査基準の公表について

行政手続法第5条第3項の規定により、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならないこととされているが、令和2年度に都道府県及び指定市町村を対象に農地転用許可に係る審査基準の公表等の状況について調査をしたところ、当該審査基準を公表していない地方公共団体が見受けられた。

このため、農地転用許可権限を有する地方公共団体においては、当該審査基準を定め、これを農地転用許可に係る申請先である農業委員会等に備え付けるとともに、ホームページに公表することを徹底し、農地転用許可処分に係る公平性の確保と透明性の向上を図ること。

2 農地転用許可事務の運用のばらつきに係る個別の留意点について

(1) 農地転用許可を要しない農業用施設の取扱いについて

① 農地の保全又は利用の増進のために必要な施設

規則第29条第1号に規定する「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設に供する面積が2アール以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は、要しないこと。

なお、当該農業用施設としては、ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設がこれに該当すること。

② 農業用施設への進入路その他の関連施設

規則第29条第1号に規定する「その農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装する場合等、農業用施設を利用する上で不可欠な施設等を整備する場合には、これを農業用施設と一体のも

のとして取り扱い、当該農業用施設に供する土地の面積と進入路等として当該農業用施設と一体的に整備する土地の面積とを合計した面積が2アール未満であるか否かにより判断することが適当であること。

③ 農業用施設を複数回設置する場合の取扱い

②の農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が2アール未満であるか否かで許可の要否を判断することが適当と考えられること。

よって、同一の事業主体が一連の事業計画の下で、農業用施設を複数箇所設置する場合には、その規模の合計が2アール以上となる場合には農地転用の許可を要することとなること。他方、一連の事業計画に従って事業が完了した後に、当該事業とは別に新たに2アール未満の規模の農業用施設を設置しようとする場合には、農地転用許可は要しないこととなること。

このため、規則第29条第1号に基づく農地転用許可制度の取扱いの運用に当たっては、あらかじめ施設設置者の一連の事業計画の内容と耕作又は養畜の事業の内容を確認しておくことが適当であること。

(2) 借地に農業用施設を建設する場合の取扱いについて

賃借権を有する農業者が、当該賃借権に係る農地に農業用施設を設置しようとする場合については、賃貸借契約を一旦解約し、改めて農業用施設用地に転用するための権利設定を行う方法のほか、賃貸人である農地の所有者の同意が得られる場合には、賃貸借契約を解約することなく、既に設定されている賃借権に基づいて農業用施設を設置することも可能であること。

このため、農業者年金の支給に影響がある場合等を除き、画一的に賃貸借契約の解約手続をとらせるような指導は適当ではないこと。

(3) 農地取得後3年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後3年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

(4) 農用地利用計画の変更を伴う農地転用について

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地のうち農用地区域からの除外又は用途の変更のための農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。）の変更手続を伴う転用事案については、農地転用許可を行う前に当該手続を行う必要があること。

この場合において、手続の迅速化の観点から農用地利用計画の変更手続と農地転用許可手続を並行的に処理するようなケースがあるが、農業振興地域整備計画の変更公告以前に農地転用許可が行われている事案が見受けられたことから、このようなことのないよう、関係部局で十分に調整の上で処理を行うこと。

(5) 一筆の農地の一部を転用する場合の取扱いについて

一筆の農地の一部を転用する場合において、農地についての権利移転の有無に関係なく、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めている事例も見受けられるが、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。

なお、あらかじめ分筆を行うこととする運用については、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法（平成16年法律第123号）による登記手続と農地転用許可手続の相互の運用の円滑化を図るためのものであることから、その点を申請者に説明の上で対応することが適当であること。

3 農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化について

(1) その他参考となるべき書類の取扱いについて

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4068号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めることのないよう依頼してきたところであるが、地域によっては、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等の添付を一律に求めている事例が見受けられた。また、申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用が行われている場合もあった。

こうした取扱いは、申請者又は届出者に過度の負担を求めることとなるものであることから、従来から書類の添付を求めているからといった合理性を欠いた理由で書類の提出を求めることはしないこと。

また、「その他参考となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、関係部局等への確認を行うことにより把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようにすることが望ましいこと。

なお、添付書類又は押印欄について、不要なものは廃止する等、行政手続のオンライン化等を見据え、農地転用に係る許可申請又は届出の手続について、積極的な見直しを行うよう努めること。

(2) 法定添付書類の見直しについて

添付書類の簡素化及び審査の簡略化の観点から、令和4年3月31日付けで規則を一部改正し、規則第30条第1号において申請者が法人である場合に添付を要することとしていた法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについては、それらのうちのいずれかの書類のみの添付を求めることとし、農地法第5条第1項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要がある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみとしたこと（規則第57条の4第2項第1号）。

また、併せて、審査に際して重要性の低い記載事項の見直しも行ったところであるが、これらの見直しは、今後の手続のオンライン化等も見据え、添付又は記載を一律に求める必要性が低下したものを精査した結果であり、審査に際して特に必要と判断される場合には、「その他参考となる書類」等として添付等を求めることを否定するものではないが、従来どおり一律に添付等を求めることは適当ではないこと。

なお、農地法第5条第1項第7号の市街化区域内の農地転用届出書に添付を要していた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けることを必要とする場合に当該許可を受けたことを証する書面については、農地法第4条第1項第8号の取扱いを踏まえ、規則第50条第2項第3号を見直し、添付を要しないこととしたこと。

(8) 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について

令和6年3月25日付け5農振第2825号
(最終改正 改正 令和7年3月31日 6農振第2983号)
農林水産省農村振興局長通知

営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。)により示してきたところである。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されるところである。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。

(また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。)

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)
- 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

なお、農地法施行規則の一部を改正する省令(令和6年農林水産省令第9号)附則第2条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間(「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第4の4の標準的な事務処理期間をいう。)を超えない期間とすることが適当である。

附 則

- 1 この通知は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。ただし、4の(1)から(6)まで及び(8)並びに6の規定については、この限りではない。

(別添)

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い
に関するガイドライン

1 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第 1 号）

ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第 2 号）

(ア) (イ) 以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第 3 号）

c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア) の b に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績

b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第 4 号）

エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置

者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第 5 号）

オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第 6 号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)の a 又は b の書類に記載された単収より減少する場合。）

b 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。

c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合

エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。

オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。

カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められるこ

と。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高2メートル以上を確保していること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高2メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。

キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。

ク 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）によること。

- a 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。
- b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。
- c 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

ケ 支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。

コ 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

サ 申請者が法第 51 条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第 4 条第 7 項又は第 5 条第 3 項において準用する法第 3 条第 5 項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第 7 号、廃止する場合は別紙様式例第 8 号、第三者に承継する場合は別紙様式例第 9 号）。

オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。

このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が 30 アールを超える場合は、法第 4 条第 5 項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条第 1 項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ 許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

- (1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

① 栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

② 収支報告書（別紙様式例第11号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

- (2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。

イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。

ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

- (1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の7の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

- (2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

- (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領別紙1の第4の7（1）イ(ア)に基づき、勧告や法第51条第1項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。

また、処分又は命令が行われた場合で、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、事務処理要領別紙1の第4の7（1）イ(オ)に基づき、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

- (4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告（指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付）し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告（別紙様式例第12号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）すること。

- (5) (4)の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第13号）にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

- (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

- (7) 農地転用許可権者は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

- (8) 農地転用許可権者は、(1)から(7)までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別

紙様式例第 14 号)。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2 の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

6 その他

(1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。

(2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第 30 条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。

その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第 52 条の 4 の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。

(3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等をする 것이ないようにすることが望ましい。

(4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第 3 条第 1 項の許可を受けることが必要である。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。（「営農型発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて」

(平成 30 年 6 月 28 日付け 30 経営第 823 号農林水産省経営局農地政策課長通知) 参照)

別表

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 遊休農地（運用通知第3の1の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

(別紙様式例第 1 号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※ 1)	
イ 認定農業者 (※ 2)	
ウ 認定新規就農者 (※ 3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

- ※ 1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同じ水準の生涯所得を確保し得る経営
- ※ 2 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- ※ 3 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- ※ 4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1 年目				
2 年目				
3 年目				
4 年目				
5 年目				
6 年目				
7 年目				
8 年目				
9 年目				
10 年目				

(記載要領)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 年目	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 年目													
2 年目													
3 年目													
4 年目													
5 年目													
6 年目													
7 年目													
8 年目													
9 年目													
10 年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・ 収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

3. 下部農地における収支の見込

1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目	
科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
収入金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額	販売金額
	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費	自家消費
	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入
	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)	(発電収入)
	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)	(営農協力金)
	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)	小 計(A)
支出金額	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費	種苗費
	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費	肥料費
	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費	農機具費
	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費
	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費
	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費
	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費
	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料	地代・賃借料
	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金
	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費
	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費	土地改良費
	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費	雑費
	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課
	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)	小 計(B)
	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)	差引金額(A-B)

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

(別紙様式例第2号)

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に 支障が生じない理由

(記載要領)

- 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第1号2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1及び2に記載した内容並びに別紙様式例1の2の(5)の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(イ)～(ウ)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(イ) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

(イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第3号）

(ウ) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(イ) 栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

(イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号）

(別紙様式例第 3 号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者	氏名
	住所
設置者	氏名
	住所
土地	所在・地番

1. 知見を有する者について

所属
役職・氏名
住所
連絡先

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

(別紙様式例第 4 号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者	氏名
	住所
設置者	氏名
	住所
土 地	所在・地番

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名 :)

(経緯)

--

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(kg/10a)

(単収見込の根拠)

--

(記載要領)

- ・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(年 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

--

(記載要領)

- ・作付けから収穫までに要する期間が 1 年を超える場合に記入してください。
- ・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

(記載要領)

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(別紙様式例第5号)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様

(〇〇〇〇農業委員会経由)

住所

氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(別紙様式例第 6 号)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名
住所
営農者 氏名
住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年 2 月末日までに報告することを約します。

(別紙様式例第7号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第8号)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様

(〇〇〇農業委員会経由)

住所

氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第9号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記3の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備 考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住 所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

栽 培 実 績 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	遮光率	備 考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

--

確認年月日 年 月 日

知見を有する者 所属
役職・氏名
住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

（※ 申請時に提出した（別紙様式例第3号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第2号の添付資料アにおいて(ア)又は(ウ)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。
当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。
 - ① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）
 - ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積
- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。
- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(1) 農作物の収穫が行われている場合について
 - ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
 - ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。
なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2 (5) ア(イ)又は(イ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。
 - ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
 - ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
 - ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積

が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)			前年度 (令和 年度)			今年度 (令和 年度)		
科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額		収 入 金 額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小 計			小 計			小 計	
支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費		支 出 金 額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小 計			小 計			小 計	
差引金額			差引金額			差引金額		

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(別紙様式例第 12 号)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供（通知）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）に基づき認定を取得している事案について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、（元号）〇年〇月〇日付け（文書番号）にて、（農地転用許可権者名）より（原状回復等の措置の内容）しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供（通知）します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について（平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知）の別紙 1 の第 4 の 6（1）イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当：〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
Mail：〇〇〇－〇〇〇〇@pref. 〇〇. lg. jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

（９）農地における盛土等に関する取扱いについて

令和 7 年 1 月 22 日付け農政第 516 号農業政策課長通知

このことについて、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）が令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

また、盛土規制法の施行に伴い、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和 5 年 5 月 26 日付け国官参宅第 12 号・5 農振第 650 号・5 林整治第 244 号、国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官連名通知）が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出されたところ、当該通知を踏まえ、「宅地造成及び特定盛土等規制法における農地に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 28 日 5 農振第 3261 号、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長。以下「課長通知」という。）が発出されました。

課長通知において、通常の営農行為は盛土規制法の規制の対象とならない行為であると考えられる旨が示されたこと等を踏まえ、本県における盛土や切土、一時的な土石の堆積（以下「盛土等」という。）を伴う農地転用手続や農地改良協議について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

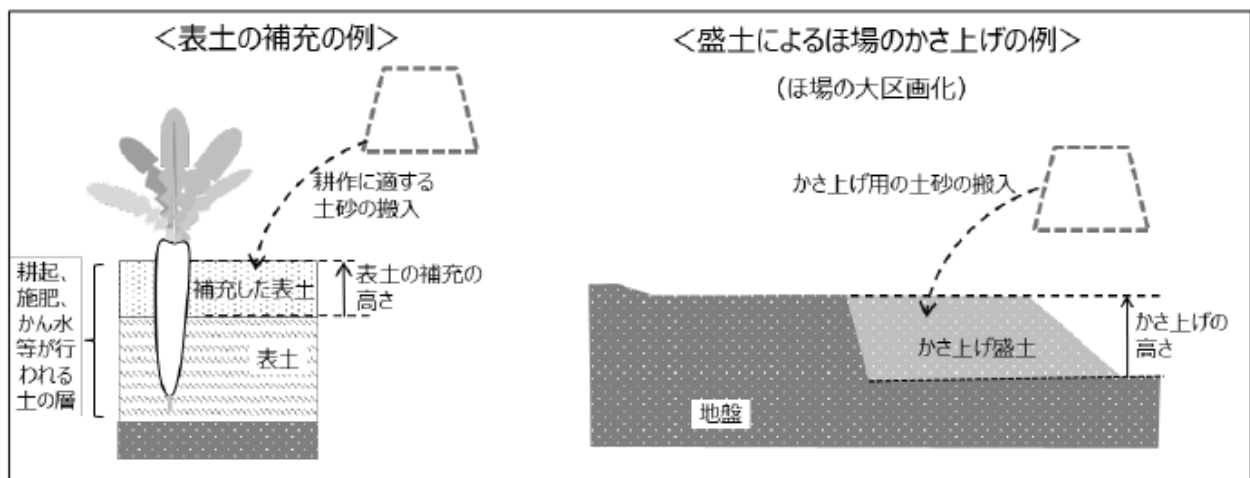
記

第 1 盛土規制法の規定に該当しない行為について

- 1 盛土等を伴う農地転用行為及び農地改良行為については、土地改良法（昭和 26 年法律第 219 号）に基づく土地改良事業として行う場合又は 2 に掲げる通常の営農行為に該当する行為である場合を除き、盛土規制法の規制対象行為となる場合があることから、その取扱いについては、第 2 によるものとする。
- 2 通常の営農行為とは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）における盛土等が、農地等における生産活動及びほ場管理を目的に行われるものであること。
 - (2) 次のいずれかの行為に該当すること。
 - ア 表土の補充を除く耕起、代かき、整地、畝立
 - イ けい畔の新設、補修、除去
 - ウ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
 - エ 表土の入れ替え
 - オ 農業用暗きょ排水の新設・改修
 - カ 樹園地における樹木の改植、法面や耕作道の維持管理

キ 「「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」の運用について」（平成3年4月1日付け農管第601号農地管理課長通知）別添記載の類型ⅠからⅥまでのいずれかの基準を満たす表土の補充、ほ場の大区画化・均平・勾配修正、田畑転換及び盛土・切土を伴う荒廃農地の整備

なお、表土の補充の高さは、下記の図に示すとおり、直接耕起等を行う土となる表土が補充された高さであり、ほ場の大区画化として隣接するほ場との段差を解消するために低い方のほ場を盛土によりかさ上げする場合等でのかさ上げ前後の地盤面の標高差とは異なるものとする。



【表土の補充の例】

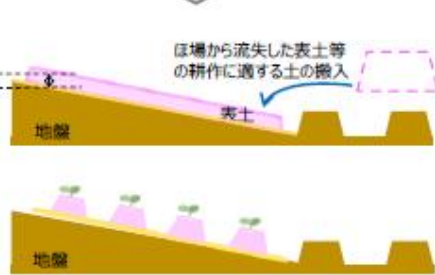
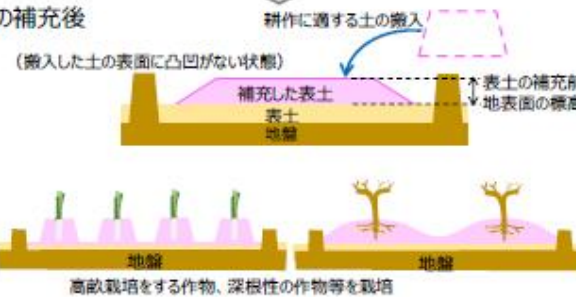
(作物の特性に応じて表土を補充するケース)

(表土が流出しやすい傾斜地の畑のケース)

①表土の補充前



②表土の補充後



【表土の補充の基準値について】

都道府県等が定める表土の補充の高さの基準については、盛土規制法規制対象外の行為についての規定となることから盛土規制法に基づく規定とはならないが、搬入した土砂を締め固めない点で類似する土石の堆積にかかる基準値（省令8条10号ロの30cm（都道府県等が規定で別に定める場合にあつては、その値））を踏まえて定めることが考えられる。

7

区分	土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※2
行為の例	➢ 耕起、代かき、整地、畝立て ➢ けい畔の新設・補修・除去 ➢ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入 ➢ 表土の補充※1 表土の補充のイメージ (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合) 表土の入れ替え 表土の入れ替えのイメージ 搬出先で盛土又は土石の堆積の規制対象になる場合がある 搬出元が切土の規制対象になる場合がある ➢ 農業用暗きょ排水の新設・改修 ➢ 樹園地における樹木の改植 ➢ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)	➢ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ほ場の大区画化・均平のイメージ ➢ 盛土を伴う田畑転換 盛土を伴う田畑転換のイメージ ➢ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➢ 農道の整備 農道の整備のイメージ ➢ 農業用施設用地の整備 農業用施設用地の整備のイメージ
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	

※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの（都道府県等が値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）。

※2：土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令8条1号)は許可不要工事。

6

第2 盛土等を伴う農地転用行為及び農地改良行為の処理等について

盛土等を伴う農地転用行為及び農地改良行為の処理については、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農地法関係事務に関する各種通知によるほか、次に掲げるところによるものとする。

1 農地転用の許可申請書又は農地改良行為の協議書（以下「申請書等」という。）の受付等について

申請書等の受付等の際には通常提出させる書類のほか、盛土等に関する確認書（様式第1号）及び盛土等の計画書（様式第2号）を添付させるものとする。

また、盛土等に関する確認書（様式第1号）において、盛土規制法の申請又は届出が必要となった場合は、盛土規制法の申請書又は届出の写しも添付させること。

2 農地転用の許可又は農地改良協議の同意（以下「許可等」という。）について

申請書等を受付等した農業委員会は、盛土等に関する確認書（様式第1号）において、盛土規制法の申請又は届出が必要な内容に該当した場合は、各県民センター（建築指導課（県中央地区については県中央建築指導室））と連絡を図り、盛土規制法の許可と同時又は許可後に農地転用許可等をするものとする。

3 許可等後の指導等

- (1) 農業委員会は、申請書等と同様の盛土等が行われるため必要な指導を行うものとする。
- (2) 農業委員会は、農地転用の事業完了報告書又は農地改良協議の事業完了届の提出があったときは、現地調査を行い、計画どおりに盛土等が行われているかを確認し、現地調査報告書（様式第3号）を作成し保管するものとする。
- (3) 農業委員会は、事業計画と異なる盛土等が行われている場合は是正指導を行うとともに、是正指導を行っても是正が確認できない事案は違反盛土等報告書（様式第4号）により、県農業政策課に報告すること。

第3 その他

農業委員会は、農地パトロール（利用状況調査）の実施と併せて管内の農地等における盛土等の状況を確認し、農地等に盛土規制法に反して盛土等が行われていることを確認した場合は、違反盛土等発見報告書（様式第5号）により県農業政策課に、管轄する県民センター（環境・保安課（県中央地区については県中央環境保全室））が定める様式等により、同県民センター（環境・保安課（県中央地区については県中央環境保全室））に報告すること。

(様式第1号)

盛土等に関する確認書

	確認事項	確認結果	農業委員会確認欄	備考
1	土地改良法に基づく土地改良事業であるか。	☐ 該当 () ☐ 非該当		いずれも非該当であった場合は2を確認
	都市計画法上の開発行為に該当するか。	☐ 該当 () ☐ 非該当		
	通常の営農行為に該当するか。	☐ 該当 () ☐ 非該当		
2	盛土規制法の申請又は届出が必要な内容であるか。	☐ 該当 () ☐ 非該当		

※当該様式は盛土規制法の手続きの必要性について判断するものではありません。盛土規制法の手続きについては、県民センター（建築指導課(県央地区については県央建築指導室)）にご確認ください。

年 月 日

申請者住所
申請者
連絡先

(様式第2号)

盛 土 等 計 画 書

事業者	(住所)		(氏名) 電話 ()		
請負者	(住所)		(氏名) 電話 ()		
現場責任者	(住所)		(氏名) 電話 ()		
事業期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日までの		か月間		
土地選定理由書					
(注) 申請地を選定した理由を詳細に記載すること					
事業 の 内 容	盛 土 等 の 内 容	場所			
		盛土等面積	m ²		
		作業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで		
		使用機械の種類・台数			
	農 地 に つ い て	現況地目	盛土等前		
			盛土等後		
		盛土等を行う理由			
		盛土等後の土地利用計画			
	計画図	平面図及び縦横断面図 (注) 現況地盤高 (周辺地を含む) 、計画地盤高、盛土等の高さ等を明示すること			
	その他	(注) 過去2年間に盛土等を行ったことがある場合は、その場所、面積、期間等を記載すること			

(様式第3号)

現 地 調 査 報 告 書

(元号) 年 月 日

別添のとおり事業完了報告書（事業完了届）の提出があり、現地調査の結果下記のとおり確認したので報告します。

記

申 請 者	(住 所) (氏 名)
許可（通知）年月日	(元号) 年 月 日
指 令 番 号	第 号
許可等を受けた土地	外 筆 m ²
許可等を受けた盛土等の高さ	m
許 可 等 の 期 間	(元号) 年 月 日～ (元号) 年 月 日
確 認 内 容	

(様式第4号)

第 号
(元号) 年 月 日

茨城県農林水産部農業政策課長 殿

市(町村) 部 課長

違 反 盛 土 等 報 告 書

農地において、下記のとおり違反盛土等を確認したので報告します。

記

違 反 者	(住 所) (氏 名)
許可(通知)年月日	
指 令 番 号	第 号
許可等を受けた土地	外 筆 m ²
許可等を受けた盛土等の高さ	m
許 可 等 の 期 間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
違 反 内 容	(現場の状況や是正指導の内容も含めて記載してください。)

※不明な内容は空白で提出してください。

(様式第5号)

第 号
(元号) 年 月 日

茨城県農林水産部農業政策課長 殿

市(町村) 部 課長

違 反 盛 土 等 発 見 報 告 書

農地等において、盛土規制法に反している盛土等を発見したので、報告します。

記

発 見 日 時	(元号) 年 月 日	
事 案 の 種 類	盛土 ・ 切土 ・ 土石の堆積 ・ 不明	
違反している土地の状況	所在地	
	盛土等造成箇所付近の特徴等	
	現場状況(高さ、幅、面積、盛土等の量、廃棄物の有無、変状、土砂の流出等)	
違反者に関する事項	住 所	
	氏 名	
	その他の参考となる事項	
土地所有者に関する事項	住 所	
	氏 名	
	その他の参考となる事項	
そ の 他	(関係法令の許認可の有無や搬入車両(車種名、ナンバー、塗色)等といった参考となる情報があれば記載してください。)	

(参考)

農地転用申請に伴う意見聴取における常設審議委員会への 諮問書の記載及び説明の取扱いについて

農業政策課

記載・説明事項		記載内容・説明内容
①申請人欄	共有申請の場合の記載方法	茨城太郎（持分1／2）外2名 諮問説明案件については、「外2名」について口頭説明する。
②職業欄	法人申請に係る職業欄の記載の方法	法人の主たる事業を記載する。 （記載例）「建設業」、「建材業」、「砂利採取業」、「宅地建物取引業」、「食品製造業」、「卸売業」等
	事業内容の記載方法	具体的な事業内容を記載する。 （記載例）「自動車修理業」、「大工」、「理容師」、「調理師」、「医師」、「公務員」等
	職業と転用目的の関係	兼業農家の場合、兼業の業種を明らかに記載する。 （記載例）「農業兼建設業」、「建設業兼農業」等
③転用目的	転用目的の記載の統一	転用目的（内容）が類似する事案は、記載の表現を統一する。 （記載例） 「農家住宅」、「農家住宅及び農業用倉庫」、「自己住宅」、「建売住宅」、「貸家住宅」、「倉庫」、「作業所（〇〇）」、「工場（〇〇）」、「店舗（〇〇）」、「店舗（〇〇）兼住宅」、「資材置場」、「駐車場」、「砂利採取」等
④備考欄	農地区分の記載	農地区分を記載する。 （記載例）農用地、甲種、1種、2種、3種 農振農用地から除外済もしくは除外見込みの農地については、年月日及び土地改良事業実施の有無と併せてその旨を記載する。 （記載例） 農振除外 令和3年1月20日 土地改良事業 昭和60年5月1日
	一時転用期間の記載	転用期間の記載の表現を統一する。 （記載例）「転用期間3年間」等
	同一開発区域内に農地以外の土地が含まれる場合の記載	全体面積を記載する。（農地を除く地目ごとの明細も記載） （記載例）「全体面積 6,200 m ² 」 「山林 2,000 m ² 」 「雑種地 1,000 m ² 」
	法人が農地を取得していた原因	農地取得の経緯を記載する。 （記載例） 「承継を伴う事業計画変更」 ・ 当初許可年月日及び当初転用目的 「山林開墾により農地造成」等
	遠隔地の申請人（譲渡人）が農地を所有していた原因	農地取得原因を記載する。 （記載例）「相続」等 ※ 譲渡人が外国人の場合も記載する。
	転用目的別記載事項の統一	備考欄の記載事項を統一する。 （記載例） ・ 資材置場 → 転用期間、資材の種類 ・ 砂利採取 → 転用期間、総掘削量、掘削深（※土採取は掘削高）保安距離、安定勾配 ・ 廃棄物処理施設 → 廃棄物の種類、施設の種類（安定型最終処分場等） ・ 植林 → 樹木の種類・本数及び植林の理由

記載・説明事項		記載内容・説明内容
		(記載例) 「桧 500 本」、「日照不足又は周囲山林」 ・太陽光発電 → 発電量、太陽光パネル枚数(200kw×100枚=2MW) ・営農型太陽光発電 → 発電量、下部農地面積、栽培作物 ・同一開発事業に係る複数申請案件の一括諮問 →「処理番号〇と一体利用」と記載(一括して説明する。) ・農業委員会の判断→「許可相当」又は「不許可相当」 不許可の例外による転用の場合には、根拠を記載すること。
	違反転用に係る追認事案の場合の記載	「追認」と明記する。 (記載例) 「追認」
	3,000 m ² 未満の案件を諮問する場合	申請地の農地面積が 3,000 m ² 未満だが、農業委員会において諮問が必要と認めた案件については、その理由について備考欄に記載すること。
⑤説明項目の統一	共通説明事項	説明項目の統一を図る。 (説明項目) ・ 申請地の位置、周辺の状況、農地区分 ・ 申請人の職業、業務活動 ・ 転用申請目的(必要性等) ・ 土地利用計画 ・ 周辺農地への影響、被害防除等(雨水・汚水等の処理計画) ・ 他法令との調整状況 ・ 不許可の例外による転用の場合は、根拠 ・ 備考欄の補足説明
	個別説明項目	転用目的別に補足説明項目を設定する。 (説明項目) ・ 砂利採取：埋戻し土砂の確保状況、農業公共投資の有無 ・ 埋立、盛土：埋立等土砂の発生場所及び種類 ※ 盛土高に留意、土地の形状、周囲の状況等を説明 ・ 廃棄物処理施設：廃棄物の種類、農業用水の汚染対策 ・ 電子機器工場等：有機溶媒の使用の有無、処理方法
	申請人が遠隔地の場合の転用の確実性	転用目的の実現性を明らかにする・ (説明項目) ・ 個人：Uターン、出身地、通勤距離 ・ 法人：最寄りの支店、事業所等の有無
	特殊事案等の補足説明 (過去の事例のないもの)	事案の特殊性を考慮し、必要な補足説明を加える。
	追認事案の補足説明	違反転用の経緯等を説明する。 (説明項目) ・ 違反の発生時期(土地取得及び転用時期)、農業委員会の指導状況 等
	承継を伴った事業計画変更事案の補足説明	事業計画変更に至った経緯(理由)、農業委員会の指導状況等を説明する。

参考様式（１）

〇〇諮問第 号

茨城県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 茨城県農業会議

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第１項の規定により申請のあった別紙記載の農地の転用について、同条第４項（第５項）の規定により意見を求める。

（元号） 年 月 日

〇〇市町村農業委員会会長 印

（注意事項）

括弧書きは、3,000 ㎡以下を諮問する場合に限る。

3,000 ㎡超及び 3,000 ㎡以下を併せて諮問する場合は、「同条第４項及び第５項」と記載する。

参考様式（２）

〇〇諮問第 号

茨城県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 茨城県農業会議

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条第１項の規定により申請のあった別紙記載の農地の転用を目的とする権利の設定・移転について、同条第３項において準用する第４条第４項（第５項）の規定により意見を求める。

（元号） 年 月 日

〇〇市町村農業委員会会長 印

（注意事項）

括弧書きは、3,000 ㎡以下を諮問する場合に限る。

3,000 ㎡超及び 3,000 ㎡以下を併せて諮問する場合は、「同条第４項及び第５項」と記載する。

参考様式（３）

（農地法第４条諮問）

3,000 ㎡超 No. 1

処理 番号	申請人	職業	土地の所在	地 目	田	転用目的	備考
					畑		
					計		
1					0.00		
					0.00		
					0.00		
2					0.00		
					0.00		
					0.00		

（備考欄記載内容）

「農地転用申請に伴う意見聴取における常設審議委員会への諮問書の記載及び説明の取扱い」による

（添付書類）

土地利用計画図、周辺農地付近状況図、位置図、その他参考となる書類

参考様式（４）

（農地法第５条諮問）

3,000 ㎡超 No. 1

処理 番号	譲受（賃借）人	職業	譲渡（賃貸）人	土地の所在	地 目	田	契約 内容	転用目的	備考
						畑			
						計			
1						0.00			
						0.00			
						0.00			
2						0.00			
						0.00			
						0.00			

（備考欄記載内容）

「農地転用申請に伴う意見聴取における常設審議委員会への諮問書の記載及び説明の取扱い」による

（添付書類）

土地利用計画図、周辺農地付近状況図、位置図、その他参考となる書類

農地転用許可基準の概要

1 根拠

農地法(第4条・第5条)、農地法施行令、農地法施行規則

※ 以前は昭和34年(一般基準)・昭和44年(市街化調整区域基準)の事務次官通達で規定していた。

2 農地区分

(1) 農地区分の概略

ア) 農用地区域内農地

- 農用地区域内にある農地〔法§4-6-1イ、法§5-2-1イ〕

イ) 甲種農地

- 市街化調整区域内にある政令で定める農地〔法§4-6-1ロ(イ)註、法§5-2-1ロ(イ)註〕

ウ) 第一種農地

- 農用地区域内にある農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの〔法§4-6-1ロ、法§5-2-1ロ〕

エ) 第二種農地

- 第三種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの(積極的規定)〔法§4-6-1ロ(2)、法§5-2-1ロ(2)〕
- 他の区分に当てはまらない農地(消極的規定)〔法§4-6-2、法§5-2-2〕

オ) 第三種農地

- 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの〔法§4-6-1ロ(1)、法§5-2-1ロ(1)〕

※ 第5条の場合には採草放牧地も同様に判断する。

(2) 農地区分表

農用地区域内農地	甲 種 農 地	第一種農地	第二種農地	第三種農地
(1) 農用地区域内にある農地	(1) おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであると認められる農地 (2) 農業用排水施設の新設・変更を除く特定土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない農地 cf)特定土地改良事業等 ○ 区画整理 ○ 農地・採草放牧地の造成 ○ 埋立て・干拓 ○ 客土・暗きょ排水その他の改良保全 ※ 国や県の事業又は国や県の補助等の事業に限る。	(1) おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地 (2) 特定土地改良事業等の施行区域内にある農地 cf)特定土地改良事業等 ○ 農業用排水施設 ○ 区画整理 ○ 農地・採草放牧地の造成 ○ 埋立て・干拓 ○ 客土・暗きょ排水その他の改良保全 ※ 国や県の事業又は国や県の補助等事業農業改良資金融通法に基づく貸付事業、日本政策金融公庫からの貸付事業に限る。 (3) 傾斜・土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	(1) 相当数の街区を形成している区域内にある農地 (2) おおむね500m以内に鉄道の駅・軌道の停車場又は船舶の発着場、都道府県庁・市役所・区役所又は町村役場(支所を含む)、その他これに類する施設がある農地 (3) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である区域にある農地 (4) 農用地区域内農地、甲種農地、第一種農地、上に掲げた第二種農地、第三種農地のいずれにも該当しない農地	(1) 水管、下水道管、又はガス管が2種類以上埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地 (2) おおむね300m以内に鉄道の駅・軌道の停車場又は船舶の発着場、高速L.C.の出入口、都道府県庁・市役所・区役所又は町村役場(支所を含む)その他これに類する施設がある農地 (3) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地 (4) 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地 (5) 用途地域内の農地(農業上の調整が調ったもののみ) (6) 土地区画整理事業の施行に係る区域

3 営農条件からみた農地の区分に応じた許可基準（立地基準）

農用地区域内農地	甲 種 農 地	第一種農地	第二種農地	第三種農地
基準）原則として許可することができない。 例外） (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 (2) 農振整備計画において指定された用途に供する場合 (3) 仮設工作物の設置その他の一時的な（農用地区域内に限り上限は3年間）利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合	基準）原則として許可することができない。 例外） (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 (2) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合 (3) 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設（ただし、次のアからエについては、周辺の他の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。） ア 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設の用に供する場合 イ 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供する場合 ウ 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の用に供する場合 エ 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、農地又は採草放牧地の敷地面積がおおむね500m²を超えない施設の用に供する場合 (4) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当する事業の用に供するために行われるもの ア 調査研究の事業の用に供する場合 イ 土石その他の資源の採取の事業の用に供する場合 ウ 水産動植物の養殖用施設その他これに類するものの事業の用に供する場合 エ 一般国道若しくは都道府県道の沿道の区域又は高速I.C.の周囲おおむね300m以内の区域において、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設の用に供する場合 オ 既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）の場合	基準）原則として許可することができない。 例外） (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 (2) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合 (3) 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設（ただし、次のアからエについては、周辺の他の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。） ア 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設の用に供する場合 イ 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供する場合 ウ 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の用に供する場合 エ 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される施設の用に供する場合 (4) 市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ア 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要がある施設の用に供する場合 イ 火薬庫又は火薬類の製造施設の用に供する場合 ウ ア又はイに類する施設の用に供する場合 (5) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当する事業の用に供するために行われるもの ア 調査研究の事業の用に供する場合 イ 土石その他の資源の採取の事業の用に供する場合 ウ 水産動植物の養殖用施設その他これに類するものの事業の用に供する場合 エ 一般国道若しくは都道府県道の沿道の区域又は高速I.C.の周囲おおむね300m以内の区域において、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設の用に供する場合 オ 既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）の場合	基準）申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができない 例外） 転用行為が、左欄の「例外）」に掲げるものは例外的に許可できる。 この場合、左欄の例外）の（3）のアからエに掲げる施設にあっては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる。	基準）許可し得る。

農用地区域内農地	甲 種 農 地	第一種農地	第二種農地	第三種農地
	(5) 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合（全地面積のうち、第一種農地の面積の割合は3分の1以下、甲種農地の割合は5分の1以下） (6) 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかの事業の用に供する場合 ○ 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 ○ 非常災害のために必要な応急措置 ○ 非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為 ○ 集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画の定められた区域内において行われる集落地区施設及び建築物等の整備 ○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画に従って行われる優良田園住宅の建設 ○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域内の農用地の利用の合理化に資する事業	カ 転用の許可又は届出に係る事業のために欠かすことのできない道路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、その他の施設の用に供する場合 (6) 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合（全地面積のうち、第一種農地の面積の割合は3分の1以下、甲種農地の割合は5分の1以下） (7) 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかの事業の用に供する場合 ○ 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。） ○ 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 ○ 地すべり等防止法に基づく急傾斜地崩壊防止工事 ○ 非常災害のために必要な応急措置 ○ 土地改良事業計画で非農用地区域に定められた用途に供する場合 ○ 工場立地法で定められた区域内への工場等の設置 ○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条第1項第1号に掲げる業務 ○ 集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画の定められた区域内において行われる集落地区施設及び建築物等の整備 ○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画に従って行われる優良田園住宅の建設 ○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域内の農用地の利用の合理化に資する事業 ○ 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業（市町村が作成した復興整備計画に係るもので、復興整備協議会における協議が調ったもので、復興のため必要かつ適当であると認められ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。） ○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律に基づき作成された基本計画に定められた設備整備区域内で設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備（ただし、農林漁業の健全な発展に資する取組について協議会で協議が調っている場合に限る。） ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第2号に規定する促進区域（農業上の土地利		

農用地区域内農地	甲 種 農 地	第一種農地	第二種農地	第三種農地
	(7) 以下の地域整備法に基づき、特定施設の整備が行われる場合 ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 ・ 総合保養地域整備法 ・ 多極分散型国土形成促進法 ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (8) 農振法に基づく農振整備計画で、その種類、位置及び規模が定められている施設を整備する場合	用との調整が調ったものに限る。) 内において同法第21条の2第1項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 ○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第2項第2号ニに規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第5条第2項第2号ニに規定する事業 (8) 以下の地域整備法に基づき、特定施設の整備が行われる場合 ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 ・ 総合保養地域整備法 ・ 多極分散型国土形成促進法 ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (9) 農振法に基づく農振整備計画で、その種類、位置及び規模が定められている施設を整備する場合		

◎ 農地区分の優先順位

〔調整区域〕 農用地区域内農地＞甲種農地＞第三種農地＞第二種農地(積極的規定分)＞第一種農地＞第二種農地(消極的規定分)
 〔そ の 他〕 農用地区域内農地＞第三種農地＞第二種農地(積極的規定分)＞第一種農地＞第二種農地(消極的規定分)

4 立地基準以外の基準（一般基準）

立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

- (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合〔法 § 4-6-3、法 § 5-2-3〕
- (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合〔法 § 4-6-4、法 § 5-2-4〕
- (3) 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
 〔法 § 4-6-5、法 § 5-2-5〕
- (4) 一時転用
 - ア) 仮設工作物の設置その他一時的な利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められない場合〔法 § 4-6-6 3、法 § 5-2-7〕
 - イ) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合〔法 § 5-2-6〕
 - ウ) 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合〔法 § 5-2-8〕

農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）様式一覧表

頁	様式番号	書類名	元号 記載	指令 番号	備考
6	2-1	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書	○	—	市街化区域内農地届出関係
7	2-2	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書	○	—	〃
8	2-3	届出書1の欄 届出当事者の氏名、住所及び職業 届出書2の欄 届け出ようとする土地の所在等	—	—	〃
8	2-4	農地転用届出整理簿	○	—	〃
9	2-5	受理通知書	○	—	〃
10	2-6	不受理通知書	○	—	〃
11	2-8	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出通知書	○	—	〃
12	2-9	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出通知書	○	—	〃
15	3-1	買受適格証明願	○	—	買受適格証明関係
16	3-2	買受適格証明願に係る意見書	○	—	〃
17	3-3	買受適格証明願整理簿	—	—	〃
18	3-4	買受適格証明不交付通知書	○	—	〃
20	4-1	制限除外の農地の移動届	○	—	制限除外の農地移動届
21	4-2	制限除外整理簿	—	—	〃
24	4-3	事業計画書	—	—	電気事業者の制限除外農地移動
26	5-1	農地法第 条の規定による許可申請の取下願	○	—	許可申請取下
27	5-2	農地法第 条の規定による許可申請の取り下げについて（※受理通知書）	○	—	〃
28	5-3	（※却下指令書）	○	○	〃
31	6-1	農地法第4・5条第1項の規定による許可の証明願	○	—	許可証明
32	6-2	農地法第 条第 項第 号の規定による届出受理の証明願	○	—	〃
33	6-3	農地法第 条第1項の規定による許可を取消されていないことの証明願	○	—	〃
34	6-4	農地法第 条第1項の規定による許可があったこと及び許可を取消していな いことの証明願	○	—	〃
35	6-5	許可（届出受理）及び取消されていない旨の証明願、整理簿	○	—	〃
37	7-1	農地法第 条の規定による許可申請書記載事項変更願	○	—	許可申請書記載事項変更
39	8-1	農地法第 条の規定による許可指令書の訂正願	○	—	許可指令書訂正
40	8-2	許可指令書訂正事項整理簿	○	—	〃
43	9-1	農地法 条第1項の規定に基づく許可申請に係る不備書類等の補正について（催告）	○	—	申請書補正
46	10-1	証明願（非農地証明）	○	—	非農地証明
47	10-2	証明願（転用事実証明）	○	—	転用事実証明
48	10-3	現況確認証明願整理簿	○	—	現況確認証明
51	11-1	一時利用地指定通知書	○	—	非農用地区域の設定を伴う土地改良事業 を行う場合における農地転用許可
53	11-2	異種目換地指定通知書	○	—	〃
54	11-3	確約願	○	—	〃
54	11-4	証明願（異種目換地予定地である旨）	○	—	〃
55	11-5	証明願（創設換地予定地である旨）	○	—	〃
55	11-6	証明書（換地計画に定められた非農用地区域の用途及び当事業主体が取得予定である 旨）	○	—	〃
58	12-1	農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号及び（並びに）農業振興地 域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討 を求める申出書	○	—	地域計画内において認定農業者が農業用 施設を設置する場合の例外規定
60	12-2	検討結果通知書	○	—	〃
61	12-3	農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号及び（並びに）農業振興地 域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討 結果に対する意見聴取について	○	—	〃
63	13-1	農地法第 条の規定による許可の取消願	○	—	許可処分取消
64	13-2	農地法第 条の規定による許可の取消について（※許可権者→願出人）	○	—	〃
65	13-3	農地法第 条の規定による許可の取消について（※農林水産部長→農業委員長）	○	—	〃
69	14-1	違反転用事案報告書	○	—	違反転用処分
71	14-2	農地転用違反是正について（※農業委員会会長名）	○	—	〃
72	14-3	農地転用違反是正について（※県知事名）	○	—	〃
73	14-4	聴聞通知書	○	—	〃
74	14-4	（別紙）聴聞に關しての留意事項	—	—	〃
75	14-5	弁明手続通知書	○	—	〃
76	14-6	処分書	○	○	〃
77	14-7	命令書	○	○	〃
78	14-8	農地法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について	○	—	〃
100	—	事業経歴書（建売住宅）（農地法第4条・第5条申請書添付参考資料）	—	—	農地転用申請
110	1-1	農地法第4条第1項の規定による許可申請書	○	—	〃
112	1-2-（1）	農地法第5条第1項の規定による許可申請書	○	—	〃
114	1-2-（2）	申請書の1の欄 当事者の氏名（名称）住所（所在地）等	—	—	〃
114	1-2-（3）	申請書の3の欄 許可を受けようとする土地の表示等氏名	—	—	〃

頁	様式番号	書類名	元号 記載	指令 番号	備考
115	1－3	意見書（※土地改良区意見）	○	－	〃
116	1－4－（1）	農地法第 条の規定による許可申請送付意見書	○	－	〃
118	1－4－（2）	農地法第 条の規定による許可申請調査及び審査表	○	－	〃
119	1－5－（1）	許可指令書	○	○	〃
120	1－5－（2）	不許可指令書	○	○	〃
121	1－5－（3）	却下指令書	○	○	〃
122	1－5－（4）	農地転用許可後の工事進捗（完了）状況報告について（第 回）	○	－	〃
123	1－7	農地法第4条処理一覧表	○	－	〃
123	1－8	農地法第5条処理一覧表	○	－	〃
124	1－9	農地法第4・5条の規定による許可（不許可）指令書について	○	－	〃
124	1－11	農地転用許可申請整理簿	○	－	〃
125	1－12－（1）	農地法第4条審査表	○	－	〃
126	－	審査表（別紙）	－	－	〃
127	1－13	農業を営む者の証明願	○	－	〃
128	1－14	農地法附則第2項第 号に基づく協議に係る事案の概要書	○	－	〃
152	2－1	催告書	○	－	許可後の転用事業促進
153	2－2	通知書	○	－	〃
157	3－1	農地法第4・5条の規定による許可後の事業計画変更申請書	○	－	許可後（事業完了前）の事業計画変更
158	3－2	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書	○	－	〃
159	3－3	農地法第 条の規定による許可後の事業計画変更申請書（一時転用）	○	－	〃
160	3－4	農地転用許可後の計画変更申請整理簿	○	－	〃
161	3－5	農地法第4・5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見書	○	－	〃
162	3－6	農地法第 条の許可後の計画変更について	○	－	〃
163	3－7	農地法第 条の許可後の計画変更について（※一時転用関係）	○	－	〃
164	3－8	農地法第 条の許可後の計画変更について（※不承認）	○	－	〃
167	4－1	農地法第4条第8項の規定による協議書	○	－	〃
168	4－2	農地法第5条第4項の規定による協議書	○	－	〃
170	4－3	法定協議事前調整申出書	○	－	〃
172	4－4	農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議について（回答）	○	－	〃
173	4－5	農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議に関する事前調整について（回答）	○	－	〃
178	様式第1号	事業計画書	○	－	農地埋立（一時転用）
180	様式第2号	作付け計画書	○	－	〃
181	様式第3号	土砂等の発生・埋立等のフローシート	－	－	〃
182	様式第4号の1	発生土証明書	○	－	〃
183	様式第4号の2	土砂搬出同意書	○	－	〃
184	様式第5号	事業進捗（完了）状況報告書	○	－	〃
185	様式第6号	現地調査報告書	○	－	〃
186	様式第7号	農地改良協議書	○	－	農地埋立（農地改良協議）
187	様式第8号	農地改良計画書	○	－	〃
188	様式第8号の2	農地改良フローシート	－	－	〃
189	様式第8号の3	農地改良協議に対する同意について（通知） 農地改良協議に対する不同意について（通知）	○	－	〃
190	様式第9号	農地改良同意済標識	○	－	〃
191	様式第10号	事業完了届	○	－	〃
192	様式第11号	○○○○事業届出書	○	－	農地埋立（畜産関係事業届出）
193	様式第12号	○○○○事業届出済標識	○	－	〃
194	様式第13号	○○○○事業完了届	○	－	〃
201	様式1	農地改良協議整理簿	○	－	農地埋立（農地改良協議）
202	様式2	農地改良協議状況報告書	○	－	〃
203	様式3	農地の埋立等に係る違反転用事案報告書	○	－	農地埋立（違反報告）
216	－	農地法第 条の規定による許可後の事業計画変更申請書（一時転用）	○	－	農地埋立（許可後事業計画変更）
219	様式第1号	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書	○	－	農地等の一時転用に係る許可の取扱い、(国通知)
220	様式第2号	事業完了報告書	○	－	〃
221	様式第3号	現地調査報告書	○	－	〃
249	別紙様式例第1	営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書	○	－	営農型太陽光発電関係
255	別紙様式例第2	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み	○	－	〃
257	別紙様式例第3	下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書	○	－	〃
258	別紙様式例第4	申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書	○	－	〃
260	別紙様式例第5	営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書	○	－	〃
261	別紙様式例第6	下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書	○	－	〃
262	別紙様式例第7	営農型太陽光発電設備の改築に係る報告	○	－	〃

頁	様式番号	書類名	元号 記載	指令 番号	備考
263	別紙様式例第8	営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告	○	—	〃
264	別紙様式例第9	営農型太陽光発電事業の承継に係る報告	○	—	〃
265	別紙様式例第10	栽培実績書	○	—	〃
269	別紙様式例第11	収支報告書	○	—	〃
271	別紙様式例第12	農地法における違反事案についての情報提供（通知）	○	—	〃
265	別紙様式例第10	栽培実績書	○	—	〃
269	別紙様式例第11	収支報告書	○	—	〃
276	様式第1号	盛土等に関する確認書	○	—	農地における盛土等の取扱い
277	様式第2号	盛土等計画書	—	—	〃
278	様式第3号	現地調査報告書	○	—	〃
279	様式第4号	違反盛土等報告書	○	—	〃
280	様式第5号	違反盛土等発見報告書			
283	参考様式（1）	○○諮問第 号（※農地法第4条の規定による）	○	—	転用申請に伴う常設審議委員会への諮問
283	参考様式（2）	○○諮問第 号（※農地法第5条の規定による）	○	—	〃
284	参考様式（3）	（農地法第4条諮問）	—	—	〃
284	参考様式（4）	（農地法第5条諮問）	—	—	〃